岩井良雄著

祝詞宣命語法考

笠間書院刊

213-1900523

目次

祝詞・宣命語法考序説……二

第一編　用言

用言総説……五
一　動詞……七
総説……七
(一)　動詞の用法……八
実質的用法……九　形式的用法……一三
(二)　活用形の用法……一七
未然形……一七　連用形……一八　終止形……二三
連体形……二四　已然形……二六　命令形……二六
名詞形……二二
(三)　活用の種類……二三
四段活用……二三　上二段活用……六二　下二段活用……六七
上一段活用……七七　か行変格活用……七九　さ行変格活用……八一

Asia Library
PL
532.2
.I95

な行変格活用……八三　ら行変格活用……八四
二　形容詞……八九
総説……八九
く活用一……九〇　く活用二……九二　しく活用……九五
かり活用……一〇一
特殊形容詞……一〇一
三　形容動詞……一〇二
総説……一〇二
なり活用……一〇五

第二編　助動詞

助動詞総説……一〇九
未然形に添う助動詞……一一〇
す……一一〇　しむ……一一二　す……一一三
ゆ・らゆ……一一四　る・らる……一一五　む……一一七
まし……一一八　ず……一二〇　ぬ……一二一
ざり……一二三　じ……一二四
連用形に添う助動詞……一二五
つ……一二五　ぬ……一二九　たり……一三一
き……一三二　けり……一三五　けむ……一三八
終止形に添う助動詞……一三九
べし……一三九　ましじ……一四一　まじ……一四二
らむ……一四四　らし……一四五
命令形に添う助動詞……一四七
り……一四七
諸語に添う助動詞……一五一
なり……一五一　ごと・ごとし……一五三

第三編　助詞

助詞総説……一五七
関係助詞……一六一
格助詞……一六一
の……一六一　が……一六五　つ……一六七
を……一六六　に……一六九　と……一七四
とて……一七七　として……一七八　ゆり・ゆ・より……一七八
して……一八一　をして……一八一　にして……一八二
を以て……一八二
並列助詞……一八五
と……一八五

接続助詞……一八六
ば……一八六　とも……一八八　ど・ども……一八九
ても……一九〇　を……一九一　に……一九一
て……一九二　して……一九六　つつ……一九七
ながら……一九七
添意助詞……一九九
副助詞……一九九
だに……一九九　さへ……二〇〇　のみ……二〇一
まで……二〇一　ながら……二〇三
係助詞……二〇四
は……二〇四　も……二〇五　そ・ぞ……二〇七
なも……二〇八　や……二一〇　か……二一一
かも……二一二　こそ……二一四　し……二一六
しも……二一九
準体助詞……二二〇
し……二二〇　の……二二一　い……二二三
終助詞……二二三
しか……二二三　な……二二四　な……二二五
そ……二二五　ものを……二二六
間投助詞……二二七
を……二二七
第四編　敬語法
敬語法総説……二二九
尊敬語……二三〇
坐す……二三〇　います……二三三　おほまします……二三三
ます……二三四　知しめす……二三五　聞しめす……二三五
見そなはす……二三七　おもほす・おもほしめす……二三八　おもほします……二三九
依さす・知らす・行はす……二三九　たぶ……二四〇　たまふ……二四一
謙譲語……二四一
献る・進る・奉る……二四三　賜はる・給はる……二四四　食ふる……二四五
丁寧語……二四七
侍り……二四七
第五編　特殊句法
特殊句法総説……二四九
祝詞特殊句法……二五〇
称辞竟へ奉る……二五〇

朝日の豊逆登に……二五三
宣はく――宣ふ　申さく――申す……二五三
申し給はくと申す　奏し賜はくと奏す……二五四
御名を白さく――御名は白して……二五五
赤丹の穂に聞しめす……二五五
諸聞し食せと宣る（諸聞食基宣）……二五六
茂し榊の中取り持ちて……二五六
宣命特殊句法……二五七
豈障るべきものにあらず……二五七
進むも知らに退くも知らに……二五七
己がひきひき……二五八
聞食倍止宣・聞食止宣・聞食宣・聞宣……二五九
神ながら念ほしめす……二五九

索引……二六五

まえがき

一　本書は、祝詞・宣命の語法の研究書である。

二　語法の資料は、主として鈴木重胤祝詞講義、次田潤祝詞新講、および本居宣長続紀歴朝詔詞解、金子武雄続日本紀宣命講に拠った。

三　引用の例文は、祝詞講義、詔詞解とも、漢字書きに片仮名の訓を施したものであるが、祝詞新講、続日本紀宣命講に倣って、平仮名交りの書きくだしとした。ただ引用の焦点となる部分は、漢字の原文を書き加えておいた。

四　用例にはすべて出所を明記した。祝詞の場合は、たとえば、「祝詞、祈年祭」「祝詞、春日祭」など。また宣命の場合は、「宣命、五詔」「宣命、一三詔」など。

五　動詞・形容詞・形容動詞のうち、意味の解しにくい語については、略解を加え、助動詞・助詞には、現代口語を当てておいた。

六　本論外の問題で、本論の事項に関係あるものについては、本論の直後に「付記」として述べた。また祝詞・宣命には欠けて現われない事項で、しかも奈良時代には広く用いられるものについては、その都度補説することにつとめ、奈良時代全般としての特徴を明らかにした。

七　本書は、語法論を主体とするものではないから、語法上の用語については、特別の場合のほかは、必ずしも解説を加えない。また主語・述語・修飾語、あるいは接頭語・接尾語等については、主句・述句・修飾句、あるいは接

頭素・接尾素などの名称を用いた。「語」の乱用を避けたのである。

八　第四・五編の「敬語法」「特殊句法」については、祝詞・宣命中のもっとも多く慣用されたものについて記した。

昭和五十四年四月

祝詞・宣命語法考序説

祝詞は天皇の大命により、中臣氏が神主祝部等に対して、神徳をたたえ、国家の安泰、五穀の豊饒を祈願する旨を伝える文書である。また宣命は、天皇の詔を奉じ、宣命使がもろもろの人々に御意をのべ伝える文書で、即位改元・立后・立坊等の大儀、および任大臣、贈位等の儀式に用いたのである。いずれも、大君の大命による点に共通性を有する。したがって、宣命は言うまでもなく、祝詞にも、「諸聞食宣」という句が用いられている。

祝詞も宣命も、漢字による国語の表記で、書紀のような漢文構造はほとんど用いられず、国語の助動詞・助詞に至るまで、細かに記述され、奈良時代における散文として、特異な表記法である。

天皇や神祇に関する記述であるから、荘重厳粛な趣を存し、使用の言語も、独得の語句が選定されている。そうして、行文には彫琢の限りを尽くし、技巧の粋を集めている。この点は、祝詞の文章において特に顕著である。

この結果、文体が画一に傾き、型の文学となった欠点もある。ただ、宣命には、天皇の父母兄弟等に対する愛情の溢れるもの、あるいは佞奸邪悪の徒には烈しい憎悪をもって非難するものなど、人間的な感情の発露も見られる。

表記法は、いわゆる宣命書きで、観念語（実質語）は大字で、助動詞・助詞および送り仮名は小字をもって記す。

御年皇神等前乎白久……。祝詞、祈年祭

四方国乎安国登平久知食須我故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎称辞竟奉久登宣……。祝詞、祈年祭

我身遠草木土氐交天障事無久奈左牟止敕賜奈我良成奴礼波畝美貴美奈毛念食流。宣命、一五詔

乾政官大臣仁方敢天仕奉倍岐人無時波、空久置弖在官尓阿利。宣命、二六詔

祝詞・宣命の、このような表記法は、万葉集などとは異なる体裁である。

祝詞・宣命に現われた語彙は、次の平安時代に比して、かなり古代的であり、特に体言・用言などには、平安時代に早く消滅したものが多い。

語法の面では、形容動詞が十分に成立を遂げず、助動詞にも、奈良時代で衰滅したものもある。助詞では、間投助詞がわずか一例に過ぎないという事実もある。

敬語法は、当時としては、もっとも複雑多岐であり、特殊句法においても、目新しいもの十例ほどである。

なお、祝詞・宣命については、修辞上特筆すべき問題が多々あり、殊に祝詞において多いが、語法とはおのずから別個の問題であるから、これに関しては他の機会に譲ることとする。

第一編　用　言

用言総説

ここに用言というのは、動詞・形容詞・形容動詞の総称である。内容的には事物の属性を表わし、語法的には自身の力によって述句となり得る語である。

属性には、事物の動作作用あるいは存在を表わすもの、性質状態を表わすものとに大別される。前者が動詞、後者が形容詞・形容動詞である。

用言は、それぞれ、使用の場に応じて語形が変化する。この変化した個々の形を活用形と呼ぶのであるが、これに、次の七形がある。

未然形　連用形　終止形　連体形　已然形　命令形　名詞形

動詞は、大方七形を有するが、形容詞・形容動詞は連用形・終止形・連体形の三形を有するのが普通である。祝詞・宣命においては、已然形はきわめてまれである。

また、用言について、その変化の形式を見ると、これも動詞・形容詞・形容動詞それぞれに相違がある。

動詞

四段活用　上二段活用　下二段活用　上一段活用　か行変格活用　さ行変格活用　な行変格活用　ら行変格活用

形容詞

く活用　しく活用　かり活用　特殊形容詞無活用

形容動詞

「何なり」の語形を有するもの一種類

用言は、前述のように、自身の力によって述句となり得るが、特に動詞には、他の動詞に下接して、助動詞に類似する用法を兼有するものがある。自身で述句となる場合を実質的用法、後の場合を形式的用法（補助的用語）という。

一　動詞

総説

祝詞・宣命の動詞は、まずその活用形において、未然形以下命令形など六形のほかに、名詞形がある。「救はく」「奏さく」「賜はく」「奉らく」「来らく」などの形で、「来らく」を除いては、その用例数は、おびただしく多い。音便形はまだ発生しない。「是を以て」（是以）の例、すべて二十一例あるが、詔詞解は「ココヲモテ」と読んでいる。万葉集にも、

吾妹子が形見の衣なかりせば何物もてか（母弖）命継がまし　万十五、三七三三

このように「母弖」がある。

要するに「モテ」は「モッテ」の撥音記号の無表記ではなく、「モチテ」の略音であろう。したがって、撥音便形はもちろん、その他の音便形もないわけである。

活用の種類においては、下一段活用がない。

活用の行においては、ま行・ば行両様に活用する動詞がある。「恵む」「貴む」を一方には「恵ぶ」（慈ぶ）「貴ぶ」という類である。しかしまた後世ま行に言うものを、ば行に言うこともある「怪しぶ」「慈しぶ」「悲しぶ」「悔しぶ」など。

個々の動詞についていえば、奈良時代独得のものがあり、平安時代まで長らえないものが存在し、中には意味の難解なものさえある。これに関しては、後段各論において明らかになるであろう。

また、平安時代以後には四段活用であった「喜ぶ」が、当時上二段活用であって「喜ぶる」といい、あるいは、後世上二段活用である「懼れ」「垂れ」が、祝詞・宣命では、四段活用で、「懼り」「垂り」と言った。

このように、後世と比較して、活用の種類の転換する現象が現われているが、いずれも祝詞・宣命におけるものが古形なのである。

(一)　動詞の用法

動詞の用法に、実質的用法と形式的用法とがあることはすでに述べたが、同一の動詞でこの二用法を有するものは、主として、ある種の敬語動詞である。すなわち、「坐す」「います」「ます」「賜ふ（給ふ）」「奉る」「食ふる」「賜はる」「侍り」などである。

敬語動詞でも、「おはします」「敕ふ（宣ふ）」「知しめす」「聞しめす」「見そなはす」「念ほしめす」「つかはす」「献る」などは、形式的用法を有しない。

形式的用法は、別に補助的用法ともいわれるもので、多くは動詞に下接して用いられる場合のものである。

「食ふる」は、平安時代以後は全く実質的用法を失っているので、同時代以後は助動詞と認むべきものであるが、奈良時代には、一方に実質的用法を有するから、同時代における限り、助動詞とは認めない。

実質的用法

坐す

伊勢に坐す（伊勢ゟ坐）天照大御神の大前に白さく……。祝詞、祈年祭

山口に坐す（山口坐）皇神等の前に白さく……。祝詞、祈年祭

天皇が御世御世天つ日嗣高御座に坐して（高御座ゟ坐而）治め賜ひ慈び賜ひ来る食国天下の業となも、神ながら念ほしめさくと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、四詔

藤原宮に天下知しめししみましの父と坐す（父止坐）天皇の、みましに賜ひし天下の業と詔ふ大命を聞き食へ恐み、受け賜はり懼り坐す事を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、五詔

います

上といます（上止伊麻須）太政大臣禅師の、理の如く勧め行はしめ、教へ導き賜ふに依りてし、如此奇しく尊き験は顕はし賜へり。　宣命、四一詔

年の緒長く皇后坐さざる（不坐）事も、善からぬ行にあり。　宣命、七詔

此の二禅師等い（中略）世間の位冠をば楽はずいまさへども（伊末佐倍止毛）なも、猶止むことを得ずて、円興禅師に法臣の位授けまつる。宣命、四一詔

「坐」は「マス」とも「イマス」とも読む。第二例は、祝詞解の訓に従い、「イマス」と読む。

ます

皇孫尊は、高天原に事始めて、豊葦原の瑞穂の国を、安国と平らけく知し食して、天都日嗣の天都高御座にまし

まして（御坐天）……。　祝詞、中臣寿詞

掛けまくも恐き春日宮にましまし（掛恐御日宮）皇子を追皇として天皇と奉称し……。　宣命、四九詔

ただし、祝詞解は、第二例「ましまし」（御）を「オホマシマシ」と読んでいる。

書記には、実質的用法が多く見える。

天皇聞二神言一、有二疑之情一。仲哀紀、八年九月

聖王在レ上、明如二日月一。神功皇后紀、五十一年三月

男大迹天皇、晏然自若踞二坐胡床一。斉二列陪臣一、既如二帝坐一。継体紀、元年正月

賜ふ　給ふ

清麻呂等は、仕へ奉る奴と念ほしてこそ、姓も賜ひて（姓毛賜弖）治め給ひてしか、今は穢き奴として退け給ふに依りてなも、賜へりし（賜幣利之）姓は取りて、別部と成し給ひて、其が名は穢麻呂と給ひ（給比）、法均が名も広虫売と還し給ふと詔ふ御命を衆諸聞き食へと宣ふ。　宣命、四四詔

天皇が詔旨と今勅へるみことのりは、常の事にはあらず、むつ事と思ほし坐すが故に、なほあるべき物に有れやと思ほしめして、大御物賜はくと（賜久止）宣ふ。　宣命、八詔

奉る（タテマツる）

幣帛を神主祝部等受け賜はりて、事過たず捧げ持ちて奉れと（捧持奉登）宣る。　祝詞、祈年祭

如此奉る（如此奉）宇豆の幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に平らけく安らけく聞し食して……。

祝詞、広瀬大忌祭

ほかに「献」「進」もタテマツルと読むが、これらには形式的用法がない。「奉」は、実質的用法としてはタテマツル、形式的用法としてはマツルと読む。

食ふる

由紀須伎二国の献れる黒き白きの御酒を赤丹のほにたまへゑらき（多末倍恵良岐）、常も賜ふ酒幣の物を賜はり以ちて退れとしても、御物賜はくと宣ふ。宣命、三八詔

諸臣等と共に、異に奇しく麗はしく白き形をなも見喜ぶる。故是を以て、黒き白きの御酒食へゑらき（食倍恵良岐）、常も賜ふ酒幣の物賜はれとして、御物給はくと宣ふ。　宣命、四六詔

「食へ」はいただく意。ここは御酒をいただいてよろこび楽しむをいう。

賜はる

常も賜ふ酒幣の物を賜はり以ちて（賜方利以天）退れ。　宣命、三八詔

常も賜ふ酒幣の物賜はれ（賜礼）として、御物給はくと宣ふ。　宣命、四六詔

「賜はる」も、いただく。

侍り

皇朕、高御座に坐し初めしゆり、今年に至るまで六年になりぬ。此の間に天つ位に嗣ぎ坐すべき次として、皇太子侍りつ（侍豆）。　宣命、七詔

かくある御命を、朕又一二の豎子等と、（先帝ノ御前ニ）侍りて（侍天）聞き食へてあり。　宣命、二九詔

今示現れ賜へる如来の尊き大御舎利は、別に好く大ましませば、（中略）意中に昼も夜も倦み怠ること無く、謹み礼まひ仕へ奉りつつ侍り（侍利）。　宣命、四一詔

あり

天下の政に置きて独知るべきものならず、必ずもしりへの政あるべし（政有倍之）。　宣命、七詔

黄金は人国より献ることは有れども（有登毛）、斯の地には無き物と念へるに……。　宣命、一二詔

「あり」が、自身単独で述句となる場合は、存在の意識をもつ実質的用法である。

形式的用法

坐す

皇神の敷き坐す（敷坐）下都磐根に宮柱太知り立て……。　祝詞、祈年祭

山川の広く清き地に遷り出で坐して（遷出坐氐）、神ながら鎮まり坐せ（鎮坐世）と、称辞竟へ奉らくと申す。　祝詞、遷却崇神

皇御孫命の静まり坐さむ（静坐牟）大倭の国と申して……。　祝詞、出雲国造神賀詞

天皇の、みましに賜ひし天下の業と詔ふ大命を聞き食へ恐み、受け賜はり、懼り坐す（懼理坐）事を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、五詔

我が児、我が王、過無く罪無くあらば、捨てますな（捨麻須奈）忘れますな（忘麻須奈）と負ほせ賜ひ宣り賜ひし大命に依りて、かにかくに、年の六年を試み賜ひ使ひ賜ひて、此の皇后の位を授け賜ふ。　宣命、七詔

忌み忍ぶ事に似る事をしなも、常労しみ重しみ念ほし坐さく（所念坐久）と宣ふ。　宣命、二詔

「坐す」は、その上位動詞に尊敬の意を加えるもの。「捨てますな」は、捨てなさるな。お捨てなさいますな。「念ほし坐さく」は、「念ほす」という尊敬動詞に、さらに尊敬の意が加わったわけである。

およづれかも、たはごとをかも云ふ。信にしあらば、仕へ奉りし太政官の政をば、誰に任さしかも罷りいます（罷伊麻須）、孰に授けかも罷りいます（罷伊麻須）。　宣命、五一詔

君は慈を以て天下の政は行ひ給ふものにいませばなも（行給物尓伊麻世波奈毛）、慈び愍み給ひて免し給ふ。　宣命、四四詔

この「いませ」は、動詞の連用形に添うものではないが、上位の「に」との結合で、「にあれ」の尊敬態となる。「にあれ」の「あれ」は事物の存在を示す実質的用法ではなく、「に」を吸収して、「なれ」とひとしく形式的用法である。この場合の「にいませ」も、これに準じて考えられる。「ものデアルから」の尊敬態となるわけである。この類例なお二、三例ある。

ます

「まし」（坐し）に、さらに「坐す」の重なった動詞で、「坐す」よりさらに敬意を深めたものといわれる。

悠紀主基の黒木白木の大御酒を、大倭根子天皇が天都御膳の遠御膳と、汁にも実にも赤丹の穂にも聞し食して、豊明に明りましまして（明御坐氐）……。　祝詞、中臣寿詞

康治元年より始めて、天地月日と共に照し明らしましまさむ（明良志御坐）事に本末傾かず茂し槍の中執り持ち仕へ奉る大中臣朝臣清親、寿詞を称辞定め奉らくと申す。　祝詞、中臣寿詞

「ます」の用例は宣命にはなく、祝詞にも右の二例である。ここの動詞「明り」は、四段活用、「明らし」も四段活用、他動詞である。

「明りまして」は、明るく（赤く）おなりになって。「明らしましまさむ」は、明かるくなさるであろう。天下を照らし明るくなさるであろう。

賜ふ　給ふ

今年二月に、御年初め賜はむとして（初将賜登為而）皇御孫命の宇豆の幣帛を、朝日の豊逆登に、称辞竟へ奉らくと宣る。祝詞、祈年祭

夜は七夜、昼は七日、吾をな見給ひそ（吾乎奈見給比曽）と申し給ひき（申給比支）。祝詞、鎮火祭

此の食国を調へ賜ひ（調賜比）平らげ賜ひ（平賜比）、天下の公民を恵び賜ひ（恵賜比）撫で賜はむとなも（撫賜牟比奈母）神ながら思ほしめさくと詔ふ天皇が大命を、諸聞き食へと詔ふ。宣命、一詔

三宝の奴と仕へ奉る天皇が命らまと盧舎那仏の大前に奏し賜へ（奏賜部）と奏さく……。宣命、一三詔

丈部姉女をば、内つ奴と為て、冠位挙げ給ひ（挙給比）、根かばね改め給ひ（根可婆禰改給比）治め給ひき（治給伎）。宣命、四三詔

たぶ

「たぶ」は、「たまふ」より丁寧の度が低いといわれる。「たまふ」の転音である。

祖父大臣（不比等。仲麻呂の祖父）の、明く浄き心を以て、御世累ねて天下申し給ひ、朝廷助け仕へ奉りたぶ事を（助仕奉利多夫事乎）、うむがしみ、辱み念ほしめして……。宣命、二六詔

掛けまくも畏き聖の天皇朝、太政大臣として仕へ奉れと敕へれど、（仲麻呂が）数数辞び申したぶに依りて（申多夫仁依弖）受け賜はりたはず（受賜多婆受）成りにし事も悔しと念ふが故に……。宣命、二六詔

朕が師大臣禅師の、朕を守りたび助けたぶ（守多比助賜）を見れば、内外二種の人等におきて、其の理に慈哀しみて、過なくも仕へ奉らしめてしかと念ほしめして、かたらひのりたぶ（可多良比能利多布）言を聞くに、是の太政大臣の官を授けまつるには敢へたびなむかと（敢多比奈牟可等）なも念ほす。宣命、三六詔

また敕はく、是の位を授けまつらむと申さば、必ず敢へじいなと宣りたばむと（宣多方牟止）念ほしてなも、申さずして是の太政大臣禅師の御位授けまつると敕ふ御命を、諸聞き食へと宣ふ。宣命、三六詔

「たぶ」の実質的用法は、祝詞・宣命にはない。万葉集に次の例がある。

あかねさす昼は田たびて（多婢弖）ぬばたまの夜のいとまに摘める芹子これ　万二十、四四五五

「田たび」は、班田を下さる意。班田で農作するをいう。

奉る（マツル）

朝には御門を開き奉り（開奉）、夕には御門を閉て奉りて（閉奉弖）、（中略）夜の守日の守りに守り奉るが故に（守奉故）皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る（竟奉久登宣）　祝詞、祈年祭

此の大瑞の物は、天に坐す神、地に坐す神の、相うづなひ奉り福はへ奉る（相宇豆奈比奉、福奉）事に依りて、顕はし奉れる（顕奉礼）貴き瑞なるを以て、御世の年号を改め賜ひ換へ賜ふ。宣命、六詔

貞しく明かに浄き心を以て、朕が子天皇に侍へ奉り（奉侍利）護り助けまつれ（護助麻都礼）。継ぎては、是の太子を助け侍へ奉れ（助奉侍礼）。宣命、四五詔

動詞の連用形に下接する「奉る」は形式動詞で、この場合は「マツル」と訓ずるのが慣例である。「何々しモウシアゲル」。

食ふる

如是此の状を聞き食へ悟りて（聞食悟而）敬しく仕へ奉らむ人は、其の仕へ奉れらむ状の随に品讃め賜ひ……。宣命、一詔

敬福い、部内の小田郡に黄金出でたりと奏して献れり。此を聞き食へ（聞食）、驚き悦び貴び念はくは……。

宣命、一二詔

河内国大県郡の智識寺に坐す盧舎那仏を礼み奉りて、則ち朕も造り奉らむと思へども得為さざりし間に、大神の救はく、神我天神地祇を率ゐいざなひて必ず成し奉らむ、我が身を草木土に交へて、障る事無くなさむと救り賜ひながら成りぬれば、歓しみ貴みなも念ひ食ふる（念食流）。　宣命、一五詔

「聞き食へ」は、聞かせていただき。うけたまわり。「念ひ食ふる」は、お思い申す。

賜はる　給はる

朕一人やは貴き大瑞を受け賜はらむ（受賜牟）　宣命、一三詔

丈部姉女（中略）志計志麻呂を天つ日嗣と為むと謀りて、天皇の大御髪を盗み給はりて（盗給波利旦）、きたなき佐保川の髑髏に入れて、大宮の内に持ち参来て……。　宣命、四三詔

「たまはる」の形式的用法は、この二例のみ。

侍り

如是仕へ奉り侍るに（仕奉侍尓）、去年の十一月に、威きかも我が王、朕が子天皇の詔はく……。　宣命、三詔

天皇が朝廷の、始め賜ひ造り賜へる宝を国の宝として、此の王を供へ奉らしめ賜へば、天下に立て賜ひ行ひ賜へる法は絶ゆべき事は無くありけりと見聞き喜び侍り（見聞喜侍）と奏し賜へと詔ふ大命を奏す。宣命、一〇詔

生みの子の八十つぎにし仕へ奉り報ゆべくあるらしと、夜昼恐まり侍るを（恐麻利侍乎）、いや益す益すに朕が私の父母はらからに至るまでに、あるべき状の任と、上げ賜ひ治め賜ふ事、甚恐し。　宣命、二五詔

すべて「――テオリマス」に当たる。

あり

天下の君と坐して、年の緒長く皇后坐さざる事も、一つの善からぬ行にあり（行尓在）。　宣命、七詔

皇と坐して、天下の政を聞し看す事は、労しき重しき事にありけり（事尓在家利）。　宣命、二三詔

乾政官の大臣には、敢へて仕へ奉るべき人無き時は、空しく置きてある官にあり（官尓阿利）。　宣命、二六詔

此は諸聖等、天神地祇の現し給ひ悟し給ふにこそあれ（悟給尓己曽在礼）。　宣命、四四詔

以上、いずれも「に――あり」の形式で、「あり」が「に」から連続する。「にあり」の約音は「なり」で、断定の意を示し、「あり」本来の「存在」の意味を失っている。これが「あり」の形式的用法である。

最終の例「悟し給ふにこそあれ」も、「に――あり」の形式である。「悟し給うのである。」の意。

(二)　活用形の用法

未然形

未然形は、それ自身の形のままで用いられることなく、各種の助動詞・助詞を添えて用いられる。「未然」（未だ然らず）という名称は、未然形が、添えられた助動詞・助詞とともに表わす意味をもって名づけられたものである。

父がかくしまにあれと念ひて、おもぶけ教へけむ事、過たず失はず（不過不失）家門荒さずして（家門不荒自）、天皇が朝に仕へ奉れとしてなも、汝たちを治め賜ふ。　宣命、一三詔

此の食国天下を調へ賜ひ、平らげ賜ひ、天下の公民を恵び賜ひ撫で賜はむとなも（撫賜牟止奈母）神ながら思ほしめさくと詔ふ天皇が大命を、諸聞き食へと詔ふ。　宣命、一詔

諸同じ心に為て、皇朝を助け仕へ奉らむ時に、如是の醜事は聞えじ（聞不宣）。　宣命、一七詔

志貴島に大八島国知らしし（知志）皇御孫命の、遠御膳の長御膳と赤丹の穂に聞し食す五穀物を始めて……。
祝詞、竜田風神祭

上下を斉へ和らげて、動きなく静かにあらしむるには（令有ル八）、礼と楽と二つ並べてし、平らけく長くあるべしと神ながらも思ほし坐して……。　宣命、九詔

愚痴（かたくな）にある奴は、思ひわく事も無くして、人の不当礼（なめく）無しと見咎むるをも知らずして、悪しき友に引率らるる（所引率流）ものにあり。　宣命、三五詔

今宣はく、奈良麻呂が兵起すに雇はえたりし（被雇多利志）秦等をば、遠く流し賜ひつ。　宣命、二一詔

如此あらむと知らませば（知末世婆）、心置きても談らひ賜ひ相見てましものを。　宣命、五八詔

誰（いづ）の神を先づ遣はさば（先遣波）、水穂国の荒振る神等を神攘ひ攘ひ平（む）けむと、神議り議り給ふ時に……。
祝詞、遷却崇神

連用形

連用形には、連用法・中止法・名詞法・複合法・重語法がある。

（連用法）

掛けまくも畏き天皇命の、汝の父藤原大臣の仕へ奉りける（仕奉賀流）状をば、建内宿禰命の仕へ奉りける事と（仕奉賀流事止）同じ事そと勅ひて、治め賜ひ慈び賜ひけり（慈賜賀利）。　宣命、二詔

父がかくしまにあれと念ひて、おもぶけ教へけむ事（教部牟事）過たず失はず、家門荒さずして、天皇が朝に仕へ奉れとしてなも、汝たちを治め賜ふ。　宣命、一三詔

伊佐奈美の命（中略）「吾が名妓（なぎ）命の知しめす上津国に、心悪しき子を生み置きて来ぬ（来奴）」と宣りたまひて

氏）、返り坐して（返座氏）、更に子を生み給ふ（更生子）。　祝詞、鎮火祭

連用法は、「けり」「けむ」「ぬ」などの助動詞を伴なう用法、また「奉り」「賜ひ」「坐し」などの形式動詞へ続く用法である。

（中止法）

手肱に水沫かき垂り（水沫画垂）、向股に泥かき寄せて……。　祝詞、祈年祭

陸奥国守敬福い、部内の少田郡に黄金出でたりと奏して献れり。此を聞き食へ（聞食）驚き悦び貴び（驚夜悦備貴備）念はくは……。　宣命、一二詔

貴き御命を、頂に受け給はり（受給利）、歓び貴み懼ぢ恐まりて（歓備貴美懼知恐利弖）、我が皇聖の太上天皇の御所（おほみもと）に奏し給へば、奏せと教へたまひ宣はく……。　宣命、二五詔

第二例「聞食」は続日本紀宣命講の訓に拠った。「承り」と解す。祝詞解は「キコシメシ」と読む。後編特殊句法の条参照。

（名詞法）

引結べる葛目（つなめ）の緩び（緩比）、取葺ける草の噪き（噪岐「古語云蘇蘇岐」）無く……。　祝詞、大殿祭

皇御孫命の朝の御膳夕の御膳に供へ奉る比礼懸くる伴緒、裾（たすき）懸くる伴緒を、手の蹈足の蹈（手蹈足蹈「古語云麻我比」）為（な）さしめずて……。　祝詞、大殿祭

愛での盛りに（愛盛尓）、一二人等に、冠位上げ賜ひ治め賜はくと宣ふ。　宣命、二二詔

第一例「噪き」、第二例「蹈」はいずれも四段活用連用形の名詞法である。なお、「過ち」「詐り」「行ひ」「使ひ」「慈び」など数多い。また、活用語尾を表記しないことも多い。

（複合法）

此の物は、天に坐す神、地に坐す祇の、相うづなひ奉り福はへ奉る事に依りて、顕しく出でたる宝にあるらしとなも、神ながら念ほしめす（所念行須）。　宣命、四詔

歳時積り往くまにまに（積往麻尓麻尓）さぶしき事のみし弥益るべきかも。　宣命、五一詔

今汝等二人を唐国に遣はすことは、今始めて遣はすものにはあらず。本より朝の使其の国に遣はし、其の国より進し渡しけり（進渡那里）。　宣命、五六詔

各各己が祖滅ぼさず、弥高に仕へ奉り、弥継に継がむと思ひ慎しみて（思慎天）、清き直き心を持ちて仕へ奉るべしとなも念ほす。　宣命、五九詔

今聞き給ふる時だにも、又此の辞に縁りて、過ぎにし方々の過は排ひ去りて（過ハ排去テ）、三宝の大き慈び蒙りて……。　宣命、逸文一

手肱に水沫画垂り（画垂）、向股に泥画寄せて（画寄弖）、取作らむ（取作牟）奥津御年を、八束穂の伊加志穂に、皇神等の寄さし奉らば……。　祝詞、祈年祭

第三例「進し」は、「マタし」と読む。

第六例「画垂り」「画寄せ」の「画」は、「かき集む」「掻き抱く」などの「かき」と同じで、通俗には接頭語といわれているが、やはり動詞であって、接頭語的ではあるが、接頭語そのものとは見ず、下位の動詞と合わせて、一複合語と見る。

（重語法）

皇親神漏岐神漏美の命以て、八百万の神等を神集へに集へ賜ひ（神集集賜比）、神議り議り賜ひて（神議議賜弖）、我が皇御孫之命は、豊葦原の水穂の国を、安国と平らけく知し食せと事依さし奉りき。　祝詞、六月晦大祓

高天原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至るまでに、天皇が御子のあれ坐さむ弥継ぎ継ぎに（弥継継尓）大八島国知らさむ次と、天つ神の御子ながらも、天に坐す神の依さし奉りし随に……。　宣命、一詔

天下の政は、君の敕に在るを、己が心のひきひき（比岐比岐）太子を立てむと念ひて、功を欲するものにあらず。　宣命、三三詔

「集へ集へ」は、ことごとく集める、「議り議り」は、熟議する、十分に談合する。双方、動詞として使用されている。

「継ぎ継ぎ」は、この形で名詞。格助詞「に」を添えて、連用修飾句となる。

「ひきひき」も名詞。助詞を添えないが、やはり連用修飾句となる。心のひきひきに随って。ひいきひいきのままにの意。

「集へ集へ」「議り議り」は、

荒振る神等をば、神問はしに問はし賜ひ、神掃ひに掃ひ賜ひて（神問志尓問志賜、神掃掃賜比氐）……。　祝詞、六月晦大祓

この例から考えて、「神集へに集へ」「神議りに議り」と同じ意味と考えられる。

「継ぎ継ぎに」も、

各各己が祖の門滅ぼさず、弥高に仕へ奉り、弥継ぎに継がむ（弥継尓将継）と思ひ慎しみて、清き直き心を持ちて仕へ奉るべしとなも念ほす。　宣命、五九詔

これから類推して「継ぎに継ぎて」と同じ意味と見ることもできる。

終止形

終止形には、断止法・重語法がある。

（断止法）

食封五千戸賜はくと勅ふ命を聞きたまへと宣ふ（聞宣）。　宣命、二詔

恐けれども御冠献る事を、恐み恐みも申し賜はくと申す（申賜久止申）。　宣命、一五詔

一道に志して菩薩の行を修ひ、人を度し導かむと云ふに心は定めています（伊末須）。　宣命、四一詔

伊佐奈美の命（中略）返り坐して、更に子を生み給ふ（更生予）。　祝詞、鎮火祭

天下平らけく、百姓安らけくしてし、天地の大瑞は顕はれ来となも（顕来止奈毛）念ほしめさくと詔ふ……。

宣命、六詔

意中に昼も夜も倦み怠ること無く、謹み礼まひ仕へ奉りつつ侍り（仕奉都都侍利）。　宣命、四一詔

係助詞「は」「も」「し」「しも」に対応する活用語の結びは、かなり自由であるが、原則としては、終止形がこれらの助詞に対する結びとなる。

臣等は、是に託き彼に依りつつ、頑に礼無き心を念ひて横しまの謀を構ふ（謀乎構）。　宣命、四五詔

天下の君と坐して、年の緒長く皇后坐さざる事も一つの善からぬ行にあり（行尓会）。　宣命、七詔

進みては天皇が大御名を受け賜はり、退きてははは大御祖の御名を蒙りてし、食国天下をば撫で賜ひ恵び賜ふ（恵賜夫）となも神ながら念ほし坐す。　宣命、一三詔

「しも――動詞終止形」、この関係は現われない。

なお、助動詞「べし」「まじ」「らむ」「らし」を伴なう動詞も終止形である。

此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ、大坐し坐して治め賜ふべしと（治可賜止）、譲り賜ふ命を、受け賜はり坐して答へ曰くつらく……。　宣命、三詔

乾政官の大臣には、敢へて仕へ奉るべき（仕奉倍岐）人無き時は、空しく置きてある官にあり。　宣命、二六詔

多の遍重ねて敕へども、敢ふまじじ（敢末之時）として辞び申しつらく……。　宣命、二六詔

今の帝と立ててすまひくる間に、うやうやしく相従ふ事は無くして、とひとの仇の在る言のごとく、言ふまじき辞も（不言伎辞母）言ひぬ、為まじき行も（不為佐行母）、為ぬ。　宣命、二七詔

美濃と越前と御占に合ひて、大嘗の政事を取以ちて供へ奉るらしと（奉仕良之止）念ほしめしてなも、位冠賜はくと宣ふ。　宣命、三七詔

「らむ」の添う動詞は、宣命においては、「あるらむ」の場合（連体形に添う場合）のみであって、これでは、今の用例にはならない。

「べし」「まじ」「ましじ」「らむ」「らし」等の、推量の意を基本とする助動詞は、ら行変格活用の動詞には、その連体形に添うものだからである。よって、今、宣命以外の例をあげる。

わが背子はいずく行くらむ（何所行良武）奥つものなばりの山を今日か越ゆらむ（今日香越等六）　万一、四三

（重語法）

頃者、王等臣等の中に、礼無く逆なる人どもありて計りけらく、大宮を囲まむと云ひて、私の兵備ふと聞し看して、かへすがへす念はせども（加遍須加遍須所念止母）、誰しの奴か朕が朝を背きて然為る人の一人もあらむと念はせば、法の随に治め賜はず。　宣命、一六詔

生みの子の八十つぎにし仕へ奉り報ゆべくあるらしと、夜昼恐まり侍るを、いや益す益すに（益須益尓）朕が父母、

はらからに至るまでに、あるべき状の任と、上げ賜ひ治め賜ふ事、甚恐し。　宣命、二五詔

第一例「かへすがへす」は、この形のままで副詞化したものとなっている。第二例は、「に」を伴なっているが、これを省いても同じである。「ますます」の形で副詞化している。そのためにさらに「に」が加わったものと思う。

世の中は空しきものと知る時しいよよますます（麻須万須）悲しかりけり　万五、七九三

「ますますに」の例としては、

天雲の外に雁が音聞きしよりはだれ霜降り寒しこの夜は

一云、いやますますに（弥益益尓）恋こそまされ　万十、二一三二

ますますに（益益尓）今我が帝は、往古にもおほましまさじ。　続後紀、嘉祥二年三月

平安時代になると、

夕露に袖ぬらせとやひぐらしの鳴くを聞く〳〵おきて行くらむ　源氏、若菜下

まろならば、かばかりの御思ひを見る〳〵えかくてあらじ。　源氏、浮舟

頭ノ毛太リテ、恐シト思々フ其ヲ過ニケリ。今昔、二七、四五話

このように、終止形の重語は、語法史的には副詞ともなり、また動詞そのものとしても用いられるものである。

連体形

連体形には、連体法・準体法・断止法がある。

（連体法）

大野原に生ふる物は（生物者）甘菜・辛菜、青海原に住む物は（住物者）鰭の広物、鰭の狭物・奥津藻菜・辺津藻菜に至るまでに……。　祝詞、祈年祭

国家護り仕へ奉る事の（護仕奉流事乃）勝れたる臣たちの侍ふ所には（侍所尓波）表を置きて……。

宣命、一三詔

凡人の子の、禍を去り、福を蒙らまく欲する事は（欲為流事波）、親の為にとなり。　宣命、二五詔

仏も経に敕はく、国王い、王位に坐す時は（王位に坐時方）、菩薩の浄戒を受けよと敕ひてあり。　宣命、二八詔

今より後には、明かに貞しき心を以て、かにかくにと念ひさまたぐ事なくして（念佐末多久事奈久之天）教へ賜ひのまにまに侍へ奉れと敕ふ御命を諸聞き食へと敕ふ。　宣命、三一詔

「さまたぐ」は、古くは四段活用であった。

（準体法）

皇御孫命の御世を、手長の御世と、堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂し御世に幸はへ奉るが故に（幸閑奉故）……。

祝詞、祈年祭

大宮売命と御名を申す事は、（中略）神等の伊須呂許比阿礼比坐すを（阿礼比坐乎）言直し和し坐して……。

祝詞、大殿祭

平らけく安らけく仕へ奉らしめ坐すに（令仕奉坐尓）依りて、大宮売命と御名を称辞竟へ奉らくと白す。

祝詞、大殿祭

進むも知らに（進母不知）、退くも知らに（退母不知）、夜日畏恐まり念はせば……。　宣命、一三詔

朕一人やは貴き大瑞を受け賜はらむ。天下共に頂き受け賜はり、歓ぶるし（歓流自）理なるべしと神ながらも念ほし坐して……。　宣命、一三詔

経を見まつれば、仏の御法を護りまつり尊みまつるは（尊末都流方）、諸の神たちにいましけり。　宣命、三八詔

そもそも百足の虫の、死ぬるに至りても（至死）顔へらざる事は、輔を多みとなも聞し食す。　宣命、五九詔

（断止法）

ここに断止法というのは、係助詞に対し、その結び詞として現われる動詞の連体形の用法をいう。

朕は子二人ということは無し。唯此の太子一人のみそ朕が子はある（一人乃味曽朕我子波在）。　宣命、四五詔

此の大福を取り総べ持ちて、親王に送り奉れと教へ宣ふ御命を受け給はりてなもかくする（受給利弖奈母加久為流）。　宣命、四六詔

伊予国より白き祥の鹿を献奉りてあれば、うれしよろこぼしとなも見る（与呂許保志止奈毛見流）。　宣命、四六詔

三つの善事の同じ時に集ひてあること、甚希有しと念へ、畏まり尊び、諸臣等と共に、異に奇しく麗はしく白き形をなも見喜ぶる（白伎形乎奈毛見喜流）。　宣命、四六詔

我が王祖母天皇の、始め斯の皇后を朕に賜へる日に救ひつらく、女と云はば等しみや我がかく云ふ（等美夜我加久云）。　宣命、七詔

「そ」「や」「か」などの結び詞が、助動詞の連体形で現われる例は多いが、これは引用しない。

已然形

已然形には、已然法・断止法がある。

（已然法）

今勅はく、上無き仏の御法は、至誠心を以て払み尊び献れば（拝尊備献礼波）、必ず異に奇しき験をあらはし授け賜ふものにいましけり。　宣命、四一詔

今示現れ賜へる如来の尊き大御舎利は、（中略）大御形も円満ひて別に好く大ましませば（別好久大末之末世波）、特にくすしく奇しき事を思ひ議ること極まりて難し。　宣命、四一詔

今は身も敢へずあるらむものを、夜昼退らずして護り助け仕へ奉るを見れば（護助奉侍遠見礼波）、かたじけなみなも念ほす。　宣命、四一詔

天皇が大命に坐せ（大命尓坐世）、恐き鹿島に坐す健御賀豆智命、香取に坐す伊波比主命、枚岡に坐す天之子八根命。比売神、四柱の皇神等の広前に白さく……。　祝詞、春日祭

此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ（大命尓坐世）、大坐し坐して治め賜ふべしと譲り賜ふ命を、受け賜はり坐して答へ曰しつらく……。　宣命、三詔

三つの善事の同じ時に集ひてあること、甚希有しと念へ（甚希有止念）、畏まり尊び、諸臣等と共に、異に奇しく麗はしく白き形をなも見喜ぶる。　宣命、四六詔

第四・五・六例の「坐せ」「念へ」は、「坐せば」「念へば」の古形である。古くは、接続助詞「ば」を添えず、已然形のみで已然法として使われ、祝詞・宣命、その他万葉集などにも見える。

百の物知人等の卜事に出でむ神の御心は此の神と白せと負はせ賜ひき。此を物知人等の卜事を以て卜へども（卜毎）、出づる神の御心も無しと白すと聞し看して……。　祝詞、竜田風神祭

御命に坐せ宣はく、大保をばただに卿とのみは念はず、朕が父と、また藤原のいらつめをばははとなも念ふ。是

を以て、治め賜はむと敕へど（敕倍止）、遍重ねて辞び申すに依りて、黙あらむとすれども（為礼止毛）、止む事得ず。　宣命、二五詔

人は奏さずあれども（不奏在等毛）、心の中悪しく垢く濁りてある人は、必ず天地現し示し給ひつるものぞ。　宣命、四四詔

（断止法）

助詞「こそ」に対し、その結び詞として現われる動詞の已然形の用法をいう。

此の太子を定め賜はずある故は、人の能けむと念ひて定むるも、必ずしもあらず。（中略）猶天のゆるして授くべき人はあらむと念ひて、定め賜はぬにこそあれ（定不賜奴仁己曽阿礼）。　宣命、三一詔

此は諸聖等、天神地祇の現し給ひ、悟し給ふにこそあれ（悟給布仁己曽在礼）、誰か敢へて朕に奏し給はむ。　宣命、四四詔

「こそ――動詞已然形」、この構造は、宣命には用例が少ない。

命令形

命令形には、語法史の上からいえば、命令法と放任法とがあるが、祝詞・宣命には、放任法はない。

（命令法）

忌部の弱肩に太多須支取掛けて、持ち由麻波利仕へ奉れる幣帛を、神主祝部等受け賜はりて、事過たず捧げ持ちて奉れ（捧持奉）と宣ふ。　祝詞、祈年祭

神議り議り賜ひて、我が皇御孫之命は豊葦原の水穂之国を、安国と平らけく知し食せ（所知食）と事依さし奉りき。　祝詞、六月晦大祓

其の（由都五百篁の）下より天の八井出でむ、此を持ちて天都水と聞し食せ（所聞食）と事依さし奉りき。　祝詞、中臣寿詞

仏も経に敕はく、国王い、王位に坐す時は、菩薩の浄戒を受けよ（受与）と敕ひてあり。　宣命、二八詔

父が、かくしまにあれ（加久斯麻尓在）と念ひて、おもぶけ教へけむ事、過たず失はず、家門荒さずして、天皇が朝に仕へ奉れ（仕奉）としてなも、汝たちを治め賜ふ。　宣命、一三詔

先考を追皇とし、親母を大夫人とし、兄弟姉妹を親王とせよ（親王止為与）と仰せ給ふ貴き御命を頂に受け賜はり……。　宣命、二八詔

小野東人、上道朝臣斐太都を喚びて誂へけらく、此の事倶にせ（倶仁西）といざなふに依りて、倶にせむ事は許して……。　宣命、一九詔

命令形には、助動詞「り」を添えて用いることがある。

今愛昨足島、謀反の事、自ら首はし申せり（自首之申世利）。　宣命、五三詔

丈部姉女、志計志麻呂を天つ日嗣と為むと謀りて、掛けまくも畏き天皇の大御髪を盗み給はりて、きたなき佐保川の儛殿に入れて、大宮の内に持ち参入り来て、厭魅為ること三度せり（三度世利）。　宣命、四三詔

上といます太政大臣禅師の、理の如く勧め行はしめ、教へ導き賜ふに依りてし、如此奇しく尊き験は顕はし賜へり（顕賜幣利）。　宣命、四一詔

忌部の弱肩に太多須支掛けて、持ちゆまはり仕へ奉れる（仕奉礼留）幣帛を、神主祝部等受け賜はりて、事過たず捧げ持ちて奉れと宣ふ。　祝詞、祈年祭

皇神の命以て船居は吾作らむと教へ悟し給ひながら、船居作り給へれば（作給部礼波）、悦び喜

しみ……。　祝詞、遣唐使時奉幣

なお、命令形と「り」の関係については、後述助動詞「り」の条に詳述する。

付記　「来り」について

去年の九月、天地の賜へる大瑞の物顕はれ来り（顕来理）。又四方の食国の年実、豊かに、むくさかに得たりと見賜ひて、神ながらも念ほしめすに、うつしくも皇朕が御世に当りて顕はるる物にはあらじ。今嗣ぎまさむ御世の名を記して、応へ来り顕はれ来る（応来顕来留）物にあるらしと念ほし坐して、今神亀の二字を御世の年名と定めて、養老八年を改めて神亀元年として……。　宣命、五詔

「来り。」「来り、」「来る」の「り」「る」は、助動詞と見ない。仮りに「り」「る」を切り離すと、「来」は動詞としては存在しない形となる。「咲きあり」「鳴きあり」が「咲けり」「鳴けり」となったように、「来あり」が「来り」になったのであるが、さりとて、後者を前者に準じて処置することはできない。「来り」は不可分の一単語で、ら行変格活用の動詞であり、したがって、「来」は語幹、「り」「る」は語尾である。

第一例「来り」は終止形であるから、「キタリ」と読むことはできない。第三例もこれに準じて読むことが妥当である。またこれを「クル」と読むのも自然でない。よって今三者を統一的に「来り」「来る」と読む。

ただし詔詞解には、第一例は「来理」と読み、第二・三例は「応来顕来留」と読む。そして第二・第三例について、「二つの来ノ字、上の来理と同じけれど、ここはきたりきたると訓てある也」と述べてある。

今は続日本紀宣命講の訓に従っておく。

さて万葉集には、「来れ」の例もある。

玉梓の　使の来れば（使乃家礼婆）　嬉しみと　吾が待ち問ふに　万十七、三九五七

第一例「来り」は、来テイル。第二例は、年号を改める時にちょうど来テオリ。第三例は、大瑞があらわれて来テイルものであるらしい。

名詞形

祝詞・宣命には、ある少数特定の動詞に限って現われる。

天皇が詔旨らまと敕はく（敕久）、汝藤原朝臣の任へ奉る状は、今のみにあらず。　宣命、三詔

三宝の奴と仕へ奉る天皇が命らまと、闘舎那仏の像の大前に奏し賜へと奏さく（奏久）、此の大倭の国は、天地の開闢より以来に、黄金は人国より献ることは有れども、斯の地には無き物と念へるに。　宣命、一二詔

天皇が御命に坐せ、広幡の大神に申し賜へと申さく（申久）……。　宣命、一五詔

今年の六月十五日に、詔命は受け賜ふと白しながら、此の重位に継ぎ坐す事をなも、天地の心を労しみ重しみ畏み坐さくと（畏坐左久止）詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、三詔

天地の神の顕はし奉れる瑞宝に依りて、御世の年号改め賜ひ換へ賜はくと（換賜波久止）詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、四詔

献る宇豆の大幣帛を、安幣帛の足幣帛と平らけく安らけく聞し食せと、皇大御神等を称辞竟へ奉らくと白す（竟奉久白）　祝詞、春日祭

藤原大臣に賜ひてある、しのびごとの書に敕ひてあらく（敕天在久）、子孫の浄く明き心を以て、朝廷に侍へ奉らむをば、必ず治め賜はむ、其の継は絶ち賜はじと敕ひてあるが故に……。　宣命、四〇詔

汝たちの祖どもの云ひ来らく（云来久）、海行かばみづく屍と云ひ来る人等となも聞し召す。　宣命、一三詔

第一例から第六例までは、四段活用動詞の名詞形、第七例は、ら行変格活用動詞の名詞形、第八例「来らく」は、

か行変格活用動詞の名詞形である。一般的に見て、四段活用・ら行変格活用以外の動詞は「―らく」の形になる。一説に、く語法と称して、あらゆる動詞の連体形に「あく」（彼処）の付いた形の約音という。たとえば「申すあく―申さく」、「来るあく―来らく」という。これは語の成立論としての新説である。

語法上は、「―く」「―らく」を活用形の一つと見なす。

この形は、一つの名詞同様のものである。

皇御孫命の宇豆の幣帛を称辞竟へ奉らくを（称辞竟奉久乎）　諸聞き食へと宣ふ。　祝詞、祈年祭

「奉らく」の形を、格助詞「を」で受けている点から、明らかに名詞の用法といえる。

第一例「救はく」は、救ふことニハの意で、連用修飾句となる。第二・三例も、同様である。

第四例「畏み坐さくと」は、畏み坐すことと、畏まっておいでになることダと。第五・六例も、これに準ずる。

第七例「書に救ひてあらく」は、しのびごと（偲び事）の文書に仰せられてあることニハ。

第八例「云ひ来らく」は、言ひ伝えてくる（きた）ことニハ。

第七・八例は、第一・二・三例の場合に同じである。

(三)　活用の種類

四段活用

四段活用の動詞は、か・さ・た・は・ま・ら・が・ばの八行にある。

四段活用の動詞は、未然形・連用形・終止形・連体形・已然形・命令形のほかに、特定の動詞に名詞形を有するものがある。

今、さ行動詞を例として、その活用形式を表示すると、次のようになる。

語幹	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
申	―さ	―し	―す	―す	―せ	―せ	―さく

か行動詞

生く　うすはく　千別き

（生く）

生きては（生天方）官位を賜はり昌え、死にては善き名を遠き世に流し伝へてむ。　宣命、四五詔

「生く」は、奈良平安の両時代には四段活用として用いられた。すなわち「か・き・く・く・け・け」の活用形式である。祝詞新年祭に「生井」（いくゐ）、出雲国造神賀詞に「生日」（いくひ）の語がある。この「いく」は連体形である。また、

白玉の見が欲し君を見ず久に夷にし居れば生ける（伊家流）ともなし　万十九、四一七〇

君は来ずたまたまみゆるわらをばいけとも今はいはじと思ふか　和泉式部日記

これらの「いけ」は命令形である。

（うすはく）

此の地よりは、四方を見霽かす山川の清き地に遷り出で坐して、吾が地とうすはき（宇須波伎）坐せと進る幣帛は……。　祝詞、遷却崇神

「うしはく」は、わが物として領有し支配する意。

奥つ国うしはく君が（領君之）ぬり屋形黄ぬりの屋形神が門渡る　万十六、三八八

この「領」を「うしはく」と訓ずる。

「うしはく」の用例は、奈良時代に比較的多く、古事記・万葉集にも見える。

海原の辺にも奥にも　神づまりうしはきいます（宇志播吉伊麻須）諸の大御神たち……。　万五、八九四

汝之宇志波祁流（うしはける）豊葦原中国者……。　古事記上

（千別き）

天津祝詞の太祝詞事を宣れ。如此乃良ば、天津神は、天の磐門を押披きて、天の八重雲を伊頭の千別きに千別きて（千別伎）聞し食さむ国津神は、高山の末、短山の末に上り坐して……。　祝詞、六月晦大祓

「千別」は「道別」で、進む道を開く意。古事記に「伊都の知和岐知和岐て」（上）、書紀にも「稜威之道別而天降於日向襲之高千穂峯矣」（神代紀下）とある。

「千別き」の「別き」が四段活用である例は、他にもある。

愚痴にある奴は、思ひわく（思和久）事も無くして……。　宣命、三五詔

天そそり高き立山　冬夏と分くこともなく（和久許等母奈久）白たへに雪は降り置き……　万十七、四〇〇三

さ行動詞

あはたす　います　ます　ましまず　おはしまず　おもほす　おもはしめす　聞しめす　知しめす　黒ます
たてまたす　またす　足らはす　遣はす　ひたす　まをす　見そなはす　見はるかす　やはす　よさす

（あはたす）

「吾が名妖の命の、吾を見給ふなと申すを、吾を見あはたし（阿波多志）給ひつ」と申し給ひて……。　祝詞、鎮火祭

意味については、古来諸説あるが、名義抄に「淡アハタス」とあるに従い、淡むる、慄んずるの意とする。

（います）

奈良時代には、「あり」「居り」「行く」「来る」の尊敬語として広く使用された。

年の緒長く皇后いまさざる（不坐）事も、一つの善からぬ行ぎに在り。　宣命、七詔

経を見まつれば、仏の御法を護りまつり尊みまつるは、諸の神たちにいましけり（伊末須利）。　宣命、三八詔

一道に志して菩薩の行を修び、人を度し導かむと云ふに心は定めています（伊末須）。　宣命、四一詔

諸の大法師等をひきゐて、上といます（伊麻須）太政大臣禅師の、理の如く勧め行はしめ、教へ導き賜ふに依りてし、如此奇しく尊き験は顕はし賜へり。　宣命、四一詔

仕へ奉りし太政官の政をば、誰に任さしかも罷りいます（罷伊麻須）。　宣命、五一詔

君は慈びを以て天下の政は行ひ給ふものにいませばなも（伊麻世波奈毛）慈び恤み給ひて免し給ふ。　宣命、四四詔

此の地よりは、四方を見霽かす山川の清き地に遷り出で坐して吾が地とうすはきいませと（宇須波伎坐止）進る幣帛に……。　祝詞、遷却崇神

以上列挙した六活用形の用例のうち、第五例「罷りいます」の「います」は、「行く」の尊敬語である。ここの事実は、宝亀二年二月廿二日藤原永手を弔ひ給へる宣命で、「太政官の政を、誰にお任せして、退き行きなさるのか」というほどの意である。

このほかの「います」は、すべて「あり」「居り」の尊敬語として使われているものである。

「来る」の意に用いたものは、祝詞・宣命には見当らないが、万葉集に、

夕闇は路たづたづし月待ちていませわが背子その間にも見む　万四、七〇九

この「いませ」は「来る」の尊敬命令形、「月を待って、お出かけなさい」という心である。

付記

いまさふ

吉祥天の悔過を仕へしめ奉るに、諸の大法師等が理の如く勤めていまさひ（坐佐比）……。宣命、四二詔

此の二禅師等い、（中略）世間の位冠をば楽はずいまさへども（伊末佐倍止毛）なも、猶止むことを得ずて、円興禅師に法臣の位授けまつる。　宣命、四一詔

この「いまさひ」「いまさへ」は、それぞれ連用形・已然形であるが、語源的には、「いましあひ」「いましあへ」であって、複数の主句または修飾句と対応する形である。

記述的には「いまさひ」「いまさへ」を、は行四段活用の動詞と見てよい。

（ます）

「います」の「い」（頭母音）の脱落した形で、「あり」「をり」「行く」「来る」の尊敬語。

動詞の連用形に添えて用いる時は、尊敬の意を表わす。

皇御孫命の静まりまさむ（坐牟）大倭の国……。　祝詞、出雲国造神賀詞

天皇が御子のあれ坐さむ（阿福坐牟）弥継ぎ継ぎに大八島国知らさむ次と……。　宣命、一詔

すすぎふる遠止美の水の、弥乎知に御衣知坐し。　祝詞、出雲国造神賀詞

祝詞新講に、この部分を釈して、「濯ぎ振る淀の水の溯流するやうに益若返り給ひ」という。「をち」は、「はじめにかえる」「もとへもどる」の意の動詞である。

天つ日嗣高御座に坐して（坐弖）治め賜ひ恵び賜ひ来る食国天下の業となも……。　宣命、一三詔

皇御孫之尊の、天の御舎の内に坐す（坐須）皇神等は、荒び給ひ健び給ふ事無くして……。　祝詞、遷却崇神

天つ神の御子ながらも、天に坐す（天坐）神の依さし奉りし随に……。　宣命、一詔

天皇が大命に坐せ（坐世）、（中略）四柱の皇神等の広前に白さく……。　祝詞、春日祭

此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ（坐世）、大坐し坐して治め賜ふべしと譲り賜ふ命を受け賜はり坐して答へ曰しつらく……。　宣命、三詔

今皇朕が御世に当りて坐せば（坐者）、天地の心を労しみ、重しみ、辱み、恐み坐すに……。　宣命、七詔

前例中「大命に坐せ」という二例は、いずれも「坐せば」と同意であって、已然形そのままの形で理由を表わした古形である。この例、祝詞にも宣命にも比較的多用されている。

此の重位に継ぎ坐す事をなも、天地の心を労しみ、重しみ、畏み坐さくと（坐左久止）詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、三詔

「坐さく」は、語の構成からいえば、「坐す」の未然形「坐さ」と「く」の結合形であるが、記述的に「まさく」の語形を名形詞と呼ぶ。「坐すコト」の意である。

「行く」「来る」の意に「ます」を用いることは、祝詞・宣命には例が見当たらないが、万葉集には存在する。

わが背子が国へましなば（麻之奈婆）ほととぎす鳴かむ五月はさぶしけむかも　万十七、三九九六

津はふ賤しき屋戸も大君のまさむ（座牟）と知らば玉敷かましを　万十九、四二七〇

前例は「行く」後例は「来る」の尊敬語である。

「います」「ます」は、祝詞・宣命においては、表意文字として、両者とも「坐」を用いているが、「ます」は、動詞の連用形に下接して尊敬の意に用いられることが目立つ。

（まします）

「まします」は、前出の「ます」に、更に尊敬の意の、形式動詞としての「ます」が結合した語形である。

康治元年より始めて、天地月日と共に照し明らしましまさむ事に（明良志御坐事乞）、本末傾かず……。
祝詞、中臣寿詞

赤丹の穂にも聞し食して、豊明に明りましまして（明御坐氐）……。　祝詞、中臣寿詞

皇孫尊は、高天原に事始めて、豊葦原の瑞穂の国を安国と平らけく知し食して、天都日嗣の天都高御座にましまして（御坐天）……。　祝詞、中臣寿詞

前二例は形式動詞、第三例は実質動詞、「居る」の尊敬語である。

書紀では、「居」「有」を「マシマス」と訓じている。

見下天照大神、方織二神衣一、居中斎服殿上。神代紀上

天皇聞二神言一、有二疑之情一。仲哀紀八年

（おほまします）

前例の「まします」に、接頭素「おほ」の結合した語形である。

天皇が御世を堅磐に常磐に斎ひ奉り、伊賀志御世に幸はへ奉りて、万世におほましまさしめ（御坐令在米）給へ。
祝詞、平野祭

此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ、おほましまして（大坐坐而）治の賜ふべしと譲り賜ふ命を、受け賜はり坐し

て答へ曰しつらく……。　宣命、三詔

歎き賜ひ、憂ひ賜ひおほましますと（大坐坐止）詔ふ大命を宣ふ。　宣命、五一詔

朕は御身つからしらしくおほましますに（於保麻之麻須尓）依りて太子に天つ日嗣高御座の業（わざ）は授けまつると命（のたま）ひて……。　宣命、四五詔

今示現（あらは）れ賜へる如来の尊き大御舎利は、常見奉るよりは、大御色も光り照りて、甚美はしく、大御形も円満（たら）ひて、別（こと）に好く大ましませば（大末之末世波）、特にくすしく奇（あや）しき事を思ひ議（はか）ること極まり難し。　宣命、四一詔

右の諸用例中、第一例は祝詞講義の本文に拠ったものであるが、「おほましまさしめ」の表記には、「御坐令在米」のほかに、なお「大坐令坐米」「令御坐」「御座坐氐米」があるが、これに対して、祝詞新講には、異なる訓がある。「御坐令在米」「御坐令坐米」を「おはしまさしめ」と訓じ、「令御坐」を「おほまさしめ」と訓じ、また、「御座坐氐米」を「御座氐米」と表記して「おほまさしめ」と訓じている。

案ずるに、「おはします」という語は、「おほまします」から転じたもので、奈良時代には他の例を見ず、平安時代からの用語である。ofomashimasu—of…ashimasu（「おほま」が「おは」に変わったのである。）

また、「おほまさ」（おほます）という語は他に用例を見ない。

よって祝詞新講の「おはしまさ」「おほまさ」の訓には従わない。

（おもほす）

もと「おもはす」で、「おもふ」の尊敬動詞。

神等をば天社国社と忘るる事無く、遺つる事無く、称辞竟へ奉ると思はし行はすを。　祝詞、竜田風神祭

実に化（かむ）の大御身は縁（えん）に随ひて度（わた）し導き賜ふには、時を過さず、行に相応へて慈（うつく）しび救ひ賜ふといふことにあるら

しとなも念ほす。　宣命、四一詔

東の方、陸奥国の小田郡に金出でたりと奏して進れり。此を念ほせば（所念波）種種の法の中には、仏の大御言し国家護るがたには勝れたりと聞し召して……。　宣命、一三詔

「たには」は、「ためには」の意。万葉集にも用例がある。

（おもほしめす）

天皇が詔旨らまと今敕へるみことのりは、常の事にはあらず。むつ事と思ほし坐すが故に、なほあるべき物に有れやと思ほしめして、（思行之自）大御物賜はくと宣ふ。　宣命、八詔

播磨国より船乗為て使は遣はさむと念ほしめす間に（所念行間尓）、皇神の命以ちて、船居は吾作らむと教へ悟し給ひき。　祝詞、遣唐使時奉幣

汝等を皇朝は、ここだく高く治め賜ふを何を怨めしき所として然かせむ。有らじかとなも念ほしめす（所念）。

宣命、一八詔

狂れ迷へる頑なる奴の心をば、慈び悟し正し賜ふべきものなりと念ほし看せばなも（所念看波奈毛）如此宣ふ。

宣命、一六詔

天下平らけく、百姓安らけくしてし、天地の大瑞は顕はれ来となも神ながら念ほしめさくと（所念行佐久止）詔ふ命を衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、六詔

（きこしめす）

「聞く」の尊敬語として用いるのが原義。それから、関係的に、種々の意味を派生する。この点については、後述の「尊敬語」参照。

荷前は皇大御神の大前に、横山の如く打積み置きて、残をば平らけく聞しめさむ（聞看）。　祝詞、祈年祭

悔しかも、惜しかも。今日よりは、大臣の奏したまひし政は、聞しめさずや（不聞看夜）ならむ。　宣命、五一詔

此を物知人等の卜事を以ちて卜へども、出づる神の御心も無しと白すと聞しめして（聞看氏）、皇御孫命の詔りたまはく……。　祝詞、竜田風神祭

遠皇祖の御世を始めて、天皇が御世御世聞しめし来る（聞看来）食国の天つ日継高御座の業となも、神ながら念ほしめさくと敕ふ天皇が御命を、衆聞き食へと敕ふ。　宣命、一四詔

聞しめす（聞看）食国の中の、東の方武蔵国に、自然に作成れる和銅出でたりと奏して献れり。　宣命、四詔

そもそも百足の虫の、死ぬるに至りても顕へらざる事は、輔を多みとなも聞しめす（聞食）。　宣命、五九詔

如此告らば、麻知は弱蒜にゆつ五百箇生ひ出でむ、其の下より天の八井出でむ。此を持ちて天都水と聞しめせ（所聞食）。　祝詞、中臣寿詞

（知しめす）

「知る」の尊敬動詞。派生的には、さまざまな意味に用いられる。なお「尊敬語」の項参照。

皇孫尊は、高天原に事始めて、豊葦原の瑞穂の国を、安国と平らけく知しめして（所知食天）、天都日嗣の天都高御座にましまして……。　祝詞、中臣寿詞

清麻呂等と相謀りけむ人ありとは知しめしてあれども（所知天在止毛）、君は慈を以て天下の政は行ひ給ふものにいませばなも、慈び愍み給ひて、免し給ふ。　宣命、四四詔

四方の国を安国と平らけく知しめすが故に（知食須我故）、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

祝詞、祈年祭

現つ御神と、大八島国知しめす（所知）倭根子天皇命の授け賜ひ負せ給ふ、貴き広き厚き大命を受け賜はり恐み坐して……。　宣命、一詔

今に至るまで、怠る事無く仕へ奉るを見れば、仁孝厚き王にありとなも神ながら知しめす（所知食）。

宣命、五九詔

神議り議り賜ひて、我が皇御孫之命は、豊葦原の水穂の国を安国と平らけく知しめせと（所知食止）事依さし奉りき。　祝詞、六月晦大祓

「しろしめす」の表記法は、必ずしも一様ではない。右の諸例で明らかである。

（黒ます）

伊豆の真屋に粗草を伊豆の席と苅り敷きて、伊都閉黒まし（黒益之）、天のみかわに斎みこもりて……。

祝詞、出雲国造神賀詞

「黒ます」は、黒くする。黒める。

（たてまたす）

天津日嗣受け賜はれる事をさへ畏びたてまたせれば（奉出礼波）、辱み畏しみなも聞しめす。　宣命、五七詔

「たてまたせ」は、「たてまたす」の命令形。尊敬すべき相手に対し、慶賀の詞を奉るための使を差し上げる意。名義抄に「遣使タテタマス」とあり、孝極紀元年にも、「百済国聞二天皇崩一、奉二遣弔使一」その他、書紀には「タテマス」と訓ずる表記法が多い。

右の文章は、光仁天皇の宝亀八年四月二十三日下された「渤海国の使を遇し給へる宣命」の一節である。天皇が天つ日嗣を受け賜わった事を歓んで、渤海国王が慶賀の使者を遣わした。その時、その使者に下された宣命である。

（またす）

今汝等二人を唐国に遣はすことは、今始めて遣はすものにはあらず。本より朝の使其の国に遣はし、其の国より又渡しけり（進渡祁里）。　宣命、五六詔

「またし渡しけり」は、「かの国（唐国）」からも使をよこされたというのである。

名義抄に「遣マタス」とあり、孝極紀二年にも、「筑紫大宰馳駅奏曰、高麗遣レ使来朝」と見える。「タテマタス」に比して、これは尊敬の程度がやや低い。

（足らはす）

「足らはーす」で、「足らふ」の尊敬語。十分におありなさる。「す」は尊敬の意の助動詞。

奥津海菜辺津海菜に至るまでに、横山の如く置き足らはして（置所足而）進る宇豆の幣帛を平らけく聞し食して……。　祝詞、道饗祭

「たらふ」の例は、

如来の尊き大御舎利は、常見るよりは、大御色も光り照りて、甚美はしく、大御形もたらひて（円満矣）、別に好く大ましませば、特にくすしく奇しき事を思ひ議ること極まり難し。　宣命、四一詔

ここは、完全である。足り満ちているの意。

（遣はす）

誰の神を先づ遣はさば（遣波）水穂国の荒振る神等を神掃ひ掃ひ平けむと、神議り議り給ふ時に、諸の神等皆量り申さく、天穂日之命を遣はして（遣而）平けむと申しき。是を以て天降し遣はす時に、（遣時尓）此の神は返言申さずて……。　祝詞、遷却崇神

「つかはす」は、「つかはーす」で、「つかふ」の尊敬語。人をおやりになる。平安時代以後もこの意味で用いられる。

（ひたす）

天皇が御世御世、天つ日嗣と高御座に坐して、此の食国天下を撫で賜ひ慈び賜ふ事は、辞立つにあらず、人の祖の、おのが弱児をひたす事の如く（養治事乃如久）、治め賜ひ慈び賜ひ来る業となも、神ながら念ほしめす。

宣命、三詔

「ひたす」は「日足す」の義。日に日を重ねて幼児を養い育てるをいう。継体紀に、

天皇幼年、父王薨。振媛廼歎曰、妾今遠離二桑梓一。安能得二膝養一。余帰二寧高向一奉レ養二天皇一。

（まをす）

天皇が大命を頂に受け賜はり恐み持ちて、辞び啓さば（辞啓者）天皇が大命恐く、賜はり仕へ奉らば拙く劣くて、知る所無し。　宣命、五詔

広幡の八幡大神に申し賜へと申さく（申賜閇止申久）、（中略）恐けれども御冠献る事を恐み恐みも申し賜はくと申す（申賜久止申）　宣命、一五詔

百官の人等を率ゐて福拝み仕へ奉る事を、掛けまくも畏き三宝の大前に、恐み恐みもまをし賜はくとまをす（奏賜波久止奏）　宣命、一二詔

輔治能真人清麻呂、其が姉法均と、甚大きに悪しくかためる妄語を作りて、朕に対ひて、法均に、物まをせり（物奏利）　宣命、四四詔

広瀬の川合に称辞竟へ奉る皇神の御名をまをさく（白久）、御膳持たする若宇加能売命と御名はまをして（白乎）、此の皇神の前に辞竟へ奉らく……。　祝詞、広瀬大忌祭

「まをす」は、奈良時代に用いられた語形で、平安時代から「まうす」と変わった。

三吉野の　小牟漏が岳に、猪鹿伏すと　誰そ大前に　まをす（麻袁須）　記、雄略歌謡

天飛ぶや鳥にもがもや都まで送りまをして（意久利摩遠志弖）飛び帰るもの　万五、八七六

（見そなはす）

「見る」の尊敬語。宣命に六例、祝詞に二例見える。

藤原の朝臣麻呂等い、図負へる亀一頭献らくと奏し賜ふに、聞しめし驚き賜ひ、怪しみ賜ひ、見そなはし（所見行）歓び賜ひ、嘉で賜ひて思ほしめさくは……。　宣命、六詔

今年の六月十六日の申の時に、東南の角に当りて、甚奇しく異に麗はしき雲、七色相交りて立ち登りてあり。此を朕自らも見そなはし（見行之）、又侍ふ諸人等も共に見て、怪しび喜びつつある間に……。　宣命、四二詔

悔しかも、惜しかも。（中略）明日よりは、大臣の仕へ奉りし儀は、看そなはさずや（不看行夜）ならむ。歳時積り往くままにまに、さぶしき事のみし弥益るべきかも。朕が大臣、春秋の麗はしき色をば、誰と倶にかも見そなはし（見行）弄び賜はむ。山川の浄き所をば執と倶にかも見そなはし（見行）あからへ賜はむと歎き賜ひ憂ひ賜ひ大坐し坐すと詔ふ大命を宣ふ。　宣命、五一詔

此の七日には足らずて、隠り坐す事奇しとて見そなはす時に（見所行須時）、火を生み給ひて、御保止焼かえ坐し

き。　祝詞、鎮火祭

まそひの大御鏡の面を意志波留加して見そなはす（見行）事のごとく……。　祝詞、出雲国造神賀詞

「見そなはす」の表記に「所見行」「見行之」「看行」「見行」「見所行」など五種類の形式がある。「見シオコナハ

ス」がもとで、「見ソコナハス」――「見ソナハス」となったもの。口語、ごらんあそばす。

（見はるかす）

天照大御神の大前に白さく、皇神の見はるかし坐す（見霽志坐）四方の国は……。　祝詞、祈年祭

此の地よりは、四方を見はるかす（見霽）山川の清き地に還り出で坐して、吾が地と宇須波伎坐せと……。

祝詞、遷却崇神

「はるかす」は「はるく」の他動詞形。「みはるかす」は、はるか遠くまで見渡す意。

（やはす）

神等の伊須呂許比阿礼比坐すを、言直しやはし（古語に夜波志と云ふ）坐して……。　祝詞、大殿祭

「やはし」は「和志」で、静めやわらげる。万葉集にも、

雞が鳴く　吾妻の国の　御軍士を　召し給ひて　ちはやぶる　人をやはせと（和為跡）　まつろはぬ　国を治めと　万二、一九九

（よさす）

「よさす」は「よさーす」で、「よさ」は四段活用の未然形、「す」は尊敬の意の助動詞（四段活用）で、祝詞・宣命においては、「よさす」の形で用いられている。

皇神等の依さし奉らむ（依佐志奉牟）奥津御年を、手肱に水沫画垂り、向股に泥画寄せて、取作らむ奥津御年を八束穂の伊加志穂に、皇神等の依さし奉らば（依佐志奉者）。　祝詞、祈年祭

天つ神の御子ながらも、天に坐す神の依さし奉りし随に（依之奉之随）、此の天つ日嗣高座の業と、現つ御神と大八島国知しめす……。　宣命、一詔

高天原に神留ります皇親神魯岐神魯美命の、吾が孫の知らさむ食国天下とよさし奉りしまにまた（与佐斯奉志麻爾麻爾）、高天原に事はじめて……。　宣命、五詔

「依さす」は、「神が寄托なさる」の意。委任なさる。お任せになる。

た行動詞

たぎつ　もつ

（たぎつ）

高山の末、短山の末より、佐久那太理に落ちたぎつ（落多支都）遠川の瀬に坐す瀬織津比咩と云ふ神、大海原に持ち出でなむ。　祝詞、六月晦大祓

「たぎつ」は、水のほとばしり流れるをいう。万葉集にも、「高山の石本たぎち（激千）ゆく水の音には立てじ恋ひて死ぬとも」　万十一、二七一八

（持つ・以て）

是を持ついは（持伊波）称を致し、捨つるいは、謗を招きつ。　宣命、四五詔

「持つ」は連体形、準体法。「い」は数種の用法を有するが、ここは上接語の強調と見ておく。「持つモノハ」「持つコトハ」である。身につけて守るコト。

皇朕が御世に当りては、皇と坐す朕も、聞き持てる（聞持流）事乏しく、見持てる（見持留）行少み、朕が臣として供へ奉る人等も、一つ二つを漏らし落す事もあらむかと、辱み愧かしみ思はし坐して……。　宣命、六詔

右の二つの「持てる」は、続日本紀宣命講には「持たる」と訓じてあるが、「持流」「持留」の表記からは、いずれにも読めそうであるが、「持たる」（持たり）は平安時代には、その用例が、ほかに見当たらない。

しかし、「持てる」は、その用例が他に見える。

この川に朝菜洗ふ児汝も吾も同輩児をそ持てる（母弖流）いで児賜りに　万十四、三四四〇

白たへの吾が子衣失はず持てれ（毛弖福）わが背子直に逢ふまでに　万十五、三七五一

続日本紀・詔詞解には「聞持流事乏久見　持留行小美」とある。すなわち、タモテルと訓じているのである。今は、「持てる」と読んでおく。

「以て」は、「モチて」と訓ずる。

明き浄き直き誠の心を以て（心以而）緩び怠る事無く……。　宣命、二詔

明き浄き心を以て（以明浄心而）朕を助け奉り仕へ奉る事の重しき労しき事を念ほし坐す御意を……。

宣命、二詔

君臣の理に従ひて、貞しく浄き心を以て（心乎以天）助け侍へ奉らむし、帝とあることは得むと救ひき。

宣命、二九詔

衆諸如此の状悟りて、浄き直き心をもち（心乎毛知）、此の王を輔け導きて……。　宣命、五九詔

最後の例、「心をもち」は「て」を省いている。珍らしい例である。

各各己が祖の門滅ぼさず、弥高に仕へ奉り、弥継ぎに継がむと思ひ慎みて、清き直き心を持ちて（心乎持弖）仕へ奉るべしとなも念ほす。　宣命、五九詔

「心乎毛知」の「毛知」は、この「心乎持」に準じた表記であろう。

「心を以て」は、「心にて」「心によりて」の意と解すべく、強いていえば「心を持ちて」よりやや軽い意と考えられる。

は行動詞

あななふ　いすろこふ　いはふ　うけふ　うづなふ・うづのふ　うらふ　かそふ　きらふ　さすらふ　さもらふ

しじまふ　恵まふ　安まふ

（あななふ）

浄き明き心を以て、弥務めに弥結りにあななひ奉り（阿奈奈比奉）、輔佐け奉らむ事に依りてし……。

宣命、三詔

清き明き正しき直き心を以て、皇朝をあななひ（穴奈比）扶け奉りて……。　宣命、五詔

其の父と侍る大臣の、皇が朝をあななひ奉り（助奉）、輔け奉りて、頂き恐み供へ奉りつつ……。　宣命、七詔

親王たちを始めて、王・臣等の相あなたひ奉り（相穴奈比奉利）、相扶け奉らむ事に依りてし……。　宣命、六一詔

「あななふ」は、力をそえる。助ける。第三例に「助」を「アナナヒ」と訓じた点によっても、その意は明らかである。二四詔にも、なお一例存在するが、第四例と同文であるので、省略した。すべて連用形が用いられている。

（いすろこふ）

神等のいすろこひ（伊須呂許比）あれび坐すを、言直し和し坐して……。　祝詞、大殿祭

「いすろこふ」は、祝詞新講の説く所によれば、「い」は接頭語、「すろこふ」は「すすろく」を「すろく」とし、これに「ふ」を加えて、「すろかふ」―「すろこふ」とした形。「すすろ」は「すずろ」と同源で、漫然と、わけもなくやたらにの意。転じては、やたらに心のすさむ意。ここは邪神がやたらに侵入して、心すさび荒れるをいふとある。連用形一例のみ。

（いはふ）

皇御孫命の御世を手長の御世と、堅磐に常磐にいはひ奉り（斎比奉）、茂し御世に幸はへ奉るが故に……。

祝詞、祈年祭

下行かば下を守り、上往かば上を守り、夜の守、日の守りに守り奉り、いはひ奉れと（斎奉礼止）進る幣帛は……。

祝詞、道饗祭

是に親神魯伎神魯美の命の宣りたまはく、汝天穂比命は天皇命の手長の大御世を、堅磐に常磐にいはひ奉り（伊波比奉）、伊賀志の御世に佐伎波閉奉れと仰せ賜ひし次ての随に……。

祝詞、出雲国造神賀詞

掛けまくも畏き明つ御神と、大八嶋国知し食す天皇命の大御世を、手長の大御世といはふ（斎）として……。

祝詞、出雲国造神賀詞

「斎ふ」は、忌みつつしむ意。転じては、禍のないようにと、慎んで守る意。

（うけふ）

誰の神そ、天下の公民の作りと作る物を成したまはず傷へる神等は、我が御心そと悟し奉れとうけひ賜ひき（宇気比賜支）。

祝詞、竜田風神祭

奈良麻呂・古麻呂等い、逆なる党をいざなひ率ゐて（中略）、六月の二十九日の夜太政官坊に入りて、塩汁をすすりてうけひ（誓）、天地四方を礼みて、七月の二日兵を発さむと謀り定めて……。

宣命、一九詔

三宝の大き慈蒙りて、聖の天皇が朝廷の大御願の沢被りて、天下平らけく、国家安らけくあらまく欲りすと、うけひ願ひて（誓願）仕へ奉る事を、恐みも白し賜はくと白す。

宣命、逸文一詔

「うけふ」は、誓ふ意。書紀には、「誓約ウケヒ」「祈而ウケヒテ」「誓ウケフ」「祈ウケフ」「盟ウケフ」「誓盟ウケフ」等が見える。

神代紀に「請与レ姉共誓。夫誓約之中、必当レ生レ子。」とあり、また記上二五段に「幽各中置天安河二而、宇気布時、天照大御神、先乞二度建速須佐之男命所レ佩十拳剣一……。」とある。

（うづなふ・うづのふ）

此の物は天に坐す神、地に坐す祇の相うづなひ奉り（相于豆奈比奉）、福はへ奉る事に依りて顕しく出でたる宝にあるらしとなも、神ながら念ほしめす。

宣命、四詔

此の大瑞の物は、天に坐す神、地に坐す神の相うづなひ奉り（相宇豆奈比奉）、福はへ奉る事に依りて、顕はし奉れる貴き瑞なるを以て、御世の年号を改め賜ひ換へ賜ふ。

宣命、六詔

天に坐す神、地に坐す神の相うづなひ奉り（相宇豆奈比奉）、さきはへ奉り、又天皇の御霊たちの恵び賜ひ撫で賜ふ事に依りて顕はし示し給ふ物ならしと念ほし召せば……。

宣命、一三詔

皇御孫命の大嘗聞し食さむ為の故に、皇神等の相うづのひ奉りて（相宇豆乃比奉氏）、堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂し御世に幸はへ奉らむと依さして……。

祝詞、大嘗祭

悠紀主基の黒木白木の大御酒を、大倭根子天皇が天都御膳の長御膳の遠御膳と、汁にも実にも赤丹の穂にも聞し食して、豊明に明り御坐して、天都神の寿詞を称辞定め奉る皇神等も、千秋五百秋の相嘗に相うづのひ奉り（相宇豆乃比奉利）、堅磐に常磐に斎ひ奉りて、伊賀志御世に栄えしめ奉り……。

祝詞、中臣寿詞

「うづのふ」は「うづなふ」の転。「うづなふ」は「うべなふ」（諾ふ）と同意。神代紀一書に「吾欲レ生二御宙之珍子一」とあり、「珍」は玉篇に、「珍、貴也美也重也」と注する。「なふ」は「あきなふ」「いざなふ」「うらなふ」「ともなふ」の「なふ」に同じ。したがって、「うづなふ」は「貴なふ」で、貴重なものとして諾ないあつかう意となる。

（かそふ）

天つ日嗣の高御座の次をかそひ（加蘇毘）奪ひ盗まむとして……。　宣命、一九詔

逆に穢き奴仲末呂い、（中略）朝庭を傾け動かさむとして、鈴・印を奪ひ、また皇位をかそひて（掠天）、先に捨てきらひ賜ひてし道祖が兄塩焼を皇位には定めつと云ひて……。　宣命、二八詔

「かそふ」は、第二例の表記のとおり、「掠む」の意である。奪いとる。

（きらふ）

穢き奴どもをきらひ（伎良比）賜ひ棄て賜ふに依りて……。　宣命、一九詔

先に捨てきらひ（捨岐良比）賜ひてし道祖が兄塩焼を皇位には定めつと云ひて……。　宣命、二八詔

必ず法のまにまに罪なひ給ひきらひ（岐良比）給はむと敕ふ大命を聞き食へと宣ふ。　宣命、三五詔

此に由りて、理は法のまにまにきらひ給ふべく（岐良比給倍久）あり。　宣命、四三詔

朕必ず天翔り給ひて見そなはし、退け給ひ、捨て給ひ、きらひ給はむものそ（岐良比給牟物曽）。　宣命、四五詔

「きらふ」は、棄てる、放つ。悪いものとして退ける。

（さすらふ）

如此気吹き放ちてば、根国底之国に坐す速佐須良比咩と云ふ神、持ちさすらひ（持佐須良比）失ひてむ。

祝詞、六月晦大祓

「さすらふ」は、流浪する。さまよう。あてもなく動きまわる。ここは四段活用であるが、下二段活用もある。崇神紀六年「百姓流離（流離、或有二背叛一）」。神功紀六十二年「兄弟人民、皆為流離。」四段活用も下二段活用も、意味に相違はない。

（さもらふ）

国家護り仕へ奉る事の勝れたる臣たちのさもらふ所（侍所）には、表を置きて天地と共に人に侮らしめず穢さしめず治め賜はくと宣ふ大命を衆聞き食へと宣ふ。　宣命、一三詔

「さもらふ」は、「さ守らふ」で、貴人に仕えこれを見守る意。平安時代の「さぶらふ」である。

（しじまふ）

我が皇太上天皇の大前に、恐こじものしじまひ（進退）、匍匐ひ、廻ほり、白し賜ひ受け賜はらくは……。

宣命、六詔

「しじまふ」は、ゆきつもどりつさまようこと、つつしむさまをいう。垂仁紀五年にも「俯仰喉咽、進退而血泣」とある。

（恵まふ）

長く平らけく作り食ぶる五穀をも豊かに栄えしめ給ひ、護り恵まひ（護恵比）幸はへ給へと……。

祝詞、六月晦大祓

「恵まふ」は、もと「恵まーふ」で、絶えず恵をかける意。「ふ」は、ここは継続の意を添える。

（やすもふ）

天皇が朝を暫くの間も罷り出てやすもふ事（休息安母布）事無く、食国の政の平善くあるべき状、天下の公民の息安まるべき事を、旦夕夜日と云はず思ひ議り、奏ひ仕へ奉れば……。　宣命、五一詔

「やすもふ」は、もと「やすまふ」であるが、「やすもふ」と転じもので、「うづのふ」「移ろふ」「誇ろふ」などと同型である。

ま行動詞

問む　うべなむ　かしこむ　かたむ　さくむ　すすむ　貴む　恵む　をろがむ

（問む）

遠天皇の御世御世、年の緒落ちず問む事（問卑事）無く、仕へ奉り来る業となも念ほしめす。　宣命、五七詔

「問む」は「間をおく」意。やすむ。ここは、渤海国が我が国に対して、長い間、間をおくことなく（やすまずに）朝貢した事を言ったのである。名義抄に「間アヒダム」と見える。

（うべなむ）

其の人は、天地のうべなみ（宇倍奈弥）ゆるして授け賜へる人にもあらず。　宣命、三三詔

「うべなみ」は、「諾み」。承認する。「うべなふ」に同じ。

（かしこむ）

貴き高き広き厚き大命を受け賜はり、かしこみ坐して（恐坐伎）　宣命、一詔

天皇が朝庭に茂し世に八桑枝の立ち栄え仕へ奉るべき禱を聞し食せとかしこみかしこみも（恐美恐美毛）申し給はくと申す。　祝詞、中臣寿詞

「かしこみ」は、おそれつつしむ。推古紀二十年にも「訶之胡弥弖つかへまつらむ」とある。

（かたむ）

夫臣下と云ふものは、君に随ひて浄く貞かに明き心を以て君を助け護り、対ひては礼なき面へり無く、後には謗る言無く、かたみ偽り（奸偽利）諂ひ曲れる心無くして仕へ奉るべきものにあり。　宣命、四四詔

逆に穢き奴仲末呂い、詐りかためる心（奸流心）を以て兵を発し……。　宣命、二八詔

輔治能真人清麻呂、其が姉法均と、甚大きに悪しくかためる妄語（奸流妄語）を作りて、朕に対ひて法均い、物奏せり。　宣命、四四詔

「かたむ」は、心がねじけて人をあざむく意。前例「かたみ」は連用形、「かため」は命令形相当の形。なお形容詞「かたまし」参照。

（さくむ）

陸より往く道は荷の緒縛ひ堅めて、磐根木根履みさくみて（履佐久弥氐）馬の爪の至り留まる限り、長道間無く立ち都都気て……。　祝詞、祈年祭

「さくむ」は、踏み分ける。岩や木の間を押し開き、ふみ分ける。万葉集にも数例見える。

石根さくみて（左久見手）吉けくもそなき　万二、二一〇

山川を　磐根さくみて（左久美弖）　踏みとほり　国まぎしつつ　ちはやぶる　神を言向け　万二十、四四六五

白雲の　竜田の山の　露霜に　色づく時に　うち越えて　旅行く君は　五百重山　い行きさくみ（伊去割見）　敵守る　筑紫に至り　万六、九七一

大島の　羽易の山に　汝が恋ふる　妹はいますと　人のいへば　石根さくみて（割見而）　なづみ来し　好けくもぞ無き　万二、二一三

（すすむ）

君の位を謀り、縦かに心を通はして、人をいざなひすすむこと（須須牟己止）莫かれ。　宣命、三一詔

ここの「すすむ」は、四段活用の他動詞と認める。他動詞の場合は、下二段活用として用い、「すすむること」と言うのが普通であるが、ここは「すすむこと」と言う。四段活用も他動詞として用いる慣例があったものと考える。

（貴む）

祝詞豊受宮神嘗祭にも、右と同文の例がある。また古事記にも、

青山に　日が隠らば（迦久良婆）ぬばたまの　夜は出でなむ　神代記
明日よりは　深山隠りて（賀久理弖）　見えずかもあらむ　顕宗記
をとめの　い隠る岡を（伊加久流袁加袁）　金鉏も　五百箇もがも　鉏き撥ぬるもの　雄略記

右は、未然形・連用形・連体形の例である。

奈良時代には、別に下二段活用もあって、四段活用と並存し、これが後世に伝わる。

（恐まる）

我が皇天皇、斯の天日嗣高御座の業を、受け賜はりて仕へ奉れと負せ賜へ、頂に受け賜はり恐まり（恐末里）、進むも知らに退くも知らに、恐み坐さくと宣ふ天皇が御命を、衆聞き食へと敕ふ。　宣命、一四詔

貴き御命を、頂に受け給はり、畏み懼ぢ恐まりて（恐利弖）……。　宣命、二五詔

（清まはる）

今進る斎内親王は、恒の例に依りて、三年斎ひ清まはりて（清麻波理弖）御杖代と定めて進り給ふ事は……。
祝詞、斎内親王奉入時

今年の十一月の中つ卯日に、由志理伊都志理持ち恐み恐みも清まはりに仕へ奉り（清麻波利仕奉仕利）、月の内に日時を撰び定めて献る悠紀主基の黒木白木の大御酒を……。　祝詞、中臣寿詞

「清まはる」は、精進潔斎する。允恭紀四年にも、「諸氏姓人等、沐浴斎戒」とある。

（ゆまはる）

斎玉作等が、持ち斎まはり（持斎波利）持ち浄まはり造り仕へまつれる瑞の八尺瓊の御吹の五百都御統の玉に…
…。　祝詞、大殿祭

忌部の弱肩に太襁取り懸けて持ち斎まはり（持斎波里）捧げ持たしめて進り給ふ御命を申し給はくと申す。
祝詞、九月神嘗祭

「ゆきはる」は、斎む。つつしみて清浄に身を保持する。

（さやる）

四方の御門に湯都磐村の如くさやり坐して（塞坐弖）、朝には御門を開き奉り、夕には御門を閉て奉りて……。
祝詞、祈年祭

祝詞六月月次にも同文の例がある。

「さやる」は、立ちふさぐ、妨げさえぎる。万葉集にも、

百日しも行かぬ松浦路今日行きて明日は来なむを何かさやれる（佐夜礼留）。　万五、八七〇

（賜はる）

掛けまくも畏き現つ神と坐す倭根子天皇我が皇、此の天つ日嗣高御座の業を、拙く劣き朕に、賜はりて仕へ奉れ
（被賜弖仕奉）と仰せ賜ひ……。　宣命、二四詔

是を以て、黒き白きの御酒食へゐらぎ、常も賜ふ酒幣の物賜はれ（賜礼）として、御物給はくと宣ふ。
宣命、四六詔

「賜はる」は、いただく。頂戴する。第二例「賜はれ」は命令形、「いただけ」の意。

（垂る）

手肱に水沫画垂り（画垂）、向股に泥画寄せて取作らむ奥津御年を八束穂の伊加志穂に皇神等の依さし奉らば…

…。　祝詞、祈年祭

この「垂り」は、「垂れ」（下二段活用）と同じ。奈良時代には、下二段活用も使われて、四段活用と並存した。下二段活用の例は、

眉がき　濃に画き垂れ（加岐多礼）　遇はしし女　記、応神

四段活用は、自動詞として使われることが多かった。

ちちの実の　父の命は　栲綱の　白髭の上ゆ　涙垂り（奈美太多利）　嘆き宣賜ばく……。　万二十、四四〇八

四段活用「垂り」を他動詞として用いたのは珍らしい。

（もとほる）

我が皇太上天皇の大前に、恐こじもの進退ひ匍匐ひもとほり（廻保理）白し賜ひ受け賜はらくは……。

宣命、六詔

「もとほる」は、ぐるぐるとまわる。万葉集にも、次のように見える。

猟路の小野に　猪鹿こそは　い匍ひ拝め　鶏こそ　い匍ひもとほれ（伊波比廻礼）猪鹿じもの　い匍ひ拝み　鶏なす　い匍ひもとほり（伊波比毛等保理）恐みと　仕へ奉りて　万三、二三九

が行動詞

ば行動詞

怪しぶ　慈しぶ　悲しぶ　悔しぶ　たぶ　尊ぶ・貴ぶ　恵ぶ・慈ぶ　ゐやぶ

（怪しぶ）

侍ふ諸人等も共に見て、怪しび（怪備）喜びつつある間に……。　宣命、四二詔

（慈しぶ）

是実に化の大御身は縁に随ひて度し導き賜ふには、時を過さず、行に相応へて、慈しび（慈備）救ひ賜ふといふことにあるらしとなも念ほす。　宣命、四一

「慈ぶ」は、仁慈を施す、かわいがる。なお「慈備」を「メグび」と訓ずることもある。

（悲しぶ）

朕は汝の志をば、暫くの間も忘れ得ましじみなも、悲しび賜ひ（悲備賜比）、しのひ賜ひ、大御泣哭かしつつ大坐します。　宣命、五八

名義抄に「哭ナク、カナシブ」と見える。

（悔しぶ）

忽ちに朕が朝を離れて罷りましぬれば、言はむすべも知らに、悔しび賜ひ（悔備賜比）、わび賜ひ大坐し坐すと詔ふ大命を宣ふ。　宣命、五一詔

「悔しぶ」は、くやしがる。残念に思う。

（たぶ）

掛けまくも畏き聖の天皇朝、太政大臣として仕へ奉れと敕へれど、数数辞び申したぶ（申多夫）に依りて、受け賜はりたばず（受賜多婆受）成りにし事も悔しと念ふが故に……。　宣命、二六

朕が師大臣禅師の、朕を守りたび（守多比）助け賜ぶを（助賜乎）見れば、内外二種の人等におきて、其の理に慈哀しみて、過なくも仕へ奉らしめてしかと念ほしめして、かたらひのりたぶ（可多良比能利多布）言を聞くに、是

太政大臣の官を授けまつるには敢へたびなむか（敢多比奈牟可）となも念ほす。　宣命、三六詔

「賜ぶ」は、「たまふ」の転。後述敬語法参照。

（尊ぶ・貴ぶ）

伊予国より白き祥の鹿を献奉りてあれば、うれしよろこぼしとなも見る。また三つの善事の同じ時に集ひてあること、甚希有しと念へ、畏まり尊び（畏末利尊備）、諸臣等と共に、異に奇しく麗はしく白き形をなも見喜ぶる。　宣命、四六詔

天下公民等、皆に受け賜はり貴ぶべき（貴乃夫倍支）ものにあれども……。　宣命、逸文二

「尊ぶ・貴ぶ」は、ま行動詞「尊み・貴む」もあり、並存する。

（恵ぶ・慈ぶ）

天下の公民を恵び賜ひ（恵賜比）撫で賜はむとなも……。　宣命、一詔

天皇が御世御世、天つ日嗣と高御座に坐して、此の食国天下を撫で賜ひ慈び賜ふ事は（慈賜事者）辞立つにあらず。　宣命、三詔

此は大御神宮の上に示顕し給ふ。故尚此は大神の慈び示し給へるものなり。（慈備示給幣流物奈聖）。　宣命、四二詔

（るやぶ）

上つ方は三宝に供へ奉り、次には天社国社の神等をもるやびまつり（為夜備末都利）……。　宣命、三八詔

「るやぶ」は「礼ぶ」で、うやまう。

「為夜備」における「備」の仮名は、乙類であるという理由によって、上二段活用とも見られるのであるが、宣命や祝詞においては、甲乙の区別のない場合もあり、また書紀には、

則将二千熊長彦一、至二都下一、厚加二礼遇一。　神功紀、四十九年

この「キヤブコト」の「キヤブ」は連体形であるから、「るやび・るやぶ」を姑く四段活用と認めておく。

前例「怪しび」「悲しび」等も「び」は「備」と表記されている点から、上二段ともいわれているが、一方「怪しみ・怪しむ」「悲しみ・悲しむ」も同時代に並存しているので、ば行音・ま行音相通の慣習に従って、「備」を用いたものかと考えられる。

仮りに「怪備」「悲備」を上二段活用としても、実は確かな証明は得られない。

上二段活用

上二段活用の動詞は、か・た・は・ま・や・ら・が・だ・ば の九行にある。今「生ふ」についてその活用形式を表示すると、次のようになる。

語幹	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
生	—ひ	—ひ	—ふ	—ふる	—ふれ	—ひよ

今、だ・ば の行の動詞について記す。

だ行動詞

しこづ　をづ

（しこづ）

兄豊成朝臣を許りてしこち奏し（讒治奏）賜へるに依りて、位を退けたまひて、是の年の年ごろありつ。
宣命、二八詔

「しこづ」は、無実の事を悪く告げ口する。ざんげんする。孝徳紀に「今我見レ譖二身刺一而恐二横誅一（大化五年）」とあり、又名義抄にも「譖ッツ」と見える。

（をづ）

貴き御命を、頂に受け給はり、歓び貴み懼ぢ（懼知）恐まりて……。　宣命、二五詔

「をづ」は、おそれる。

ば行動詞

あらぶ　いちはやぶ　いなぶ　うとぶ　たけぶ　よろこぶ　媚ぶ

（あらぶ）

四方四角より疎び荒び来む（荒備来武）天の麻我都比と云ふ神の言はむ悪事に、（古語に麻我許登と云ふ）相麻自許利、相口会へ賜ふ事無く……。　祝詞、御門祭

此の心悪しき子の心荒びなば（荒比南波）水神、匏、埴山姫、川菜を持ちて鎮め奉れ。　祝詞、鎮火祭

如此依さし奉りし国中に、荒ぶる神等をば（荒振神等乎波）神問はしに問はし賜ひ……。　祝詞、六月晦大祓

天夷鳥命に布都怒志命を副へて、天降し遣はして、荒ぶる神等を（荒布留神等乎）撥ひ平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて……。　祝詞、出雲国造神賀詞

「あらぶ」は、荒れている。乱暴する。

別に「あれぶ」がある。

神等の伊須呂許比あれび坐すを（阿礼比坐乎）言直し和し坐して……。　祝詞、大殿祭

「あらぶ」の転である。

（いちはやぶ）

皇御孫の朝廷に御心一速び給はじと為て（一速比給波志止為氐）進る物は……。　祝詞、鎮火祭

「いちはやび」は「稜威速振る」の義。はげしい威力をふるう。ここは、天皇の朝廷に対して、火の神の心が、烈しく荒れ給うことなく、鎮まり給うようにと云々の意。

（いなぶ）

いと恐し。進むも知らにと退くも知らにといなび奏せり（伊奈備奏）。　宣命、二五詔

是を以て始め賜はむと敕へど、遍重ねて辞び申すに依りて（辞備申尓依天）黙あらむとすれど、止む事得ず。
宣命、二五詔

（うとぶ）

四方四角より疎び（疎備）荒び来む天の麻我都比と云ふ神の言はむ悪事に相麻自許利、相口会へ賜ふ事無く……。
祝詞、御門祭

朝には御門を開き奉り、夕には御門を閉て奉りて、疎ぶる物の、下より往かば下を守り、上より往かば上を守り……。　祝詞、祈年祭

「うとぶ」は、疎んずる意。親しまない。

（たけぶ）

皇御孫之尊の、天の御舎の内に坐す皇神等は、荒び給ひ健び給ふ（健備給）事無くして……。　祝詞、遷却崇神

「たけぶ」は、たけたけしく振舞う。猛り狂う。古事記にも「伊都の男建び踏み建びて」（伊都之男建訓建云多祁夫蹈建而）とある。

（よろこぶ）

貴き御命を、頂に受け給はり、歓び（歓備）貴み懼ぢ恐まりて……。　宣命、二五詔

是を以て朕一人やは貴き大瑞を受け賜はらむ、天下共に頂き受け賜はり、歓ぶるし（歓流自）理なるべしと神ながらも念ほし坐してなも衆を恵び賜ひ……。　宣命、一三詔

三つの善事の同じ時に集ひてあること、甚希有しと念へ、畏まり尊び、諸臣等と共に、異に奇しく麗はしく白き形をなも見喜ぶる（喜流）。　宣命、四六詔

なお神代紀上に「陽神不悦曰、吾是男子。理当二先唱一……。」とあり、また「及レ至二産時一、先以二淡路洲一為レ胞。意所レ不レ快」の本文に対し、日本書紀私記乙本に「所レ不レ快与呂古比左流止呂」とある。「ヨロコビズ」「ヨロコビザル」——この「ヨロコビ」は未然形である。

（媚ぶ）

荒ぶる神等を撥ひ平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて（媚鎮天）、大八嶋国の現事、顕事遊ばしめき。　祝詞、出雲国造神賀詞

「媚ぶ」は、おもねる。機嫌をとる。ここは、国を作り給うた大穴持命に対しても、心に逆らわずに機嫌をとっての意。

下二段活用

下二段活用の動詞は、五十音図の各行に現われる。

語幹	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
改	—め	—め	—む	—むる	—むれ	—めよ

あ行動詞

（得）

あるべき状の任と、上げ賜ひ治め賜ふ事甚恐し。受け賜はる事得じと（不得止）奏せと宣ふ。　宣命、二五詔

朕が教へ給ふ御命に順はずして、王等は己が得ましじき（得麻之乎岐）帝の尊き宝位を望み求め……。　宣命、四五詔

第一例は「え」未然形、第二例は「う」終止形である。「得」には語幹語尾の区別がない。

か行動詞

おもぶく　かまく　さく　別く

（おもぶく）

教へ賜ひ、おもぶけ賜ひ（於毛夫気賜）、答へ賜ひ、宣り賜ふまにまに、此の食国天下の政を行ひ敷き賜ひつつ供へ奉り賜ふ間に……。　宣命、六詔

父がかくしまにあれと念ひて、おもぶけ（於母夫気）教へけむ事、過たず失はず、家門荒さずして、天皇が朝に

仕へ奉れとしてなも、汝たちを治め賜ふ。　宣命、一三詔

「おもぶけ」は「おもむけ（面向け）の義。「むけ」は「向かせ」で、もと使役動詞。「むく」の他動詞化である。然るべき方向へ面を向けさせる。指導する。導く。

（かまく）

朕が念ほしめさく、如是く大きに貴く奇しく異にある大瑞は、聖の皇の御世に、至れる徳にかまけて（感天）、天地の示現し賜ふものとなも常に聞しめす。　宣命、四二詔

「かまけ」は、感動して。孝徳紀大化三年に「中臣鎌子連便感レ所レ遇而語二舎人一曰」ともある。

（さく）

恨めしかも、悲しかも。朕が大臣、誰にかも我が語らひさけむ（佐気牟）。孰にかも我が問ひさけむ（佐気牟）と。

宣命、五一詔

「さく」は、放つ。遣る。「遠ざく」の「さく」である。「誰に話をして心を晴らそう。誰に問うて憂さを晴らそう」というのである。万葉集にも「大君の敷きます国は　都をもここも同じと　心には思ふものから　語りさけ見さくる人眼（語左気、見左人流人眼）乏しみと思し繁し　万十九、四一五四」　この「さく」「さくる」と同じ意味である。

（別く）

ここだくの罪を天津罪と法り別けて（法別気良）……。　祝詞、六月晦大祓

国津神は、高山の末、短山の末に上り坐して、高山の伊穂理、短山の伊穂理を撥き別けて（撥別良）聞し食さむ。

祝詞、六月晦大祓

「法り別け」は、宣り別け。区別する意。「撥き別け」は万葉集に云う「天雲之八重掻別而」（万二、一六七）の「掻別」と同じ。「別く」には、別に四段活用もあることは、すでに記述した。

さ行動詞

（坐す・請す）

皇御孫之命を天津高御座に坐せて（坐良）天津鏡の鏡剣を捧げ持ち賜ひて言寿ぎ宣りたまひしく……。

祝詞、大殿祭

阿遅須伎高孫根命の御魂を葛木の鴨の神奈備に坐せ（坐）、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ（坐）、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて（坐天）、皇孫命の近き守神と貢り置きて、八百丹杵築宮に静まり坐しき。

祝詞、出雲国造神賀詞

右の「坐せ」の四例は、いずれも「坐させ」の意で、四段活用「坐す」の他動詞化である。前述「おもぶけ」が「おもむかせ」から成立したのと同型である。

去にし正月に、一七日の間、諸の大寺の大法師等をませ奉らへて（奉請良倍天）、最勝王経を講読せしめまつり……。　宣命、四二詔

この「請せ」は一三詔の「食国天下の諸国に最勝王経を坐せ」とあるものと同じで、ここも、「大法師等を坐させ」で、「大法師等を請聘申し上げて」の意。

た行・な行動詞

この二行に属する動詞の用例は省略する。

は行動詞

あからふ　敢ふ　さきはふ　堪ふ　食ふ　集ふ　はらふ　歴

（あからふ）

山川の浄き所をば孰と倶にかも見そなはしあからへ賜はむと（阿加良閇賜牟止）、敷き賜ひ憂ひ賜ひ大坐し坐せ詔ふ大命を宣ふ。　宣命、五一詔

「あからへ」は「明からへ」。心を明かるくして。心を晴らす意。

（敢ふ）

勅はく、是の位を授けまつらむと申さば、必ず敢へじ、いなと宣りたばむと念ほしてなも、申さずして是の大臣禅師の御位授けまつると勅ふ御命を、諸聞き食へと宣ふ。　宣命、二六詔

乾政官の大臣には、敢へて（敢天）仕へ奉るべき人無き時は、空しく置きてある官にあり。　宣命、二六詔

今大保は必ず仕へ奉るべきと念ほし坐せ、多の遍重ねて勅へども、敢ふましじとして（敢不之時止為弖）辞び申しつらく……。　宣命、二六詔

「敢ふ」は、堪える意。ここは、その任に堪える意である。

（さきはふ）

堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂し御世に幸はへ（幸閇）奉るが故に……。　祝詞、祈年祭

常磐に堅磐に福はへ（福閇）奉り、預りて仕へ奉る処処の家家の王等卿等をも平らけく天皇が朝廷に伊加志夜く波叡の如く仕へ奉り……。　祝詞、春日祭

堅磐に常磐に伊波比奉り、伊賀志の御世に佐伎波閇奉れ。　祝詞、出雲国造神賀詞

此の物は天に坐す神、地に坐す祇の相うづなひ奉り、福はへ（福波倍）奉る事に依りて、顕しく出でたる宝にあるらしとなも、神ながら念ほしめす。　宣命、四詔

天に坐す神、地に坐す神の相うづなひ奉り、さきはへ奉り（佐祁閇奉利）、又天皇の御霊たちの恵び賜ひ撫で賜ふ事に依りて、顕はし示し給ふ物ならしと念ほし召せば……。　宣命、一三詔

「さきはふ」は「幸」「福」の文字で表わされる。四段活用のものの他動詞化である。幸あらしめる。栄えさせる。

四段活用の「さきはふ」は、万葉集などに見える。

そらみつ　倭の国は　皇神の　いつくしき国　言霊の　幸はふ国と（佐吉播布国等）　語り継ぎ　言ひ継がひけり。　万五、八九四

（堪ふ）

命を受け賜はり坐して答へ曰しつらく、朕は堪へじと（不堪止）辞び白して受け坐さず在る間に、遍多く日重ねて譲り賜へば……。　宣命、三詔

（食ふ）

由紀須伎二国の献れる黒き白きの御酒を赤丹のほにたまへゑらぎ（多末倍恵良岐）常も賜ふ酒幣の物を賜はり以て退れとしてなも、御物賜はくと宣ふ。　宣命、三八詔

黒き白きの御酒食へゑらぎ（食倍恵良伎）、常も賜ふ酒幣の物賜はれとして、御物給はくと宣ふ。　宣命、四六詔

銅の湯を水と成し、我が身を草木土に交へて、障る事無くなさむと勅り賜ひながら成りぬれば、欲しみ貴みなも念ひ食ふる（念食流）。　宣命、一五詔

「たまへゑらぎ」の「たまへ」は実質的用法で、「いただく」の意。「念ひ食ふる」の「食ふる」は形式的用法で、

「申す」「申し上げる」。お思ひ申す。存じ上げる。

なお連用形は「多末倍」「食倍」のように乙類の仮名「倍」を用いている表記に注意すべきである。

次に「聞食倍」「聞き食へ」について。

おのもおのも貞かに明く浄き心を以て仕へ奉れと詔ふことを、諸聞き食へと詔ふ。（聞食倍止詔）　宣命、三三詔

貞しく浄き心を以て、朝廷の御奴と仕へ奉らしめむと宣ふに依りて、汝等が罪は免し給ふ。但し官は解き給ふ。散位として仕へ奉れと敕ふ御命を聞き食へと宣ふ。（聞食倍止宣）　宣命、三五詔

必ず法のまにまに罪なひ給ひきらひ給はむと敕ふ御命を聞き食へと宣ふ（聞食倍止宣）。　宣命、三五詔

右三例の「食倍」は、詔詞解の訓に「キコシメサヘ」とあるが、「倍」は乙類の仮名であるから四段活用の命令形とは考えられない。下二段活用の命令形「たまへよ」の「よ」の省略形と認められる。やはり形式用言であるから、「聞きいただけ」「うけたまはれ」と解する続日本紀宣命講の考えを支持する。

ただ少し懸念されることは、宣命における「へ」の命令形は、甲類乙類の仮名の区別に判然としない点があり、常識的には甲類を使うべきだと思われる所に乙類を使う例が、他の場合にもある。例えば、「真枚は日上の湊にして溺るる軍を扶け拯へる（扶拯閇留）労に縁りて」（宣命、六二詔）における「拯閇留」も、「閇」は乙類であるにもかかわらず、甲類のように使われている。「食倍」の「倍」も甲類と混同して使われたものと仮定すれば、「食倍」は四段活用尊敬の意の「タマヘ」の命令形となり、「お聞きなさい」という意味と解せられることになるのであるが、今は、しばらく続日本紀宣命講の説に従っておく。

現つ御神と大八島国知しめす天皇が大命らまと詔ふ大命を、集侍はれる皇子等・王たち・百官の人等・天の下の公民、諸聞き食へと詔ふ（聞食止詔）。　宣命、一詔

故此の状悟りて、百官人等仕へ奉れと詔ふ天皇が救旨を、衆聞き食へと宣ふ（衆聞食宣）。　宣命、六〇詔

天下今年の田租免し賜はくと宣ふ天皇が敕を、衆聞き食へと宣ふ（衆聞食宣）。　宣命、六一詔

これらの例では「食へ」を「食」とのみ表記し、詔詞解では、これを「キコシメセ」と訓ずるが、今は「食倍」と同機に考える。

なお、「諸聞食登宣」は、祝詞にも多く見える。

集侍はれる神主祝部等諸聞食登宣。　祝詞、六月月次

集侍はれる親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣。　祝詞、六月晦大祓

雑雑の罪を、今年の六月の晦の大祓に、祓へ給ひ清め給ふ事を、諸聞食止宣。　祝詞、六月晦大祓

朝日の豊栄登りに称辞竟へ奉らくを、諸聞食登宣。　祝詞、大嘗祭

右の傍線の部分は、祝詞講義・祝詞新講では、すべて「キコシメセト」と訓じている。しかし前述続日本紀宣命講の訓に準じて、「聞き食へと」と訓ずる。

なお「宣」も、祝詞講義、祝詞新講では「ノル」と訓ずるが、これも「ノタマフ」の訓に従う。

（集ふ）

八百万の神等を集へ賜ひて（集倍賜天）……。　祝詞、中臣寿詞

下二段活用の「集へ」は他動詞で、あつめる意。

（はらふ）

遺る罪は在らじと祓へ給ひ（祓給止）清め給ふ事を……。　祝詞、六月晦大祓

雑雑の罪を、今年の六月の晦の大祓に祓へ給ひ（祓給止）清め給ふ事を諸聞き食へと宣ふ。　祝詞、六月晦大祓

「祓へ」は他動詞。「はらはせ」の転。

（歴）

吉備朝臣は、朕が太子と坐しし時より、師として教へ悟しける多の年歴ぬ（歴数）　宣命、四一詔

ま行動詞

改む　きたむ

（改む）

近江大津の宮に御宇しめしし天皇の、改むまじき（不改自伎）常典と初め賜ひ定め賜へる法の随に……。

宣命、一四詔

過を知りては必ず改めよ（改与）　宣命、四五詔

（きたむ）

是を法の任に問ひ賜ひきため賜ふべくあれども（支多米賜倍久在止毛）、承前に仕へ奉りける事を念ほしめしてなも、勘へ賜はず免し賜ふ。　宣命、六二詔

「きため」について詔詞解には「支多米は爵ノ字の意に当れる言也」と説明されている。こらしめる、処罰する意。

孝極紀三年秋七月に、「太衆は神とも神と聞えくる常世の神をうちきたますも（岐多麻須母）」とあり、この「きたます」は、「きたむ」のさ行活用化である。

「きたむ」は、「鍛ふ」と語源を同じくするだろうとの説がある。

や行動詞

（念はゆ）

汝等は吾が近き人なり。一つも吾を怨むべき事は念はえず（不所念）。　宣命、一八詔

「念はえ」は、もと「念はーえ」。「え」は自然の意を表わす助動詞であったが、「念はえ」と音転して一語化し、「おもわれる」の意。斎明紀四年五月にも「ゆく水のあひだもなくもおもはゆるかも（於母保喩屢柯母）」とある。

ら行動詞

（勝る）

国家護り仕へ奉る事の勝れたる（勝在）臣たちの侍ふ所には、表を置きて天地と共に人に侮らしめず穢さしめず治め賜はくと宣ふ大命を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、一三詔

允恭紀十四年秋九月に「唯有二一海人一。曰二男狭磯一。是阿波国長邑之海人也。勝二於諸海人一、好探レ深。」とあり、「勝」を「スグレ」と訓じてある。

わ行動詞

（居う）

初穂は汁にも穎にも、千稲八千稲に引居ゑて（引居弖）横山の如く打積み置きて、秋の祭に奉らむと……。

祝詞、広瀬大忌祭

万葉集に、

哭沢の神社に神酒すゑ（須恵）祈れどもわご王は高日知らしぬ　万二、二〇二
人の親の少女児居ゑて（未通女居）守る山辺から朝な朝な通ひし君が来ねばかなしも　万十一、二三六〇
わ行動詞は「植う」「飢う」「据う」（居う）の三語であるが、宣命・祝詞には「居う」の一例だけ見える。

だ行動詞
（めづ）
藤原朝臣麻呂等い、図負へる亀一頭献らくと奏し賜ふに、聞しめし驚き賜ひ怪しみ賜ひ、見そなはし歓び賜ひ、めで賜ひて（嘉賜弖）思ほしめさくは……。　宣命、六詔
めでの盛りに（愛盛尓）、一二人等に、冠位上げ賜ひ治め賜はくと宣ふ。　宣命、二二詔
「めづ」は、愛する。賞美する。ほめる。喜ぶ。
第二例の「めで」は、連用形の名詞法。

ば行動詞
（食ぶ）
百官人等、天下四方の国の百姓に至るまで、長く平らけく作り食ぶる（食留）五穀をも豊かに栄えしめ給ひ、護り恵まひ幸はへ給へと……。　祝詞、六月月次祭
「食ぶ」は、食ふ。飲む。もと下二段活用の「たべ」「たぶ」（賜）の転で、飲食物をいただく意が本である。

上一段活用

上一段活用の動詞は、か・な・は・ま・や・わの六行に存在する。奈良時代の諸文献に拠れば、これらの諸動詞の用例を求めることが出来るが、祝詞・宣命においては、用例少なく、また特記する必要のないものもあり、従ってここでは、ま行・わ行・ば行の動詞についてのみ記述する。
なお上一段活用において注意すべき事は、奈良時代には、終止形が存在しなかったということである。記紀万葉等によって調査すれば明らかである。
上一段活用の活用形式は次のとおりである。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
見	み	み		みる	みれ	みよ

上一段活用の動詞は、二語複合構造の語以外は、すべて語幹語尾の区別がない。

ま行動詞
（見る）
夜は七夜、昼は七日、吾をな見給いそ（奈見給比曾）。　祝詞、鎮火祭
伊予国より白き祥の鹿を献奉りてあれば、うれしよろこぼしとなも見る（見流）。　宣命、四六詔
夜昼退らずして護り助け仕へ奉るを見れば（見礼波）、かたじけなみなも念ほす。　宣命、四一詔

わ行動詞

率ゐる　用ゐる

（率ゐる）

衆人をいざなひ率ゐて（率引）仕へ奉る心は、禍息みて善くなり、危き変りて全く平がむと念ほして仕へ奉る間に……。　宣命、一三詔

諸の大法師等をひきゐて（比岐為天）上といます太政大臣禅師の、理の如く勧め行はしめ、教へ導き賜ふに依りてし、如此奇しく尊き験は顕はし賜へり。　宣命、四一詔

（用ゐる）

今より後は、仕へ奉らむ相のまにまに進め用ゐ賜はむ（用賜武）　宣命、二八詔

今の救を承け用ゐよ（用与）。先づ詐りて救と称ひてある事を、承け用ゐることを（用流已止）得ざれと云ひて諸人の心を惑乱はし……。　宣命、二八詔

名義抄に「須・用・以モチヰル」とある。

ば行動詞

（荒びる）

陸奥国の荒びる（荒備流）蝦夷等を討ち治めに任け賜ひし大将軍……。　宣命、六二詔

「荒びる」は「荒ぶる」の俗語か。古事記の「いさちる」が「いさつる」の俗語であるに類似する。時代別国語大辞典上代編「あらびる」の条に、祝詞鎮火祭の文中の「この心悪しき子の心荒比留は云々」が引用してあるが、祝詞講義には「心荒比留波云々」とあり、講義は「曽」は「勢」の義と解く。これに対し祝詞新講は「曽」は「南」の草書の誤と推定して「荒南波」（荒びなば）と改めてある。

以上の事情によって、「荒びる」は右一例と見ておこう。

か行変格活用

これに属する動詞は、「来」の一語である。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
来	こ	き	く	くる	くれ	こ	くらく

未然形

卿等の問ひ来む（問来）政をば、かくや答へ賜はむ、かくや答へ賜はむと白し賜ひ、官にや治め賜はむと白し賜へば……。　宣命、六詔

本ゆり行ひ来し（行来）迹事そと詔ふ敕を聞きたまへと宣ふ。　宣命、七詔

連用形

吾が名妖命の知し食す上津国に、心悪しき子を生み置きて来ぬ（来奴）と宣りたまひて……。　祝詞、鎮火祭

大伴佐伯宿禰等は、遠天皇の御世より、内の兵と為て仕へ奉り来（仕奉来）、又大伴宿禰等は吾が族にもあり。　宣命、一七詔

終止形

天下平らけく、百姓安らけくしてし、天地の大瑞は顕はれ来となも（顕来止奈母）神ながら念ほしめさくと詔ふ命

を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、六詔

連体形

天皇が御世御世天つ日嗣高御座に坐して治め賜ひ恵び賜ひ来る（来流）食国天下の業となも、神ながらも念ほしめさくと宣ふ大命を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、一三詔

汝たちの祖どもの云ひ来らく、海行かばみづく屍、山行かば草むす屍（中略）と云ひ来る人等となも（云来流人等止奈母）聞し召す。　宣命、一三詔

已然形・命令形は、祝詞・宣命には現われないが、万葉集には見える。

冬ごもり　春さり来れば（春去来者）　鳴かざりし　鳥も来鳴きぬ　万一、一六

わが屋戸の梅咲きたりと告げやらば来ちふに似たり（来云似有）散りぬともよし　万六、一〇一一

名詞形

汝たちの祖どもの云ひ来らく（云来久）海行かばみづく屍、山行かば草むす屍（中略）と云ひ来る人等となも聞し召す。　宣命、一三詔

「云ひ来らく」は、「言い伝えて来ることには」の意。「来らく」は「来ること」である。

付　説

宣命に「来り」の例が三例ある。

去年の九月、天地の賜へる大き瑞物（しるしのもの）顕れ来り（顕来理）。　宣命、五詔

神ながらも念ほしめすに、うつしくも皇朕が御世に当りて顕はるる物にはあらじ。今嗣ぎまさむ御世の名を記して、応へ来り、顕はれ来る（応来顕来留）物にあるらしと念ほし坐して、今神亀の二字を御世の年名（な）と定めて……。　宣命、五詔

……。

詔詞解は、第一例を「ケリ」と訓じ、第二例を「キタリ」「キタル」と訓ずる。しかし今は、すべて「ケリ」「ケル」と訓ずる。

「来り（け）」は、「来あり（き）」の融合で、「来テイル」の意。第一例は終止形、第二例は連用形と連体形である。

「来（き）」はか行変格活用であるが、「来り（け）」「来る（け）」は「あり」を含むため、ら行変格活用と見るべきである。

さ行変格活用

これに属する動詞は、基本的には「為」（す）の一語であるが、多くの複合語を作る。平安時代になると「おはす」「います」も加わるが、奈良時代には、「おはす」は未成立、「います」は四段活用であった。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
す	せ	し	す	する	すれ	せよ

未然形

丈部（はせつかべの）姉女（中略）きたなく悪しき奴どもと相結びて謀りけらく、朝庭を傾け奉り国家を乱りて、きらひ給ひてし氷上塩焼が児、志計志麻呂を、天つ日嗣と為む（為牟）と謀りて……。　宣命、四三詔

此（かく）の状悟りて、人の見咎むべき事わざなせそ（奈世曽）。　宣命、一六詔

連用形

播磨国より船乗為て（船乗為而）使は遣はさむと念ほしめす間に……。　祝詞、遣唐使時奉幣

終止形

とひとの仇の在る言のごとく、言ふまじき辞も言ひぬ、為まじき（不為仮）行も為ぬ。　宣命、二七詔

聖の天皇が朝庭の大御願の沢被りて、天下平らけく国家安らけくあらまく欲すと（在マク欲止）、誓ひて仕へ奉る事を、恐みも白し賜はくと白す。　宣命、逸文一

連体形

誰しの奴か朕が朝を背きて、然為る人の（為流人乃）一人もあらむと念はせば、法の随に治め賜はず。

宣命、一六

凡人の子の禍を去り、福を蒙らまく欲する事は（欲為流事波）親の為にとなり。　宣命、二五詔

此の大福を取り総べ持ちて、親王に送り奉れと教へ宣ふ御命を受け給はりてなもかくする（為流）。

宣命、二五詔

已然形

是を以て治め賜はむと敕へど、逼重ねて辞び申すに依りて、黙あらむとすれども（為礼止毛）止む事得ず。

宣命、二五詔

命令形

二日の未の時に、小野東人、上道朝臣斐太都を喚びて誂へけらく、此の事倶にせと（倶仁西止）いざなふに依りて、倶にせむと事は許して、其の日の亥の時に具に奏し賜ひつ。　宣命、一九詔

是を以て、先考を追皇とし、親母を大夫人とし、兄弟姉妹を親王とせよ（為与）と仰せ給ふ貴き御命を頂に受け給はり……。　宣命、二五詔

朕が立ててある人の云ふとも、汝が心に能からずと知り、目に見てむ人をば改へて立てむ事は、心のままにませよと命ひき（世与止命伎）。　宣命、四五詔

命令形に「せ」「せよ」の二形がある。「せ」が古形である。

命令法のみで、放任法は存在しない。

な行変格活用

な行変格活用の動詞は、「死ぬ」「往ぬ」の二語であるが、用例数はきわめて少ない。

語幹	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
死	—な	—に	—ぬ	—ぬる	—ぬれ	—ね
往						

未然形

王のへにこそ死なめ（死米）のどには死なじ（不死）。　宣命、一三詔

如此持ち出で往なば（往波）、荒塩の塩の八百道の八塩道の塩の八百会に座す速開都比咩と云ふ神、持ち可可呑み

てむ。　祝詞、六月晦大祓

連用形

生きては官位を賜はり昌え、死にては（死弖波）善き名を遠き世に流し伝へてむ。　宣命、四五詔

連体形

百足の虫の死ぬるに至りても（至死）顕へらざる事は、輔を多みとなも聞し食す。　宣命、五五詔

終止形）已然形・命令形は用いられていない。しかし奈良時代としては、終止形・已然形は用いられている。ただ、命令形のみは、奈良時代に用例が見当たらない。

強之奪二白鳥一而将去。（アナガチニ モチイス）　仲哀紀、元年正月

いふ言の恐き国ぞ紅の色にな出でそ思ひ死ぬとも（念死友）　万四、六八三

うち嘆き　妹が去ぬれば（妹之去者）　血沼壮士（ちぬのおとこ）　その夜夢に見　取り続き　追ひ行きければ　万九、一八〇九

これらは、終止形・已然形の用例である。

ら行変格活用

これに属する動詞は、「あり」（有、在）、「居り」「侍り」「然り」である。

「あり」について、活用表を示せば、次のとおりである。

語幹	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
有 在	―ら	―り	―り	―る	―れ	―れ	―らく

未然形

天の下の公民の作れる物を、草の片葉に至るまで成したまはぬこと、一年二年に在らず（不在）、歳まねく傷へるが故に……。　祝詞、竜田風神祭

うつしくも皇朕が政の致せる物にあらめや（在米耶）。　宣命、六詔

皇朕高御座に坐し（いま）初めしゆり、今年に至るまで六年になりぬ。此の間に天つ位に嗣ぎ坐すべき次として、皇太子侍りつ。是に由りて其のははと在らす（在須）藤原夫人を皇后と定め賜ふ。　宣命、七詔

連用形

皇と坐して、天下の政を聞し看す事は、労しき重しき事にありけり（在家利）　宣命、二三詔

太政の始は、人の心未だ定まらずありしかば（在可波）、吾子して皇太子と定めて、先づ君の位に昇げ奉り畢へて諸の意静まり了てなむ後に、傍の上をば宣はむとしてなも、抑へてありつる（在津留）。　宣命、二五詔

終止形

乾政官の大臣には、敢へて仕へ奉るべき人無き時は、空しく置きてある官にあり（官尓阿利）。　宣命、二六詔

国王い、王位に坐す時は、菩薩の浄戒を受けよと敕ひてあり（敕天在）。　宣命、二八詔

連体形

心の中悪しき垢（あた）く濁りてある人は（濁天在人波）、必ず天地現し示し給ひつるものそ。　宣命、四四詔

天下の君と坐して、年の緒長く皇后坐さざる事も、一つの善からぬ行にあり。又天下の政に置きて独知るべきのならず、必ずもしりへの政あるべし（政有倍之）。　宣命、七詔

已然形

黄金は人国より献ることは有れども（有登毛）、斯の地には無き物と念へるに……。　宣命、一二詔

此は諸聖等、天神地祇の現し給ひ、悟し給ふにこそあれ（給尓己曽在礼）。誰か敢へて朕に奏し給はむ。　宣命、四五詔

食国天下を恵び賜ひ治め賜ふ間に、万機密（しげ）く多くして、御身敢へ賜はずあれ（有礼）、法の随に天日嗣高御座の業は、朕が子王に授け賜ふと敕ふ天皇が御命を、（中略）衆聞き食へと宣ふ。　宣命、一四詔

男のみ父の名負ひて、女はいはれぬものにあれや（阿礼夜）、立ち双び仕へ奉るし理なりとなも念ほす。
宣命、一三詔

第三例「あれ」は「あれば」の意。奈良時代には、已然形そのままで「あるノデ」という意味を表わした。第四例は、「あれや」で反語の意を表わした。ここは、男と同様、女も父の名と縁のないものではないというのである。

命令形

父がかくしまにあれと（加久斯麻爾在止）念ひておもぶけ教へけむ事、過たず失はず、家門荒さずして、天皇が朝に仕へ奉れとしてなも、汝たちを治め賜ふ。　宣命、一三詔

「かくしまにあれ」は、「かくさまにあれ」と同じ。「このようにあれ」の意。

名詞形

己が先霊に祈ひ願へる書を見るに、云ひてあらく（在良久）、己が心に念ひ求むる事をし成し給ひてば、尊霊の子孫の遠く流してあるをば、京都に召し上げて臣と成さむと云へり。　宣命、三四詔

後の藤原の臣に賜ひてある、しのびごとの書に敕ひてあらく（在久）……。　宣命、四〇詔

「あらく」は「あること」。ここは「あることニハ」である。

（居り）

朝の御膳、夕の御膳を朝風夕風の吹き掃ふ事の如く、大津辺に居る大船を（大津辺爾居大船乎）、舳解き放ち、艫解き放ちて、大海原に押し放つ事の如く……。　祝詞、六月晦大祓

「居り」の用例は、きわめてまれである。右の例、講義新講の訓に従って「ヲル」とよむ。

（侍り）

未然形

連用形

大中臣太玉串に隠り侍りて（隠侍天）、今年六月十七日の朝日の豊栄登りに称へ申す事を、神主部物忌等諸聞き食へと宣ふ。　祝詞、六月月次祭

ある人は淡路に侍り坐す人を（侍坐須人乎）率て来て、さらに帝と立てて、天下を治めしめむと念ひてあるらしとなも念ふ。　宣命、三三詔

先に奈良麻呂等が謀反の事起してありし時には、仲麻呂い、忠臣として侍りつ（侍都）。　宣命、三四詔

終止形

是を以て意中に昼も夜も倦み怠ること無く、謹み礼まひ仕へ奉りつつ侍り（侍利）、　宣命、四一詔

天下に立て賜ひ行ひ賜へる法は絶ゆべき事は無くありけりと、見聞き喜び侍りと（見聞喜侍止）奏し賜へと詔ふ大命を奏す。　宣命、一〇詔

連体形

其の父と侍る（其父侍）大臣の、皇が朝をあななひ奉り輔け奉りて、頂き恐み供へ奉りつつ……。
宣命、七詔

朕一人を昇げ賜ひ治め賜へる厚恩をも、朕が世には酬い尽し奉ること難し。生の子の八十つぎにし仕へ奉り、相ゆべくあるらしと、夜昼恐まり侍るを（侍乎）、いや益す益すに朕が私の父母、はらからに至るまでに、あるべき状の任と上げ賜ひ、治め賜ふ事甚恐し。　宣命、二五詔

已然形・命令形は、用例がない。

（然り）

丈部姉女をば内つ奴と為て、冠位挙げ給ひ、根かばね改め給ひ治め給ひき。然るものを（然流物乎）反りて逆なる心をば抱蔵きて……。　宣命、四三詔

朕寡く薄くして、宝位を受け賜はりて、年久しく重りぬ。しかるに（而尓）嘉き政頻闕けて、天下え治めず成りぬ。　宣命、五九詔

「豊葦原の水穂国は、昼は五月蠅如す水沸き、夜は火炎如す光く神在り。石根木立青水沫も事問ひて荒ぶる国なり。然れども（然毛）鎮め平けて、皇御孫命に安国と平らけく知し坐さしめむと申して……。

祝詞、出雲国造神賀詞

誰しの奴か朕が朝を背きて、然為る人の一人もあらむと念ほせば、法の随に治め賜はず。然れども（雖然）一事を数人重ねて奏し賜へば、問ひ賜ふべきものにはやあらむと念ほせども……。　宣命、一六詔

「しかるに」「然れども」は、接続句を構成しているが、一語形の接続詞とは認めない。「然らば」の「然ら」という未然形は使われていない。連体形・已然形の用例のみが見えている。

二　形容詞

総説

形容詞は、く活用・しく活用・かり活用の形態のものを普通とし、そのほかに特殊形容詞と名づくべき古形の形容詞がある。これは無活用の状態語である。

く活用形容詞は、「善し」「賢し」「浄き」「明き」などの類で、奈良時代から後世まで普通に用いられるものであるが、なお、「平らけく」「明らけき」のような、語幹の尾音に「け」（気・介）の音を有するものがある。これは、大体奈良時代で終る。

しく活用は、「うれしく」「うるはし」「よろこばしき」などの形態の語である。これは、活用形において、終止形が語幹の形と同一であり、く活用との相違点となる。

かり活用は、く活用・しく活用の連用形と「あり」との融合形で、主として助動詞を添える必要上成立したものである。

特殊形容詞は、「少け」「安け」「高け」などの形である。前述のく活用「平らけく」「明らけき」などの「け」が乙類の仮名「気」「介」であるに対し、特殊形容詞の「け」は、甲類の仮名「家」をもって表記する。

また「少なみ」「多み」などの類も、特殊形容詞である。

特殊形容詞は、万葉集などには多くの用例を見るが、宣命には比較少なく、祝詞には現われない。なお、く活用・しく活用の活用形は、連用形・終止形・連体形が主として用いられる。未然形は設定しない。かり活用もほぼこれに同じであるが、ただ終止形を欠いている。

活用形の用法は、動詞の場合に比較して複雑でない。連用形のごときも、連用法・中止法のみで、仮定法がない。たとえば「恋しくは（恋之久者）かたみにせよと」などの形がないのである。

く活用　一

「かしこし」について、く活用の活用形式を示す。

語幹		連用形	終止形	連体形	已然形
かしこ		―く	―し	―き	―けれ

連用形

（連用法）

朕も又念はく、前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて、天つ日嗣高御座の坐に昇げ賜ふものを、いかにか恐く（恐久）私の父母はらからに及ぶ事得む……。　宣命、二五詔

仮令後に帝と立ててある人い、立の後に汝のために礼無くして従はず、なめく（奈売久）あらむ人をば、帝の位に置くことは得ざれ。　宣命、二九詔

「なめく」は、軽々しく、無礼になどの意。宣命三五詔に「人乃不当無礼止見咎牟波甲毛不知之天」とあり、万葉集にも「倭路は雲隠りたり然れどもわが振る袖をなめし（無礼）と思ふな。万六、九六六」とある。

天の下の公民の作れる物を、草の片葉に至るまで成したまはぬこと、一年二年にあらず、歳まねく（真尼久）傷へるが故に。　祝詞、竜田風神祭

「まねく」は、「多く」「繁く」「度重なる」意。宣命にも「人々好からざる謀を懐ひて、天下をも乱り、己が氏門をも滅ぼす人等まねく（麻禰久）在り。」（五九詔）とある。また万葉集では「数多」を「まねく」と訓ずる。「御殿を高知りまして　朝ごとに御言問はさぬ　日月の数多くなりぬる」（万二、一六七）

心を改めて直く浄くあれば（直久浄久在波）天地も憎みたまはず、君も捨て給はずして……。　宣命、四五詔

（中止法）

国国の宰等に至るまでに、国法を過ち犯す事無く（無久）、明き浄き直き誠の心を以て、緩び怠る事無く（無久）、務め結りて仕へ奉れと詔ふ大命を、諸聞き食へと詔ふ。　宣命、一詔

皇神の敷き坐す嶋の八十嶋は、谷蟆の狭度る極、塩沫の留まる限、狭き国は広く（広久）、峻しき国は平らけく嶋の八十嶋堕つる事無く（無）、皇神等の依さし奉るが故に……。　祝詞、祈年祭

終止形

（断止法）

朕が私の父母はらからに至るまでに、あるべき状の任と、上げ賜ひ治め賜ふ事甚恐し（恐自）。　宣命、二五詔

朕一人を昇げ賜ひ治め賜へる厚恩をも、朕が世には酬い尽し奉ること難し（難之）。　宣命、二五詔

卿等百官人等、天下の百姓の念へらまくも恥しかたじけなし（恥志賀多自気奈志）。　宣命、五四詔

君の位は願ひ求むるを以て得る事は甚難しと云ふことをば皆知りてあれども、先の人は謀をぢなし（乎遅奈之）、我は能くつよく謀りて、必ず得てむと念ひて、種種に願ひ禱れども、猶諸聖天神地祇の御霊の免し給はず、授け

給はぬものにあれば……。　宣命、四五詔

「をちなし」は、拙い、劣っている。「辞び啓さば天皇が大命恐く、賜はり仕へ奉らば拙くをちなくて（拙久劣而）。知る所無し。（宣命六詔）」には「劣」を「をちなし」と訓ずる。

連体形

（連体法）

明き浄き直き誠の心（明支浄支直支誠之心）を以て、緩び怠る事無く務め結りて仕へ奉れと詔ふ大命を諸聞き食へと詔ふ。　宣命、一詔

掛けまくもかしこき（畏支）天皇が御世御世仕へ奉りて……。　宣命、二詔

天下を撫で恵び賜ふ事、理に坐す君の御代に当りて在るべきものを、拙くたづがなき（多豆何奈岐）朕が時に、顕はし示し給へれば、辱み、愧しみなも念ほす。　宣命、一三詔

「たづがなき」は、「たづきなき」と同意。頼りない。頼みにするものがない。

（準体法）

口に我は浄しと云ひて、心に穢きをば（穢乎波）天の覆はず、地の載せぬ所と成りぬ。　宣命、四五詔

過を知りては必ず改めよ。能きを（能乎）得ては忘るな。　宣命、四五詔

已然形

（已然形）

猶止む事得ずして、恐けれども（恐家礼騰毛）御冠献る事を恐み恐みも申し賜はくと申す。　宣命、一五詔

「こそ」と係結をなす例がなく、已然法も、祝詞・宣命には右の一例のみ。特殊形容詞「何け」に「ども」を添え

て用いるのが普通であった。しかし、続紀詔詞解は「恐家礼登毛」である。

語幹の用法

語幹は名詞に上接して複合名詞をつくる。

天都日嗣の天都御座に御坐して、天都高御膳（カツ）の長御膳の遠御膳と……。　祝詞、中臣寿詞

高天の原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至るまでに……。　宣命、一詔

三つの善事（よごと）の同じ時に集ひてあること、甚希（めつら）有しと念へ、畏まり尊び……。　宣命、四六詔

「弥高に弥広に」について

「弥高に」「弥広に」は、「いや高く」「いや広く」というに同じ意味である。

天皇が朝廷に、いや高にいや広に（伊夜高尓伊夜広尓）、いかしやくはえの如く立栄えしめ仕へ奉らしめ給へと、称辞竟へ奉らくと申す。　祝詞、平野祭

高天原に事はじめて、四方の食国天下の政を、いや高にいや広に（弥高弥広尓）、天つ日嗣と高御座に坐して、大八嶋国知しめす倭根子天皇の大命に坐せ、詔はく……。　宣命、五詔

「いや高に」「いや広に」は、く活用形容詞の語幹の一用法であるが、これらは、複合形の副詞である。第一例は、朝廷に対し奉って、いよいよ高く、いよいよ広く隆盛に赴くようにの意、第二例は、天下の政を、いよいよ高く、いよいよ広く盛大にというのである。

く活用　二

祝詞・宣命および奈良時代の文献には、たとえば「明らけき」「いささけき」「平らけく」などの語形を有する形容

詞がある。活用形式は、く活用とほぼ同様で、連用形・終止形・連体形が「く・し・き」である。ただ已然形を有せず、また、語形に「けく・けし・けき」と、「け」（気・介）の音を有するものである。よって、これを一般のく活用と区別しておく。く活用・しく活用に対して、けく活用といってもよいものである。

連用形

各過在らむをば、見直し聞き直し坐して、平らけく安らけく（平良気久安良気久）仕へ奉らしめ坐すに依りて、大宮売命と御名を称辞竟へ奉らくと白す。　祝詞、大殿祭

千秋の五百秋に瑞穂を平らけく安らけく（平介久安介久）由庭に知し食せと事依さし奉りて……。

祝詞、中臣寿詞

天下平らけく（平久）、百姓安らけくしてし、（安久為而之）天地の大瑞は顕はれ来となも、神ながら念ほしめさくと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、六詔

終止形

連体形

朕も天地の明らけき（明支）奇しき徴の授け賜ふ人は出でなむと念ひてあり。　宣命、三三詔

平らけき時に（平支時仁）侍へ奉ることは、誰しの人か侍へ奉らずあらむ。　宣命、三三詔

終止形は、祝詞・宣命には現われないが、奈良時代の他の文献には見える。たとえば、

政事は、常の祀り小けき事は（小事波）、今の帝行ひ給へ。国家の大事、賞罰二つの柄は朕行はむ。

宣命、二七詔

ますらをの得物矢手ばさみ立ち向ひ射る円方は見るにさやけし（清潔之）　万一、六一

ぬばたまの月に向ひて霍公鳥鳴く音遥けし（波流気之）　里遠みかも　万十七、三九八八

なお新撰字鏡に「懽悦分明也。阿支良介之」、名義抄に「昧・灼然アキラケシ」と見える。

右述べた「何けし」の形容詞は、平安時代以後は、古典語化し、おもに歌語として用いられ、一般には、「明らかなり」「遥かなり」「平らかなり」のように形容動詞として使われる。この点も、く活用「一」の形容詞と異なる。

しく活用

「うれし」について、その活用形式を示す。

語幹	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形
うれし		―く	□	―き	

しく活用形容詞の終止形は、語幹の形と一致する。已然形の用例は現われない。

連用形

（連用法）

如此の状を聞き食へ悟りて、いそしく（敏）仕へ奉らむ人は、其の仕へ奉れらむ状の随に、品品讃め賜ひ、上げ賜ひ、治め賜はむものそ……。　宣命、一詔

「いそしく」は勤めるさま。勤勉に。動詞に「いそしむ（四段活用）」がある。

又此の家じくも（家自久母）、藤原の卿等をば、掛けまくも畏き聖の天皇が御代重ねて、おもじき人の門よりは、慈び賜ひ上げ賜ひ来る家なり。　宣命、二五詔

「此の家じく」は、仲麻呂の家と同様にの家。「家じく」は、「鵜じ物」の「鵜じ」と同型語形の形容詞。

此の物（和銅）は、天に坐す神、地に坐す祇の相うづなひ奉り福はへ奉る事に依りて、うつしく（顕久）出でたる宝にあるらしとなも、神ながら念ほしめす。　宣命、四詔

「うつしく」は、はっきりと。はっきりと目の前に現われたさまをいう。

今の帝と立ててすまひくる間に、うやうやしく（宇夜宇夜自久）相従ふ事は無くして、とひとの仇の在る言のごとく、言ふまじき辞も言ひぬ、為まじき行も為ぬ。　宣命、二七詔

「うやうやし」は「恭」、礼儀正しい。名義抄に「恭。ウヤウヤシ・キヤキヤシ」とある。

朕は御身つからしく（都可良之久）おほましますに依りて、太子に天つ日嗣高御座の継は授けまつると命ひて……。　宣命、四五詔

「つからしく」は、疲労したさまに。動詞「つかる」の形容詞化。宣命三詔にも「朕御身つからしく（労）坐すが故に」とあり、「労」を「ツカラシク」と訓じている。

天皇が朝を暫くの間も罷り出でて休息安もふ事無く、食国の政のなぐしく（平善）あるべき状、天下の公民の息安まるべき事を、旦夕夜日と云はず思ひ議り奏ひ仕へ奉れば……。　宣命、五一詔

（中止法）

三つの善事の、同じ時に集ひてあること甚希有しと念へ、畏まり尊び、諸臣等と共に、異にあやしくうるはしく（奇久麗自久）白き形をなも見喜ぶる。　宣命、四六詔

今示現れ賜へる如来の尊き大御舎利は、常見奉るよりは、大御色も光り照りて、甚うるはしく（美久）、大御形も円満ひて、殊に好く大ましませば、特にくすしく（久須之久）奇しき事を思ひ議ること、極まりて難し。

「くすしく」は、霊妙で。神秘で。ふしぎで。

宣命、四一詔

終止形

（断止法）

伊予国より白き祥の鹿を献奉りてあれば、うれしよろこばしとなも（有礼志与呂許保志止奈毛）見る。

宣命、四六詔

皇太子の位に、謀反大逆の人の子を治め賜へれば、卿等百官人等天下の百姓の念へらまくも恥しかたじけなし（恥志賀多自気奈志）。　宣命、五四詔

悔しかも。あたらしかも（悔加母惜加母）。今日よりは、大臣の奏し政は、聞し看さずやならむ。　宣命、五一詔

「かも」は、名詞および用言の連体形に添うのが普通であるが、しく活用の形容詞には、終止形に添うことがあった。

「あたらし」は「惜しい」の意。

連体形

（連体法）

大鷦鷯天皇、葛城曽豆比古の女子、伊波乃比売命皇后と御相ひ坐して、食国天下の政、治め賜ひ行ひ賜ひけり。

今めづらかにあらたしき政（新支政）にはあらず、本ゆり行ひ来し迹事そと詔ふ救を聞きたまへと宣ふ。

宣命、七詔

「あらたしき」は、「新しき」。琴歌譜に「阿良多之支年の始めに」とある由。名義抄にも「新アタラシ、アラタシキ」とあ

る。

其の父と侍る大臣の（中略）浄き明き心を持ちて波波刀比供へ奉るを見し賜へば、其の人のうむがしき事（宇武何志伎事）、いそしき事を（奴事）遂にえ忘れじ。　宣命、七詔

「うむがしき」は、「おむがし」の転音。面を向けていたいというのが原義といわれる。それから、うれしい、喜ばしい意となる。「いそしき」は「勤勉な」。連用形「いそしく」参照。

御床都比のさやぎ、夜女のいすすき、いつつしき（伊豆都志伎）事無く、平らけく安らけく護り奉る神の御名を白さく……。　祝詞、大殿祭

「いつつしき」は、今日まで定説がない。祝詞講義には「稜威稜威然と云ふ義なる可し」といい、祝詞新講には、「怪しげなものを見付けて怖れたりする意である」という。

此の家じくも、藤原の卿等をば、掛けまくも畏き聖の天皇が御世重ねて、おもじき（於母自伎）人の門よりは、慈び賜ひ上げ賜ひ来る家なり。　宣命、二五詔

「おもじき」は「母じき」。同じ母親から生まれた兄弟同様に親しい。

ときだしき（許貴太斯伎）おほき天下の事をや、たやすく行はむと念ほし坐して……。　宣命、七詔

「ときだしき」は、重大な。はなはだ大事な。祝詞、六月晦大祓に「ここだくの罪（許許太久乃罪）という「ここだく」（副詞）が「ときだく（己伎太久）となり、さらに「ときだしき」というしく活用形容詞となった。「ここだくの罪」は、あまたの罪。「ここだく」は数量の多いさまにいうのである。それから、重大なという意味が派生したものである。

朕一人のみや、よろこぼしき（慶之伎）貴き御命を受け賜はらむ。　宣命、六一詔

前述終止形に「与呂許保志」が出ている。

さて、しく活用形容詞には、祝詞・宣命の範囲内では準体法が現われない。また、く活用同様、係結関係による断止法もない。

語幹の用法

名詞に上接して複合名詞を構成する。

奥津御年を八束穂のいかし穂に（伊加志穂尓）、皇神等の依さし奉らば。　祝詞、祈年祭

皇御孫命の御世を堅磐に護り奉り、いかし御世の（五十槻御世乃）足らし御世に、田永の御世と福はへ奉るに依りて……。　祝詞、大殿祭

天皇が朝廷にいかしやくはえの如く（伊加志夜久波叡能如久）仕へ奉りさかえしめ賜へと、称辞竟へ奉らくと白す。　祝詞、春日祭

今年の六月十五日に詔命は受け賜ふと白しながら、此のいかし位に（重位尓）継ぎ坐す事をなも……。

宣命、三詔

「いかし」は、「厳」「重」「茂」の文字を訓ずる。「いかし」穂は、茂った穂。「いかし御世」は、繁栄した御世。

「いかしやくはえ」は、繁茂した孫枝。「いかし位」は、おごそかな皇位。

汝の父藤原大臣の仕へ奉りける状をば、建内宿禰命の仕へ奉りける事と同じ事ぞと（同事叙止）勅ひて、治め賜ひ慈び賜ひけり。　宣命、二詔

皇吾が睦神漏伎神漏弥命とうじ物（宇事物）頸根衝き抜きて、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと白さふ。　祝詞、祈年祭

我が皇太上天皇の大前に、かしこじもの（恐古士物）進退ひ匍匐ひ廻ほり、白し賜ひ受け賜はらくは……。
宣命、六詔

天つ日嗣高御座の業は、御命に坐せ、いや嗣ぎにな が御命聞し看せと敕ふ御命を、かしこじもの（畏白物）受け賜はり坐して。　宣命、一四詔

「うじもの」は、「鵜じ物」で、鵜の状態のもの。鵜と同様のもの。「じもの」は、詔詞解に「それがやう」の意とある。また山田孝雄日本文法論によれば、「じ」は「時じく」「我じく」の「じく」（如くの意）で、「じく」「じき」と活用し、状態を示して、名詞を形容詞の資格に変ずる一種の接尾辞であり、その「じ」から名詞「もの」に連なって熟合したものが「―じもの」であるという。

「恐じもの」は、恐れ入った状態のもの、恐れ多いものとして。前出「家じく」「おもじき」など同型の語である。

かり活用

かり活用は、奈良時代全般を通じては、次のような活用形式である。

語幹	未然形	連用形	終止形	連体形
善	―から	―かり		―かる

しかし、宣命においては、わずかに未然形のみが現われている。祝詞には、かり活用は全く用いられない。

天下の君と坐して、年の緒長く皇后坐さざる事も、一つの善からぬ（善有良奴）行にあり。　宣命、七詔

其の人は、天地のうべなみゆるして授け賜へる人にもあらず。何を以てか知るとならば、志愚かに、心善からずして（不善之天）、天下を治むるに足らず。　宣命、三三詔

朕が立ててある人と云ふとも、汝が心に能からずと知り（不能止知）、目に見てむ人をば改へて立てむ事は、心のままにませよと命ひき。　宣命、四五詔

汝たちの能からぬに依りてし（不能尓依已志）如是在るらし。　宣命、一七詔

如此の時に当りつつ、人人好からざる（不好）謀を懐ひて、天下をも乱り、己が氏門をも滅ぼす人等まねくあり。　宣命、五九詔

嘉き政、頻闕けて、天下え始めず成りぬ。しかのみにあらず、元来風病に苦しみつつ、身体安からず（不安）。
宣命、五九詔

付記

「何くあり」について。

「何くあり」の活用形容詞は、それ自身の形のみでは助動詞を添えることができない。そこで、その連用形に「あり」の諸活用形を添え、それに助動詞を加えるのである。

したがって、「何かり」の形は、はじめは、「何くあら」「何しくあり」などであった。もっとも、宣命には、しく活用を本としたものはない。

「何くあり」の例

天下に立て賜ひ、行ひ賜へる法は、絶ゆべき事は無くありけりと（無久有家利止）見聞き喜び侍りと奏し賜へと詔ふ大命を奏す。　宣命、一〇詔

如此の時に当りつつ、人人好からざる謀を懐ひて、天下をも乱り、己が氏門をも滅ぼす人等まねくあり（麻祢久在）。　宣命、五九詔

「無くあり」は「無かり」の原形、連用形に相当し、「まねくあり」は「まねかり」で、終止形に相当する。

特殊形容詞

ここに特殊形容詞というのは、「何け」「何み」の語形を有する古形の形容詞で、無活用語である。

（何け）

朕は金少けむと（少卒止）念ほし憂ひつつ在るに……。　宣命、一三詔

心を改めて直く浄くあれば、天地も憎みたまはず、君も捨て給はずして、福を蒙り、身も安けむ（安家卒）。

宣命、四五詔

太子を定め賜はずある故は、人の能けむと（能家卒止）念ひて定むるも、必ず能くしもあらず。天の授けざる所を得てある人は、受けても全く坐すものにもあらず、後に壊れぬ。故是を以て念へば、人の授くるに依りても得ず、力を以て競ふべきものにもあらず。猶天のゆるして授くべき人はあらむと念ひて、定め賜はぬにこそあれ。

宣命、三一詔

今ゆく前にも緩び怠る事無くして、諸のをちなけむ（劣家卒）人等をも教へいざなひ進め、常よりも益す益す勤め結り侍へ奉れとして……。　宣命、三二詔

天高けども（高止毛）卑きに聴くものぞと詔ふ天皇が御命を、諸聞き食へと宣ふ。　宣命、五九詔

右五例のうち、第一例より第四例までは、未然形同様の用法、第五例は已然形同様の用法である。前述く活用二の「平良気久」「安介久」「波流気之」「阿支良介之」等においては、「け」は乙類の仮名「気」「介」を用いるのに対し、右の場合は、甲類の仮名「家」を用いる。

（何み）

「何み」は万葉集にもっとも多く、く活用・しく活用形容詞の連用形に相当する。万葉集を調査すると、連用法と中止法とを有する。

宣命においては、連用法は、㈠「何み」を理由として下句の意味を修飾し、㈡単なる状態として下句の意味を修飾する。中止法は、前後の句と対立関係に置かれるものであるが、祝詞・宣命にはない。

皇朕が御世に当りては、皇と坐す朕も、聞き持てる事乏しく、見持てる行少み（少美）、朕が臣として供へ奉る人等も一つ二つを漏らし落す事もあらむかと……。　宣命、六詔

事別きて詔はく、仕へ奉りし事広み厚み（広美厚美）、みまし大臣の家の内の子等をもはふり賜はず、失ひ賜はず、慈び賜はむ、省み賜はむ。　宣命、五一詔

そもそも百足の死ぬるに至りても顕べらざる事は、輔を多み（輔乎多美）となも聞し食す。　宣命、五九詔

右三例、いずれも「――ので」「――から」の意で下句へつづく。理由を表わす連用法である。

吉備朝臣は、朕が太子と坐しし時より、師として教へ悟しける多の年歴ぬ。今は身も疲へずあるらむものを、夜昼退らずして護り助け仕へ奉るを見れば、かたじけなみなも（可多自気奈弥奈毛）念ほす。　宣命、四一詔

みまし大臣の（中略）食国の政の平善くあるべき状、天下の公民の息安まるべき事を、旦夕夜日と云はず、思ひ議り奏び仕へ奉れば、歎しみ、叫みし、おだひしみ、たのもしみ（疑美明美意太比之美多能母志美）思ほしつつ大坐し坐す間に、忽ちに朕が朝を離りて罷りましぬれば……。　宣命、五一詔

「歎しみ」は「歎し」（勤勉だ）に「み」の加わった形、「おだひしみ」は「おだひし（しく活用）に「み」の加わった形。「おだひし」は、おだやかだ。安らかだの意。

天津日嗣受け賜はれる事をさへ歓び奉出せれば、辱み歓しみなも（辱奈美歓之美奈母）聞しめす。　宣命、五七詔

以上三例における多くの「何み」は、下位の「念ほす」「思ほしつつ」「聞しめす」の状態を表わし、これらを修飾する。「何く」「何しく」と同様の用法で、やはり連用法である。

女と云はば、等しみや（等美夜）我がかく云ふ。　宣命、七詔

この「等しみ」も「ひとしく」と同様の連用法で、下位の「云ふ」を修飾する。「や」は反語の意の係助詞である。「女といえば、みなひとしいものとして、私がかようにこの人をあなたの妻にというわけではない。」という意。

付説

「何み」の語形が、ま行四段活用動詞の連用形として用いられることがある。

此の重位に継ぎ坐す事をなも、天地の心を労しみ重しみ畏み（労美重美畏）坐さくと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、三詔

如此治め賜ひ慈び賜ひ来る天つ日嗣の業と、今皇朕が御世に当りて坐せば、天地の心を労しみ重しみ辱み恐み（労弥重弥辱弥恐弥）坐すに……。　宣命、四詔

これらの傍線の語は、並列的に置かれた動詞と見るべきであろう。「労しみ」は、「いとほしと思い」、「つらく思い」であり、「辱み」は、「はずかしく思い」である。「畏み」「恐み」は、「坐さく」「坐す」に連続する。おそれ多く思っておられるという意味である。「坐す」は動詞の連用形に添えて用いられる形式動詞である。故に、この場合は、前述の「かたじけなみなも念ほす」（四一詔）などとは、区別すべきものである。

三　形容動詞

総説

形容動詞は「何なり」の語形のもののみである。もと「何に―あり」の融合形であるから、ら行変格活用であるが不完全活用である。わずかに連用形・連体形が現われ、終止形は融合以前の「何にあり」の形が使われている。

各活用形の用法も、く活用・しく活用の形容詞よりも、さらに単純である。一語の形容動詞において、その全活用形を見出すことは、宣命では不可能の状態である。

なり活用

今、「頑なる」の活用表を示す。

語幹	未然形	連用形	終止形	連体形
頑		―に		―なる

奈良時代としては、未然形「なら」、終止形「なり」が存在するが、宣命には現われず、已然形は、他の文献と同じく宣命にもない。

なお、祝詞には、形容動詞と認められるものは、きわめてまれである。

連用形

（連用法）

淡海の大津宮に御宇しめしし倭根子天皇の、万世に改むまじき常典と立て賜ひ敷き賜へる法のまにまに、後遂には我が子に、さだかに、むくさかに（佐太加弥牟倶佐加弥）、過つ事無く授け賜へと負せ賜ひ詔り賜ひしに……。　宣命、五詔

「さだかに」は「確かに」、「むくさかに」は、めでたくの意。「四方の食国の年実、豊かに、むくさかに得たり」（五詔）の「むくさかに」は、茂り栄えるさま、どっさりとの意。

「さだかに、むくさかに」は、相並んで、下位の「授け賜へ」へ連続する。

長く平らけく作り食ぶる五穀をも豊かに（豊弥）栄えしめ給ひ、護り恵まひ幸はへ給へと……。

祝詞、六月月次祭

上下を斉へ和らげて、動きなく、静かに（静加弥）あらしむるには、礼と楽と二つ並べてし、平らけく長くあるべしと神ながらも思ほし坐して……。　宣命、九詔

仲末呂い（中略）三つの関に使を遣りて、ひそかに（窺七）関を閉ぢ、二の国に軍丁を乞ひ、兵発さしむ。

宣命、二八詔

大八嶋国知し食す天皇命の手長の大御世を、御横刀広らに（広弥）誅堅め……。　祝詞、出雲国造神賀詞

「広らに」は、「清らに」「清らなり」などと同型の語。「広く」というに同じ意。

（中止法）

是の状知りて、明かに、浄き（明仁浄伎）心を以て、朕が子天皇に侍へ奉り、護り助けまつれ。　宣命、四五詔

補治能真人清麻呂、其が姉法均と、甚大きに（大仁）、悪しく奸める妄語を作りて朕に対ひて、法均い物奏せり。　宣命、四四詔

其の人は、天地のうべなみゆるして授け賜へる人にもあらず。何を以てか知るとならば、志愚かに（愚仁）、心善からずして、天下を治むるに足らず。　宣命、三三詔

臣等は己が心のひきひき、是に託き彼に依りつつ、頑に（頑弥）、礼無き心を念ひて、横しまの謀を構ふ。

宣命、四五詔

此を見るに、仲麻呂が心の、逆に（逆仁）、悪しき状は知りぬ。　宣命、二八詔

是を以て、詔ひ欺く心なく、忠に赤き誠以て（以忠赤之誠）、食国天下の政は、衆助け仕へ奉れと宣ふ天皇が救を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、二四詔

大鷦鷯天皇（中略）伊波乃比売命皇后と御相ひ坐して、食国天下の政、治め賜ひ、行ひ賜ひけり。今めづらかに（米豆良可弥）新しき政にはあらず、本ゆり行ひ来し迹事そと詔ふ勅を聞きたまへと宣ふ。　宣命、七詔

「めづらかに」は、珍らしく。

連体形

（連体法）

此の天平勝宝九歳三月二十日に、天の賜へる大きなる（大奈留）瑞を頂に受け賜はり、……。　宣命、逸文二

頃者王等臣等の中に、礼無く、逆なる（逆在流）人どもありて計りけらく……。　宣命、一六詔

狂れ迷へる頑なる（頑奈留）奴の心をば、慈び悟し正し賜ふべきものなりと念ほし看せばなも、如此宣ふ。

宣命、一六詔

準体法の用例は見えない。　宣命、一六詔

付説

終止形・連体形の前身と思われる用例がある。

国の鎮とは、皇太子を置き定めてし、心も安くおだひにありと（於多比ホ在止）、常、人の念ひ云ふ所にあり。　宣命、三一詔

愚痴（かたくな）にある（愚痴ニ在）奴は、思ひわく事も無くして、人の不当（なめく）礼無しと見咎むるを知らずして、悪しき友に引率（ひゐ）らるるものにあり。　宣命、三五詔

王等は己が得ましじき帝の尊き宝位（たからゐ）を望み求め、人をいざなひ、悪しく穢き心を以て、逆にある（逆ホ在）謀を起（た）て……。　宣命、四五詔

今詔はく、事にはかにあるに（卒爾ホ有）依りて、諸臣等議りて……。　宣命、四七詔

右傍線の部分の四例「何に」はみな形容動詞連用形。「あり」「ある」は形式動詞であるが、「何なり」「何なる」と同意味であり、形容動詞終止形・連体形の前形である。

第一例「おだひにあり」は、「おだやかだ」「平安だ」という意。別に「おだひし」というしく活用の形容詞もある。前出参照。

第二編　助動詞

助動詞総説

助動詞は、その付属方法によって分類する。

一　未然形に添う助動詞
　す　しむ　す　ゆ・らゆ　る・らる　む　まし　ず　ぬ　ざり　じ

二　連用形に添う助動詞
　つ　ぬ　たり　き　けり　けむ

三　終止形に添う助動詞
　べし　ましじ　まじ　らむ　らし

四　命令形に添う助動詞
　り

五　諸語に添う助動詞
　なり　ごと・ごとし

右のうち、終止形に添う助動詞は、ある特定の動詞には、その連体形に添う。なお終止形に添う助動詞には、伝聞推定を表わす「なり」のある事は、万葉集で明らかであるが、祝詞・宣命には現われない。

未然形に添う助動詞

す

尊敬または親愛の意を表わす。奈良時代の用語で、四段活用型の助動詞である。しかし、祝詞・宣命には現われない活用形がある。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
す	さ	し	す	す	せ	せ

未然形

連用形
志貴嶋に大八嶋国知らしし（知志）皇御孫命の、遠御膳の長御膳と、赤丹の穂に聞し食す五穀物を始めて、天の下の公民の作れる物を、草の片葉に至るまで成したまはぬこと、一年二年に在らず……。　祝詞、竜田風神祭

終止形
みまし大臣の罷道もうしろ軽く、心もおだひに念ひて、平らけく幸く罷りとはらすべしと（止富良須倍之止）詔ふ大詔を宣ふ。　宣命、五一詔

連体形
神等をば、天社国社と忘るる事無く、遺つる事無く称辞竟へ奉ると思はし行はすを（行波須乎）、誰の神そ天下の公民の作りと作る物を成したまはず傷へる神等は、我が御心そと悟し奉れと宇気比賜ひき。　祝詞、竜田風神祭

已然形

命令形
子等をば二世の王に上げ賜ひ治め賜ふ。労しく思ひましそ。罷りまさむ道は、平らけく、幸く、つつむ事無く、うしろも軽く、安らけく通らせと（通良世止）告げよと詔ふ天皇が大命を宣ふ。　宣命、五八詔

終止形「とほらす」は「通らす」である。未然形の用例は「家聞かな、告らさね（万一、一）」、已然形の用例は、「けだしくも人の中言聞かせかもここたく待てど君が来まさぬ（万四、六八〇）」

「聞かせ」は、後の「聞かせば」に相当する。

しむ

「しむ」は、あらゆる動詞の未然形に添い、使役の意を示す。下二段活用型。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
しむ	しめ	しめ	しむ	しむる	しむれ	しめよ

未然形
岡宮に御宇しめしし天皇の、日継はかくて絶えなむとす。女子の継にはあれども嗣がしめむと（欲令嗣止）宣

皇御孫命の朝の御膳、夕の御膳に供へ奉る比礼懸くる伴緒、襷懸くる伴緒を、手の纏、足の纏（古語に麻我比と云ふ）為さしめずて（不令為氏）、親王諸王諸臣百官人等を、己が乖乖在らしめず（不令在）邪意穢心無く、宮進めに進め、宮勤めに勤めしめて……。　祝詞、大殿祭

連用形

（連用法）

天皇が朝廷に、いかしやくはえの如く仕へ奉り、さかえしめ賜へと（佐加叡志米賜登）、称辞竟へ奉らくと白す。　祝詞、春日祭

天夷鳥命に布都怒志命を副へて、天降し遣はして、荒ぶる神等を撥ひ平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八嶋国の現事顕事、事避らしめき（令事避支）。　祝詞、出雲国造神賀詞

（中止法）

上といます太政大臣禅師の、理の如く勧め行はしめ（勧行波之米）、教へ導き賜ふに依りてし、如此奇しく尊き験は顕はし賜へり。　宣命、四一詔

終止形

逆に穢き奴仲末呂い、（中略）三つの関に使を遣りて、窃かに関を閉ぢ、一二の国に軍丁を乞ひ、兵発さしむ（発之武）。　宣命、二八詔

連体形

（連体法）

かく申すを皆人にしも辞と申すに依りて、此の官をば授け給はずと知らしむる（令知流）事を得ず。　宣命、二六詔

今は明らかに仲末呂が詐りにありけりと知りて、本の大臣の位に仕へ奉らしむる（仕奉之武流）事を、諸聞き食へと宣ふ。　宣命、二八詔

（準体法）

上下を斉へ和らげて、動きなく静かにあらしむるには（令有尓波）、礼と楽と二つ並べてし、平らけく長くあるべしと、神ながら思ほし坐して……。　宣命、九詔

法を興し隆えしむるには（隆之尓流尓波）、人に依りて継ぎひろむるものにあり。　宣命、四一詔

已然形

命令形

朕が東人に刀を授けて侍へしむる事は、汝の近き護として護らしめよ（護之来与）と念ひてなもある。　宣命、四五詔

已然形は現われない。また「しめ給ふ」の形で尊敬を表わすことも無い。

す

奈良時代には使役の意は、もっぱら「しむ」によって表わしたのであるが、以下掲げる二例は使役の「す」である。と考えられる。下二段活用型の助動詞であるが、わずかに連用形のみである。まだ十分な発達を遂げないのである。

「天下の公民の作りと作る物を、悪しき風荒き水に相はせつつ（相都都）成したまはず傷へるは、我が御名は大乃御柱乃命、国乃御柱乃命」と御名は悟し奉りて……。　祝詞、竜田風神祭

此の宇豆の幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に平らけく聞し食して、天下の公民の作りと作る物を、[illegible]き風、荒き水に相はせ賜はず（不相賜）皇神の成し幸はへ賜はば……。　祝詞、竜田風神祭

ゆ　らゆ

受身の意を表わす。下二段活用型の助動詞であるが、祝詞・宣命には、「ゆ」二例、「らゆ」一例のみが用いられている。

「ゆ」は、四段活用・な行変格活用・ら行変格活用の動詞に、「らゆ」はその他の動詞に添う。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
ゆ	え	え	ゆ	ゆる	ゆれ	
らゆ	らえ	らえ	らゆ	らゆる	らゆれ	

（ゆ）

連用形

神伊佐奈伎・伊佐奈美乃命、妹妹二柱嫁継ぎ給ひて、国の八十国、嶋の八十嶋を生み給ひ、八百万の神等を生み給ひて、麻奈弟子に火結神を生み給ひて、美保止焼かえて（被焼）、石隠り坐して。　祝詞、鎮火祭

今宣はく、奈良麻呂が兵起すに雇はえたりし（被雇多利志）秦等をば、遠く流し賜ひつ。　宣命、二一詔

「る」の古形である。

（らゆ）

未然形

塩焼王は、唯四王の例に預れり。然るに謀庭に会らず。亦告げらえざれども（不被告而）、道祖王に縁れば、遠流罪に配むべし。　宣命、二〇詔

「らる」の古形である。

る　らる

自然、可能、受身、尊敬の意の助動詞であるが、奈良時代は、未だ十分に発達せず、宣命に四例見える。「る」「らる」ともに下二段活用型である。

「る」は、四段活用・な行変格活用・ら行変格活用の動詞に、「らる」はその他の動詞に添う。

	形然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
る	れ	れ	る	るる		
らる		られ	らる	らるる		

この活用表は、奈良時代の用例に基づく。

（る）

未然形

男は仕へ奉る状に随ひて、種種治め賜ひつれども、女は治め賜はず。是を以て念ほせば、男のみ父の名負ひて、女はいはれぬものにあれや（伊婆礼奴物尓阿礼夜）。立ち双び仕へ奉るし、理なりとなも念ほす。　宣命、一三詔

（受身）

猶今の間は明かに浄き心を以て、人にもいざなはれず（伊佐奈方礼須）、人をもともなはずして、おのもおのも貞かに明く、浄き心を以て仕へ奉れと詔ふことを、諸聞き食へと詔ふ。　宣命、三三詔　（受身）

連用形

終止形

凡かくいはるべき（伊波流倍岐）　朕にはあらず。別宮に御坐し坐さむ時、しか得言はめや。此は、朕が劣きに依りてし、かく言ふらしと念ほし召せば、愧しみいとほしみなも念ほす。　宣命、二七詔　（受身）

連体形

連用形・連体形は、万葉集には見える。

勅旨　戴き持ちて　唐の　遠き境に　遣はされ（都加播佐礼）　罷り坐せ　万五、八九四　（受身）

相模路のよろきの浜の真砂なす児らは愛しく思はるるかも（於毛波流流留可毛）　万十四、三三七二　（自然）

（らる）

連用形

終止形

今より往く前に、小げき過もあらむ人に引率らるるとし（所率流止之）　聞しめさば、必ず法のまにまに罪なひ給ひきらひ給はむと救ふ御命を聞き食へと宣ふ。　宣命、三五詔　（受身）

連体形

愚痴にある奴は、思ひわく事も無くして、人の不当礼無しと見咎むるをも知らずして、悪しき友に引率らるる（所引率流）ものにあり。　宣命、三五詔　（受身）

なお、書紀には、連用形・連体形の例が見える。連用形は次のとおりである。

時豊玉姫、化三為八尋大熊鰐一、匍匐委蛇。遂以レ見レ辱為レ恨、則径帰三海郷一。　海宮遊行章第一一書

「見レ辱」を、「はづかしめられたる」と訓ずる。「見」は受身の意を表わす。

む

予想または自己の意向を表わす。四段活用型の不完全活用である。

む	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
			む	む	め		まく

終止形

此の食国天下を調へ賜ひ、平らげ賜ひ、天下の公民を恵び賜ひ撫で賜はむとなも（撫賜牟止奈母）、神ながら思ほしめさくと詔ふ天皇が大命を諸聞き食へと詔ふ。　宣命、一詔　（意向）

御服は、明妙・照妙・和妙・荒妙に称辞竟へ奉らむ（竟奉牟）。　祝詞、祈年祭　（意向）

心を改めて直く浄くあれば、天地も憎み給はず、君も捨て給はずして、福を蒙り身も安けむ（安家牟）。

宣命、四五詔　（予想）

連体形

如此の状を聞き食へ悟りて、畏しく仕へ奉らむ人は（敢将仕奉人者）、其の仕へ奉れらむ状の随に（仕奉礼牟状随）、品品讃め賜ひ上げ賜ひ……。　宣命、一詔　（予想）

天下を撫で恵び賜ふ事理に坐す君の御代に当りて在るべきものを、拙くたづがなき朕が時に顕はし示し給へれ

ば、辱み、愧しみなも念ほす。是を以て朕一人やは貴き大瑞を受け賜はらむ（受賜牟）。　宣命、一三詔（意向）

已然形

凡かくいはるべき朕にはあらず。別宮に御坐し坐さむ、しか得言はめや（得言也）。　宣命、二七詔

王のへにこそ死なめ（幣奈己曽死米）、のどには死なじと云ひ来る人等となも聞し召す。　宣命、一三詔（意向）

名詞形

掛けまくも（掛麻久毛）畏き新城の大宮に天下治め給ひし中つ天皇等を召して、後の御命に敕ひしく……。　宣命、四五詔（意向）

凡人の子の福を蒙らまく欲りする事は（蒙福麻久欲為流事波）、おやのためにとなも聞しめす。　宣命、六一詔（意向）

天之日嗣と定め賜ひ儲け賜へる皇太子の位に、謀反大逆の人の子を治め賜へれば、卿等百官人等天下の百姓の念へらまくも（念良麻久母）恥し、かたじけなし。　宣命、五四詔（予想）

右三例の「まく」の「ま」は、「む」の未然形ともいうべきものであるが、必ず「まく」の形で用いられる。よってこれを「む」の名詞形と見なす。

意味は、直訳的にいえば、「掛けまくも」は、言葉にかけて申上げようとすることも」であり、「福を蒙らまく欲りする」は、「福を蒙ろうとすることを望む」である。また「百姓の念へらまくも」は、「万民の思っているだろうと予想されることも」ということになる。「らまく」は「らーむ」の名詞形である。

まし

「まし」は不規則活用で、しかも奈良時代と平安時代とに相違する点がある。奈良時代は、次のとおりである。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形
まし	ませ		まし	まし	

連用形・已然形はない。

未然形

如此あらむと知らませば（知此世婆）心置きても談らひ賜は相見てましものを。　宣命、五八詔

終止形

受け賜はるべきものなりせば、祖父仕へ奉りてまし（仕奉天麻自）。　宣命、二六詔

連体形

如此あらむと知らませば、心置きても談らひ賜ひ相見てましものを（相見遠天之物乎）。　宣命、五八詔

第一例「ませ」は、必ず「ば」を伴ない、ある事実の仮想を表わす。

第二例・第三例は、いずれも「せば」「ませば」という事実でない事の仮設に基づいて想像する。反実仮定想像である。

「まし」は祝詞には現われず、宣命にも、右の三例のみである。奈良時代としては、他の種々の用法があるが、それについては、拙著日本語法史奈良平安時代編参照。

「まし」は口語「う・よう」に当たるが、「む」とは異なる意味で、「む」より不確実の意である。

ず

「ず」は、もと無活用で、連用形・終止形相当の用法を有する。打消を表わす。

	連用形	終止形
ず	ず	ず

連用形
（連用法）
皇御孫命の朝の御膳夕の御膳に供へ奉る比礼懸くる伴緒、纏懸くる伴緒を、手の蹟足の蹟為さしめずて……。
祝詞、大殿祭

悪しく、奸ましき奴の、政の柄を執りて奏したまふ事を以て、諸氏の氏人等をも進めつかはすこと、理の如もあらずありつ（不在阿利都）。
宣命、二八詔
（中止法）
年の緒長く皇后坐さざる事も、一つの善からぬ行にあり。又天下の政に置きて独知るべきものならず（物不有）、必ずもしりへの政あるべし。
宣命、七詔
御世御世に当りて天下奏し賜ひ、国家護り仕へ奉る事の勝れたる臣たちの侍ふ所には、表を置きて天地と共に人に侮らしめず穢さしめず（不令侮不令穢）治め賜はくと宣ふ大命を、衆聞き食へと宣ふ。
宣命、一三詔
終止形
太子を定め賜はずある故は、人の能けむと念ひて定むるも、必ず能くしもあらず（能之毛不在）。（下略）

ぬ

「ぬ」も打消を表わす。な行四段活用型。ただ終止形がない。不完全活用の助動詞である。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
ぬ		に		ぬ	ね		なく

連用形
（連用法）
（藤原左大臣）忽ちに朕が朝を離りて罷りましぬれば、言はむすべもなく、為むすべも知らに（不知乎）悔しび賜ひ、わび賜ひ大坐し坐すと詔ふ大命を宣ふ。
宣命、五一詔
（中止法）
進むも知らに、退くも知らに（進母不知、退母不知）、天地の心も労しく重しく、百官の情も辱み愧かしみなも、神ながら念ほし坐す。
宣命、五詔
連体形
（連体法）
天下の君と坐して、年の緒長く皇后坐さざる事も、一つの善からぬ行（善有良奴行）にあり。
宣命、七詔
（準体法）
宣命、三一詔

人として恩を知らず、恩を報いぬをば（不報奴乎波）、聖の御法にも禁め給へるものにあり。　宣命、四一詔

已然形

（已然法）

かくだにも宣り賜はねば（宣賜祢波）、汝等いぶかしみおぼほしみなも念はむかとなも念ほすと宣ふ大命を、諸聞き食へと宣ふ。　宣命、逸文二

帝の出家しています世には、出家してある大臣もあるべしと念ひて、楽ひます位にはあらねども（阿良祢止毛）、此の道鏡禅師を大臣禅師と位は授けまつる事を、諸聞き食へと宣ふ。　宣命、二八詔

名詞法

名詞法「なく」は、宣命・祝詞には現われないが、万葉集には無数に見える。

やまぶきの立ちよそひたる山清水酌みに行かめど道の知らなく（道之白鳴）　万二、一五八

恋ひ死なば恋ひも死ねとか玉桙の路行く人の言も告げなく（事告無）　万十二、二三七〇

問はまくの　欲しき我妹が　家の知らなく（家乃不知久）　万九、一七四二

「鳴」「無」は「なく」の表音文字、「不知久」の「不」は「な」の表意文字である。

「な」は、もと「ぬ」の未然形相当の活用形であったが、「なく」の形に固定したので、「なく」を名詞形とする。

「知らなく」は「知らないコト」の意。前述「まく」の語形に類似する。

「ず」の活用表として「ず・ず・ぬ・ね」が一般に認められている、これは平安時代からの用法に基づいて作成されたもの。平安時代には「ぬ・ね」のみが残存したので、同意味の「ず」と組み合わせて、

ず	連用形
ぬ	終止形
	連体形
ず	已然形
ず	
ぬ	
ね	

それが「ざ行」「な行」一本化されて後世に伝わったのであるが、奈良時代としては、両者別系統のものとして取扱う。

ざり

「ず」は助動詞を添えることができない。そこで、その連用形に「あり」を添えて「ざり」の語形を作ったのである。奈良時代には、未だ完全には成立しなかった。ら行変格活用型の助動詞である。

	未然形
ざり	連用形
ざら	終止形
ざり	連体形
	已然形
ざる	命令形
	ざれ

未然形

連用形

（連用法）

去にし辰年、河内国大県郡の智識寺に坐す盧舎那仏を礼み奉りて、則ち朕も造り奉らむと思へども、得為さざり

し間に（得不為之間尓）……。　宣命、一五詔

連体形

（連体法）

年の緒長く皇后坐さざる事も（不坐事母）一つの善からぬ行にあり。　宣命、七詔

天の授けざる所を（天乃不授所乎）得てある人は、受けても全く坐すものにもあらず、後に壊れぬ。　宣命、三一詔

命令形

仮令後に帝と立ちてある人い、立の後に汝のために礼無くして従はず、なめくあらむ人をば、帝の位に置くことは得ざれ（不得）。　宣命、二九詔

未然形は、祝詞・宣命にはないが、万葉集には見える。

荒津の海潮干潮満ち時はあれどいづれの時かわが恋ひざらむ（吾孤悲射良牟）　万十七、三八九一

命令形「ざれ」は、宣命唯一の例で、ほかには奈良時代にも見えない。しかも「不得」を命令形に訓ずることにも、いささか疑いのないわけではないが、詔詞解その他に従い、しばらくそのままとする。

終止形・已然形は、奈良時代には現われない。已然形は、「ね」を使った。

じ

無活用で、同一語形を、終止形と連体形とに用いる。前述「ず」に類似する。

	終止形	連体形
じ	じ	じ

終止形

彼方の繁木が本を焼鎌の敏鎌似ちて打掃ふ事の如く、遺る罪は在らじと（不在止）祓へ給ひ清め給ふ事を……。　祝詞、六月晦大祓

諸同じ心に為て、皇朝を助け仕へ奉らむ時に、如是の醜事は聞えじ（聞曳自）。　宣命、一七詔

王のへにこそ死なめ、のどには死なじと（不死止）云ひ来る人等となも聞し召す。　宣命、一三詔

連体形

みまし親王の齢の弱きに、荷重きは堪へじかと（不堪自加止）念ほし坐して、皇祖母と坐しし掛けまくも畏き我が皇天皇に授け奉りき。　宣命、五詔

「じ」は、「む」と「ず」の混交した意味で、㈠否定的予想、㈡否定的意向を示す。右の終止形第一・二例は㈠の意味、第三例は㈡の意味である。

「罪は在らじ」――罪はないだろう。罪はあるまい。

「聞えじ」――聞えまい。聞えないだろう。

「死なじ」――死なないつもりだ。

連用形に添う助動詞

つ

下二段活用型。ただ祝詞・宣命には命令形が現われない。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
つ	て	て	つ	つる	つれ		つらく

未然形

如此可可呑みてば（可可呑氐波）、気吹戸に坐す気吹戸主と云ふ神、根国底之国に気吹き放ちてむ（気吹放氐加）。
祝詞、六月晦大祓

己が心に念ひ求むる事をし成し給ひてば（成給天波）、尊霊の子孫の遠く流してあるをば、京都に召し上げて臣と成さむと云へり。　宣命、三四詔

朕が立ててある人と云ふとも、汝が心に能からずと知り、目に見てむ人をば（見天牟人乎波）改へて立てむ事は、心のままにませよと命ひき。　宣命、四五詔

受け賜はるべきものなりせば、祖父仕へ奉りてまし（仕奉天麻自）。　宣命、二六詔

如此あらむと知らませば、心置きても談らひ賜ひ相見てましものを（相見弖麻之乎物乎）。　宣命、五八詔

連用形

逆に穢き仲末呂い（中略）、先に捨てきらひ賜ひてし（捨岐良比賜天之）道祖が皃塩焼を皇位には定めつと云ひて……。　宣命、二八詔

丈部姉女（中略）、朝庭を傾け奉り、国家を乱りて、きらひ給ひてし（岐良比給弖之）氷上塩焼が児、志計志麻呂を天つ日嗣と為むと謀りて……。　宣命、四三詔

終止形

（伊佐奈美乃命）「吾がなせの命の吾を見給ふなと申すを吾を見あはたし給ひつ（見阿波多志給比津）と申し給ひて……。　祝詞、鎮火祭

是の書を見るに、謀反の心ありとは、明かに見つ（明牟見都）。　宣命、三四詔

悪しく奸ましき奴の、政の柄を執りて奏したまふ事を以て、諸氏の氏人等をも進めつかはすこと、理の如もあらずありつ（不在阿利都）。　宣命、二八詔

連体形

（連体法）

藤原宮に御宇しめしし倭根子天皇、丁酉の八月に此の食国天下の業を、目並知皇太子の嫡子、今御宇しめしつる（御宇豆留）天皇に授け賜ひて、並び坐して此の天下を治め賜ひ諾へ賜ひき。　宣命、三詔

人は奏さずあれども、心の中悪しく垢く濁りてある人は、必ず天地現し示し給ひつるものぞ（現之示給都留物曾）。
宣命、四四詔

（断止法）

汝等を召しつる事は、朝庭に侍へ奉らむ状教詔へたまはむとそ召しつる（教詔弖止曾召都留）。

太政の始は、人の心未だ定まらずありしかば、吾子して皇太子と定めて、先づ君の位に昇げ奉り畢へて、諸の

静まり了てなむ後に、傍の上をば宣はむとしてなも、抑へてありつる（抑閇弖在津留）。　宣命、二五詔

已然形

（已然法）

大臣として仕へ奉らへる臣たちの子等、男は仕へ奉る状に随ひて、種種治め賜ひつれども（治賜比川礼等母）、女は

治め賜はず。　宣命、一三詔

名詞形

是は関けまくも威き近江の大津宮に御宇しめしし大倭根子天皇の、天地と共に長く、日月と共に遠く、改むまじき常典と立て賜ひ敷き賜へる法を受け賜はり坐して、行ひ賜ふ事と衆受け賜はりて、恐み仕へ奉りつらくと（仕奉利豆羅久止）詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、三詔

此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ、大坐し坐して治め賜ふべしと譲り賜ふ命を、受け賜はり坐して答へ曰しつらく（答曰豆羅久）、朕は堪へじと辞び白して、受け坐さず在る間に、遍多く日重ねて譲り賜へば……。

宣命、三詔

命令形は、奈良時代にはきわめてまれで、ただ次の一例が万葉集に見える。

みさごゐる磯みに生ふるなのりその名は告らしてよ（告志弖余）親は知るとも　万三、三六二

「つ」は、完了を表わすと言われている。口語「タ」「テシマウ」「テシマッタ」。時には確述の意を示し、「タシカニ」「キット」などに当たる。

ただ右の連体形第一例、「今御宇しめしつる」の「つる」は、「今たしかに天下を治めていらっしゃる」で、「テイル」に相当する。現在の状態を確述しているのである。

名詞形「つらく」は、「タコト」である。

「恐み仕へ奉りつらくと」――恐まってお仕え申し上げタコトと。

「答へ曰しつらく」――答え申しタコトには。

ぬ

な行変格活用型の活用。命令形は、祝詞・宣命はもちろん、奈良時代の文献にもない。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
ぬ	な	に	ぬ	ぬる	ぬれ		

未然形

「此の心悪しき子の心荒びなば（心荒比南波）水の神匏埴山姫川菜を持ちて鎮め奉れ」と事教へ悟し給ひき。

祝詞、鎮火祭

吾がかく申さず成りなば（成奈波）、敢へて申す人はあらじ。　宣命、二五詔

彼方の繁木が本を、焼鎌の敏鎌以ちて打掃ふ事の如く、遺る罪は在らずと祓へ給ひ清め給ふ事を、高山の末短山の末より佐久那太理に落ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬織津比咩と云ふ神、大海原に持ち出でなむ（持出奈武）。

祝詞、六月晦大祓

太政の始は、人の心未だ定まらずありしかば、吾子して皇太子と定めて、先づ君の位に昇げ奉り畢へて、諸の意静まり了てなむ後に（意静了奈牟後尓）、傍の上をば宣はむとしてなも、抑へてありつる。　宣命、二五詔

連用形

（連用法）

朕が大臣の仕へ奉る状も、労しみ重しみ、太政大臣の位に上げ賜ひ授け賜ふ時に、固く辞び申して受け賜はらず成りにき（成奈岐）。　宣命、五二詔

勘へ問ふに、申す事は、年を度り月を経にけり（度年経月尓計利）。　宣命、五三詔

終止形

「吾が名妹命の知し食す上津国に、心悪しき子を生み置きて来ぬ（来奴）と宣りたまひて、返り坐して更に子を生み給ふ。　祝詞、鎮火祭

皇朕高御座に坐し初めしゆり、今年に至るまで六年に成りぬ（成奴）。　宣命、七詔

連体形

（連体法）

帝の位と云ふものは、天の授け給はぬ人に授けては、保つことを得ず、亦変りて身も滅びぬるものぞ（滅奴流物曾）　宣命、一五詔

已然形

（已然法）

事立つにあらず、銅の湯を水と成し、我が身を草木土に交へて、障る事無くなさむと救り賜ひながら成りぬれば（成奴礼波）、歓しみ貴みなも念ひ食ふる。　宣命、一五詔

先の賢人云ひてあらく、体は灰と共に地に埋もりぬれど（埋利奴礼止）、名は煙と共に天に昇ると云へり。　宣命、四五詔

命令形は奈良時代に現われず、平安時代から用いられる。名詞形は、万葉集に三例見える。

草枕旅に久しくあらめやと妹に言ひしを年の経ぬらく（等之能倍奴良久）　万、十五、三七一九

口語の言いかえは「つ」の場合と同じ。「つ」の条参照。

しかし、「つ」「ぬ」の心持には異なる点がある。「つ」は意志的有意的な心を表わす。

謀反の心ありとは、明かに見つ。　前出

期庭に侍へ奉らむ状教詔へたまはむとそ召しつる。　前出

さらに、心理的には、確信の表現にまで発展することがある。次の例がそれである。

諸氏の氏人等をも進めつかはすこと、理の如もあらずありつ。　前出

これに対し、「ぬ」は、自然的、成行的な心を表わす。

上津国に、心悪しき子を生み置きて来ぬ。　前出

今年に至るまで六年に成りぬ。　前出

また特に「つ」には、動作が現在に継続する状態を示すことがある。

今御宇しめしつる天皇に授け賜ひて……。

「つる」の条参照。

たり

ら行変格活用型の助動詞。已然形は、祝詞・宣命には用いられていないが、万葉集には多く見える。命令形・名詞形は、奈良時代には無い。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
たり	たら	たり	たり	たる		

未然形

君は慈(めぐび)を以て天下の政は行ひ給ふものにいませばなも、慈び愍み給ひて免し給ふ。然れども、行事(しわざ)に重なりたらむ人をば（行事尓重在卒人乎波）法のまにまに収め給はむものそ。　宣命、四四詔

連用形

今宣はく、奈良麻呂が兵起すに雇はえたりし（被雇多利志）秦(はたども)等をば、遠く流し賜ひつ。　宣命、二一詔

終止形

東の方武蔵国に、自然に作成(な)れる和銅出でたりと（出在止）奏して献れり。　宣命、四詔

連体形

高天原は青雲の靄(たなび)く極み、天の血垂り飛鳥の禍無く、掘り堅めたる（掘堅多留）柱・桁(けた)・梁(うつばり)・戸・牖(まど)の錯(くわ)ひ（古語云伎加比）動き鳴る事無く……。　祝詞、大殿祭

年も高く成りたる（成多流）朕をおきて、能りましぬと聞し食してなも、驚き賜ひ悔しび賜ひ大坐します。

宣命、五八詔

已然形の例は、万葉集に見える。

雪こそは春日消ゆらめ心さへ消え失せたれや（消失多列夜）言も通はぬ　万九、一七八二

思はぬに時雨の雨は降りたれど（雰有跡）天雲霽れて月夜さやけし　万十、二二二七

「たり」はもと「てあり」の融合形である。万葉集では「而有」（テアリ）を「たり」と訓ずる例が多い。宣命では「重在卒」「出在」を「たらム」「たり」と訓じているが、これは「在」を「テアラ」「テアリ」と訓じたものである。さて、「てあり」の「て」は、助詞であるが、もと「つ」の連用形であるから、自然完了の意をもつ。それゆえ、「たり」は、完了した動作作用が状態として存続する意味になり、口語「テアル」「テイル」に当たる。奈良時代は、すべてこの意味で用いられる。

「雇はえたりし」――雇われテイた

「和銅出でたり」――和銅が出テイル

「年も高く成りたる」――年も高くなっテイル

「掘り堅めたる」――掘り堅めテアル

き

不規則活用の助動詞。連用形・命令形を欠く。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
き	せ		き	し	しか		しく

未然形

受け賜はるべきものなりせば（可受賜物奈利世波）、祖父仕へ奉りてまし。　宣命、二六詔

終止形

我が皇御孫之命は、豊葦原の水穂の国を、安国と平らけく知し食せと事依さし奉りき（依志奉支）。

祝詞、六月晦大祓

賢子(わらは)卿等(まへつきみたち)は、天皇が大命以て、汝たちを召して、屢詔ひしく、朕が後に大后に能く仕へ奉り助け奉れと詔ひき（詔伎）　宣命、一七詔

連体形

皇御神の広前に白し給はく、皇御神の乞ひ給ひし任に（乞比給万比之任尓）此の所の底津石根に宮柱広敷き立て……。　祝詞、久度古開

掛けまくも畏き近江大津宮に大八嶋国知しめしし（所知之）天皇が大命として、奈良宮に大八洲国知しめしし（所知自）我が皇天皇と御世重ねて、朕に宣ひしく……。　宣命、一三詔

已然形

（已然法）

比来太皇太后の御命以て朕に語らひ宣はく、太政の始は、人の心未だ定まらずありしかば（未定在可波）、吾子して皇太子と定めて、先づ君の位に昇げ奉り畢へて、諸の意集まり了てなむ後に……。　宣命、二五詔

此の禅師の昼夜期延を護り仕へ奉るを見るに、先祖の大臣として仕へ奉りし位名を継がむと念ひて在る人なりと云ひて、退け賜へと奏ししかども（奏之可止毛）。此の禅師の行を見るに、至りて浄く、仏の御法を継ぎ隆めむと念ほしまし、朕をも導き護ります己が師をや、たやすく退けまつらむと念ひてありつ。　宣命、二八詔

（断止法）

清麻呂等は、侍へ奉る奴と念ほしてこそ姓も賜ひて治め給ひてしか（治賜天之加）。　宣命、四四詔

名詞形

皇親神魯企神魯美之命以ちて、皇御孫之命を天津高御座に坐せて、天津鏡の鏡剣を捧げ持ち賜ひて、言寿ぎ宣りたまひしく（宣志久）……。　祝詞、大殿祭

賢子禰等は、天皇が大命以て、汝たちを召して慶詔ひしく（詔志久）、朕が後に大后に能く仕へ奉り助け奉れと詔ひき。　宣命、一七詔

しが奏ししく（之我奏之久）、此の禅師の昼夜期延を護り仕へ奉るを見るに、先祖の大臣として仕へ奉りし位名を継がむと念ひて在る人なりと云ひて、退け賜へと奏ししかども、（中略）朕をも導き護ります己が師をや、たやすく退けまつらむと念ひてありつ。　宣命、二八詔

名詞形について。

名詞形には、三種の語形がある。

㈠「申さく」「宣はく」のように、活用語の未然形相当の形に「く」の結合したもの。

㈡「つらく」「ぬらく」のように、終止形相当の形に「らく」の結合したもの。

㈢「しく」のように、連体形に「く」の結合したもの。

日本古典文学大系万葉集一に「ク語法といふこと」の一項があり、これによると、「申さく」「宣はく」「つらく」は、いずれも、それらの連体形に「アク」の融合した形であるという。また「しく」は、連体形に、「アク」は付かず「く」のみが結合した形であるという。

これは、名詞形の構成論として新説である。しかし、記述文法としては、「申さく」「宣はく」「つらく」「ぬらく」をそのまま対象として直視し、構成のいかんを問わず、これを名詞形とする。

けり

ら行変格活用型の不完全活用。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
けり			けり	ける			けらく

終止形

難波の大宮に御宇しめしし、掛けまくも畏き天皇命の、汝の父藤原大臣の仕へ奉りける状をば、建内宿禰命の仕へ奉りける事と同じ事そと勅ひて、治め賜ひ慈び賜ひけり（慈賜賀利）。　宣命、二詔

大鷦鷯天皇、葛城曽豆比古の女子、伊波乃比売命皇后と御相ひ坐して、食国天下の政、治め賜ひ行ひけり（行賜家利）。　宣命、七詔

皇と坐して、天下の政を聞し召す事は、労しき重しき事にありけり（在家利）。　宣命、一三詔

今裳咋足島謀反の事、自ら首はし申せり。勘へ問ふに、申す事は年を度り月を経にけり（経月尓計利）。法に勘ふるに、足島も罪あるべし。然るを、年を度り月を経ても、臣ながら自ら首はし申せらくを、勧め賜ひ、冠位上げ賜ひ……。　宣命、五三詔

連体形

難波の大宮に御宇しめしし掛けまくも畏き天皇命の、汝の藤原大臣の仕へ奉りける（仕奉流）状をば、建内宿禰命の仕へ奉りける（仕奉流）事と同じ事そと勅ひて、治め賜ひ慈び賜ひけり。　宣命、二詔

名詞形

頃者王等臣等の中に、礼無く逆なる人どもありて計りけらく（計家良久）、大宮を囲まむと云ひて、私の兵備ふと聞し看して……。　宣命、一六詔

船親王は、八月五日に、仲麻呂と二人謀りけらく（謀家良久）、書作りて期廷の各計へて進らむと謀りけり。　宣命、三〇詔

「けらく」は、もと「けらーく」で、「けら」は、「けり」の未然形であった。

梅の花咲きたるその青柳はかずらにすべくなりにけらずや（家良受夜）　万五、八一七

この「けら」である。この「けら」に「く」が結合して「けらく」になったのである。

「計りけらく」は「計っタコトには」の意。

已然形「けれ」は、ただ祝詞・宣命に現われないというだけのことで、奈良時代には、ひろく用いられた。たとえば、

常磐なる石室は今もありけれど（安里家礼騰）住みける人そ常なかりける　万三、三〇八

朝顔は朝露負ひて咲くといへど夕影にこそ咲きまさりけれ（咲益家礼）　万十、二一〇四

「き」「けり」の意味

両者ともに回想を表わす。特に「き」は目睹回想、「けり」は伝聞回想を表わすと言われている。別の言葉で言えば、直接経験の回想、間接経験の間想である。

しかし、奈良平安時代を通じて、多くの文献に徴すれば、「き」「けり」のそれぞれの意味は、かなり複雑であり、微妙である。殊に「けり」については、いっそうそう感じる。

今、宣命・祝詞についてのみ言えば、比較的簡単に説明し得ると思う。直接経験の回想、間接経験の回想という点から見ると、「き」は必ずしも直接経験の回想とは見られそうもない場合がある。たとえば、「き」の終止形第一例、同連体形第二例の如きがそれである。これらは、目睹回想とか直接経験の回想というのではなく、客観的事実の回想

CLEMENTS LIBRARY OF THE UNIVERSITY OF MICHIGAN LIBRARIES

を理性的に表現するという意識であろう。

また、「けり」は、「き」と異なって詠嘆的な心情を伴うもので、たとえば、「けり」の終止形第三例・第四例などは、伝誦回想あるいは間接経験の回想という意識から離れて、現在の事実を詠嘆的に表現したものである。

けむ

「む」と同型の活用であるが、祝詞・宣命には連体形の例だけである。既往想像を表わす。

		終止形	已然形
		連体形	
けむ		けむ	

連体形

官官に仕へ奉る人等の、過ち犯しけむ（過犯家牟）雑雑の罪を、今年六月晦の大祓に、祓へ給ひ清め給ふ事を……。　祝詞、六月晦大祓

父がかくしまにあれと念ひて、おもぶけ教へけむ事（教都牟事）過たず失はず、家門荒さずして、天皇が朝に仕へ奉れとしてなも、汝たちを治め賜ふ。　宣命、一三詔

清麻呂等と相謀りけむ人（相謀家牟人）ありとは知しめしてあれども、（中略）慈び愍み給ひて免し給ふ。　宣命、四四詔

終止形の例は、奈良時代に比較的少ない。

みそのふの百木の梅の散る花の天に飛びあがり雪と降りけむ（敷里家牟）　万十七、三九〇六

已然形の例

この御酒を　醸みけむ人は　その鼓臼に立てて　歌ひつつ　醸みけめかも（伽弥難梅伽蔓）　神功紀、十三年春二月

昔こそ難波田舎と言はれけめ（所言奚米）今は京引き都びにけり　万三、三一二

右の用例から、奈良時代には、終止形・連体形・已然形が用いられたことが知られる。

なお「まく」に対する「けまく」（名詞形）もあった。

はしめよし　その妻の児と　朝夕に　笑みみ笑まずも　うち嘆き　語りけまくは（可多里家末久波）　とこしに　かくしもあらめや……。　万十八、四一〇六

終止形に添う助動詞

べし

く活用形容詞型の活用。已然形は成立しなかった。

		連用形	終止形	連体形	
べし		べく	べし	べき	

連用形

此の奴等も如是逆に穢き心を発してありけりとは既に明かに知りぬ。此に由りて、理は法のまにまに治め給へ

くあり（治給倍久在）。　宣命、三五詔

終止形

此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ、大坐し坐して治め賜ふべしと（治可賜止）譲り賜ふ命を受け賜はり坐して答へ曰しつらく……。　宣命、三詔

天下の政に置きて独知るべきものならず、必ずもしりへの政あるべし（政有倍之）。　宣命、七詔

諸王たち臣たちを召して、共に欲び尊び、天地の御恩を報い奉るべしとなも（奉報倍之止奈毛）念ほしめす。

宣命、四二詔

連体形

皇朕高御座に坐し初めしゆり、今年に至るまで六年になりぬ。此の間に天津位に嗣ぎ坐すべき（嗣坐倍伎）次として、皇太子侍りつ。　宣命、七詔

天下の政に置きて、独知るべき（独知倍伎）ものならず。　宣命、七詔

如是大きに貴く奇しく異にある大瑞は、聖の皇が御世に、至れる徳に感けて、天地の示現し賜ふものとなも常も聞しめす。是豈敢へて朕が徳い、天地の御心を感動しまつるべき（令感動末都流倍岐）事は無しとなも念ほしめす。

宣命、四二詔

夫臣下と云ふものは、君に随ひて浄く直かに明き心を以て君を助け護り、対ひては礼なき面へり無く、後には謗る言無く好み偽り諂ひ曲れる心無くして仕へ奉るべき（奉侍倍岐）ものにあり。　宣命、四四詔

悔しかも、惜しかも。今日よりは、大臣の奏ひし政は聞し看さずやならむ、明日よりは、大臣の仕へ奉りし儀は看そなはさずやならむ。日月累なり往くまにまに、悲しき事のみし弥起るべきかも（弥可起加毛）、歳時積もり往くまにまに、さぶしき事のみし弥益るべきかも（弥可益加毛）。　宣命、五一詔

「べし」の意味は、やや多岐にわたる。もと「宜し」から成立した助動詞と言われるが、大体、適当、当然、予定、確信的推定、推定的可能、意向を表わす。時には、これらの意味のいずれとも解釈されることもある。

〔適当〕それが適当だ、そうするガヨイ。

連用形第一例「理は法のまにまに始め行ふべくあり。」

終止形第一例「大命に坐せ、大坐し坐して治め賜ふべし。」

終止形第二例「必ずもしりへの政あるべし」

連体形第四例「曲れる心無くして仕へ奉るべきものにあり。」

〔当然〕そうするのが当然だ。それが当然の。

連体形第一例「天津位に嗣ぎ坐すべき次として、皇太子侍りつ。」

これは「予定」とも考えられる。「――嗣ぎ坐すハズの」

〔確信的推定〕それにチガイナイ。

連体形第五例「悲しき事のみし弥起るべきかも。」

連体形第五例「さぶしき事のみし弥益るべきかも。」

〔推定的可能〕デキソウナ。ラレソウナ。

連体形第二例「独知るべきものならず。」

連体形第三例「天地の御心を感動しまつるべき事は無しと……。」

〔意向〕――するツモリダ。

終止形第三例「天地の御恩を報い奉るべしと……。」

ましじ

しく活用形容詞型の活用であるが、終止形・連体形が用いられる。ほかに、語幹に「み」を加えた「ましじみ」がある。

			終止形	連体形
ましじ			ましじ	ましじき

終止形

多の遍重ねて敕へども、敢ふましじとして（敢不之時止為弖）辞び申しつらく……。　宣命、二六詔

連体形

王等は己が得ましじき（得麻之字岐）帝の尊き宝位を望み求め、人をいざなひ、悪しく穢き心を以て、逆にある謀を起て……。　宣命、四五詔

「ましじみ」は、右の用例に対して、連用形に相当する語形である。

朕は汝の志をば、暫くの間も忘れ得ましじみなも（忘得末之自美奈母）悲しび賜ひしのひ賜ひ、大御泣哭かしつつ大坐します。　宣命、五八詔

「忘れ得ましじみ」は、忘れられそうもないので。

まじ

「まじ」は前述「ましじ」の「し」の省略形である。一般には、「ましじ」は奈良時代に、「まじ」は平安時代から使われたといわれている。しかるに宣命には、まじき（連体形）のみが六例も現われる。

天地の共長く遠く改むまじき（不改）常典と立て賜へる食国の法も、傾く事無く動く事無く渡り去かむとなも念ほしめさくと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、三詔

「不政」の「不」を、「まじき」と訓じたもの三例ある。

近江大津宮に御宇しめしし天皇の、改むまじき（不改自佐）常典と初め賜ひ定め賜へる法の随に、斯の天つ日嗣高御座の業は……。　宣命、一四詔

言ふまじき（不言佐）辞も言ひぬ、為まじき（不為佐）行も為ぬ。　宣命、二七詔

「不」「不一自佐」「不一佐」を、一様に「マジキ」と訓じているのであるが、これが正訓であるなら「まじ」は、すでに奈良時代にも用いられたということになる。

仁徳紀三十年十一月に、「于羅愚破能紀、予屢麻志枳、箇破能区莽愚莽、予呂朋譬喩玖伽茂」（うら桑の木、よるまじき、川のくまぐま、よろほひゆくかも）とあるが、別本には「予屢麻志士枳」（ましじき）とある。

右の引用文は、飯田武郷著日本書紀通釈の本文であるが、これを信じるとすれば、書紀にも「まじ」が用いられたという証となる。

「麻志士枳」なら、奈良時代としては、普通の訓である。

さて「ましじ」「まじ」の意味であるが、これは、「べし」と「ず」の混交した意味で、前述の「じ」が「む」と

「ず」の混交した意味と対照的である。

「敢ふまじじ」――堪えられそうもない。

「己が得ましじき」――自分が得てはよくない。得てはならない。

「改むまじき」――改めてはよくない。改めてはならない。

「言ふまじき」――言ってはならない。

らむ

「けむ」と同型の活用であるが、已然形「らめ」は、祝詞・宣命には用いられていない。

		終止形	已然形
らむ		連体形	
		らむ	

昨日の冬至の日に、天雨(あまふ)りて、地も潤ひ万物も萌(めぐ)みもえ始めて、好くあるらむと（好阿流良牟止）念ふに、伊予国より、白き祥の鹿を献奉りてあれば、うれしよろこばしとなも見る。　宣命、四六詔

吉備期臣は、朕が太子と坐しし時より、師(もろのかみ)として教へ悟しける多(あまた)の年経ぬ。今は身も敢へずあるらむものを（身毛不敢阿流良牟物乎）、夜昼退らずして護り助け仕へ奉るを見れば、かたじけなみなも念ほす。　宣命、四一詔

「らむ」は「あらむ」から成立した助動詞といわれる。現在の事実について推量する意を表わす。口語「テイルダロウ」「今――ダロウ」に当たる。

第一例、「今は定めしその成育によいことであろう。

第二例、「からだも堪えられないでいるだろうのに。

「らむ」の意味はこれにとどまらないのであるが、宣命などには、その用例が見えない。

已然形「らめ」の用例

雪こそは春日消ゆらめ（消良米）心さへ消え失せたれや言も通はぬ　万九、一七八二

らし

「らし」は、もと「あらーし」で、「あり」の形容詞化から成立した語という説がある。宣命においては、もっぱら終止形「らし」が用いられ、そのほかに連体形か已然形かの「らし」一例がある。

		終止形	已然形
らし		連体形	
		らし	

終止形

此の物（和銅）は、天に坐す神、地(くに)に坐す祇の相うづなひ奉り福はへ奉る事に依りて、顕(うつ)しく出でたる宝にあるらしとなも（宝尓在羅之止奈母）神ながら念ほしめす。　宣命、四詔

凡(おほはた)、かくいはるべき朕にはあらず。別宮に御坐し坐さむ時、しか得言はめや。此は朕が劣きに依りてし、かく言ふらしと（言良之止）念ほし召せば、愧しみいとほしみなも念ほす。　宣命、二七詔

終止形の用例は、宣命に五例ある。

連体形

汝(いまし)たちは、貞かに明き心を以て、朝庭の護として関に供(つか)へ奉ればしそ、国は多くあれども、美濃と越前と御占(みうら)に

合ひて、大嘗（おほにへ）の政事を取以ちて供へ奉るらしと（奉仕良之止）念ほしめしてなも、位冠賜はくと宣ふ。
宣命、三七詔

これは詔詞解の本文に拠ったのである。「関に供へ奉ればしそ」（関尓奉供礼方之曽）について、宣長は、「之字、一本に己と作り、それもあしからず。されど今は多くの本に依つ。」と述べている。係助詞「そ」に対する「らし」であるから、連体形と見られる。

しかるに続日本紀天平神護元年十一月の条には「関に供へ奉ればこそ」（関仁奉供礼方已曽）とあり、頭注に「已、原作之、今従金本堀本」と記す。宣命講も同文。

両者の適否を決するのは困難であるが、万葉集・日本書紀等から奈良時代の用法を帰納すると、次のような活用表になると思う。

		終止形	連体形
		らし	らし
			らしき
らし			

己然形は存在しないのである。

連体形の例

庭雀　うずすまりゐて　今日もかも。　さかみづくらし（佐加美豆久良之）　高光る　日の宮人　記下、雄略

うべしかも。蘇我のこらを　大君の　つかはすらしき（兎伽破須羅志枳）　推古紀、二十年正月

いにしへも　しかなれこそ。　うつせみも　つまを　あらそふらしき（相格良思吉）　万一、一三

以上の事由により、今は祝詞解の本文に従っておく。

「らし」は、ある事実に基づいて推量する意味を表わす。たとえば、

終止形第一例「此の物は、天に坐す神、地に坐す祇の相うづなひ奉り福はへ奉る事」は事実である。これに基づいて、「頭しく出でたる宝にあるらし」と推量しているのである。

同第二例「汝たちのよからむ」は事実である。この事実を根拠として「如是あるらし」と推量しているのである。

さて、終止形に添う助動詞は、ら行変格活用の動詞には、その連体形に添う。たとえば、「あるべし」「あるらむ」「あるらし」など。

終止形に添うことは、五十音図のう段の音に添うことであり、ら行変格活用の語においては、連体形がう段の音で表わされるからである。

付記

終止形に添う助動詞としては、以上のほかに「なり」「めり」がある。この「なり」は、推定伝聞の意を表わすものであるが、祝詞・宣命には用いられないので、ここには省略する。「めり」は、平安時代語で、したがって奈良時代には現われないから、これも省略する。

命令形に添う助動詞

り

ら行変格活用型。命令形は宣命に無い。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形	名詞形
り	ら	り	り	る	れ		らく

未然形

如此の状を聞き食へ悟りて、畏しく仕へ奉らむ人は、其の仕へ奉れらむ状の随に（仕奉礼良牟状随）、品品讃め賜ひ、上げ賜ひ、治め賜はむものぞ……。　宣命、一詔

諸侍へ奉る上中下の人等の念へらまく（念良末久）、国の鎮とは皇太子を置き定めてし、心も安くおだひにありと、常、人の念ひ云ふ所にあり……。　宣命、三一詔

天の日嗣と定め賜ひ儲け賜へる皇太子の位に、謀反大逆の人の子を治め賜へれば、卿等百官人等、天下の百姓の念へらまくも（念良麻久母）恥しかたじけなし。　宣命、五四詔

連用形

清麻呂等は、侍へ奉る奴と念はしてこそ、姓も賜ひて治め給ひてしか。今は穢き奴として、退け給ふに依りてなも、賜へりし（賜幣利之）姓は取りて別部と成し給ひて、其が名は穢麻呂と給ひ……。　宣命、四四詔

終止形

上といます太政大臣禅師の、理の如く勧め行はしめ、教へ賜ふに依りてし、如此奇しく尊き験は顕はし賜へり（顕賜幣利）。　宣命、四一詔

今裳咋足嶋、謀反の事自ら首し申せり（申世利）。　宣命、五三詔

丈部姉女（中略）天皇の大御髪を盗み給はりて、きたなき佐保川の髑髏に入れて、大宮の内に持ち参入り来て、厭魅為ること三度せり（三度世利）　宣命、四三詔

連体形

忌部の弱肩に太多須支取掛けて、持ちゆまはり仕へ奉れる（仕奉礼留）幣帛を神主祝部等受け賜はりて、事過たず捧げ持ちて奉れ。　祝詞、祈年祭

天皇が朝庭の敷き賜ひ行ひ賜へる（行賜幣留）百官の人等、四方の食国を治め奉れと任け賜へる（任賜幣留）国国の宰等に至るまでに、国法を過ち犯す事無く、明き浄き直き誠の心を以て、緩び怠る事無く、務め結りて仕へ奉れ……。　宣命、一詔

丈部姉女（中略）天皇の大御髪を盗み給はりて、きたなき佐保川の髑髏に入れて、大宮の内に持ち参入り来て、厭魅為ること（為流已止）三度せり。　宣命、四三詔

已然形

皇神の命以ちて、船居は吾作らむと教へ悟し給ひき。教へ悟し給ひながら、船居作り給へれば（作給部礼波）、悦び嘉しみ礼代の幣帛を官位姓名に捧げ持たしめて進奉らくと申す。　祝詞、遣唐使時奉幣

聖の天皇朝、太政大臣として仕へ奉れと救へれど（救部礼止）数数辞び申したぶに依りて、受け賜はりたばず成りにし事も悔しと念ふが故に、今此の藤原恵美朝臣の大保を大師の官に仕へ奉れと授け賜ふ……。　宣命、二六詔

名詞形

法に勘ふるに、足嶋も罪あるべし。然るを、年を度り月を経ても、臣ながら自ら首はし申せらくを（申良久乎）、勧め賜ひ冠位上げ賜ひ、治め賜はくと宣ふ天皇が御命を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、五三詔

命令形の用例は、万葉集には見える。

秋さらばわが舟泊てむ忘れ貝寄せ来て置けれ（於家礼）沖つ白波　万十五、三六二九

白たへのあが下衣失はず持てれ（毛弖礼）わがせこ直に逢ふまでに　万十五、三七五一

「り」は、もと四段活用・さ行変格活用の動詞の連用形に「あり」が結合し、その融合形から「り」を切り離して助動詞と認めたものである。具体的にいえば、「賜ひあり」「為あり」が「賜へり」「為り」となったのである。

tamafi-ari＝tamaferi　　si-ari＝seri

すなわち、ia が e 変わるのである。

「賜へ」の「へ」は甲類「幣」「部」で、命令形と同一の仮名である。「せり」の「せ」は未然形・已然形の音であるが、甲乙の区別がなく、「賜へり」「置けれ」の「へ」「け」などに準じて命令形と見なす。

「為」の命令形は、「せよ」とも「せ」ともいい、（既述、動詞さ行変格活用の条参照）万葉集にも「かづらせ、吾妹」（万十、一九二四）、「事計よくせ」（万十二、二九四九）などがある。

未然形「らまく」は、「らーむコト」の意。「まく」は「む」の名詞形。

名詞形「申せらく」の「らく」は、「る」の名詞形、「申せーるコト」である。

上述のように、「ーり」は、「あり」を含むために、動作作用の現在存続する状態を表わし、口語「テアル」「テイル」に当たる。奈良時代には、完了の意などとは言われない。従って口語「タ」とは言わない。

「賜へり」――くださっテイル。くださっテアル。なさっテイル。

「申せらく」――申しテイルコト。

「持てれ」――持っテイヨ。持っておれ。

「置けれ」――置いテアレ。置いテオケ。

諸語に添う助動詞

なり

ら行変格活用型。祝詞・宣命には、連体形以下の活用形が見えない。

	未然形	連用形	終止形	連体形	已然形	命令形
なり	なら	なり（に）	なり			

未然形

其の人は天地のうべなみゆるして授け賜へる人にもあらず。何を以てか知るとならば（何以天可知止奈良方）、志愚かに心善からずして、天下を治むるに足らず。　宣命、三三詔

天下の政に置きて独知るべきものならず（独知倍伎物不有）、必ずもしりへの政あるべし。　宣命、七詔

連用形

今大保は必ず仕へ奉るべしと念ほし坐せ、多の遍重ねて敕へども、敢ふましじとして辞び申しつらく、受け賜はるべきものなりせば（可受賜物奈利世波）、祖父仕へ奉りてまし。　宣命、二六詔

天の授けざる所を得てある人は、受けても全く坐すものにもあらず（全久坐物仁毛不在）、後に壊れぬ。

宣命、三一詔

此の位は、天地の置き賜ひ授け賜ふ位にあり（位在）　宣命、三三詔
太子を定め賜はずある故は（中略）、猶天のゆるして授くべき人はあらむと念ひて、定め賜はぬにこそあれ（定不賜奴仁曽阿礼）。　宣命、三一詔

終止形

「豊葦原の水穂国は、昼は五月蠅如す水沸き、夜は火瓮如す光く神在り、石根木立青水沫も事問ひて、荒ぶる国なり（荒国在利）……。　祝詞、出雲国造神賀詞
汝たち諸は、吾が近き姪なり（姪奈利）。　宣命、一七詔
白壁王は、諸王の中に年歯も長なり（長奈利）。　宣命、四七詔
其仁孝は百行の基なり（百行之基奈利）。　宣命、五九詔
凡人の子の禍を去り、福を蒙らまく欲する事は、親の為にとなり（為親尓止奈利）。　宣命、三五詔

連体形・已然形は、万葉集に次のように見える。

うつせみの　人なるわれや（人有我哉）　何すとか　一日一夜も　離れゐて　嘆き恋ふらむ　万八、一六二九
春なれば（波流奈例婆）うべも咲きたる梅の花君を思ふと夜眠も寝なくに　万五、八三一

命令形は、奈良時代にはない。

「なり」は「にあり」の約音。断定を表わす。口語「デアル」。別に所在を表わすことがあるが、祝詞・宣命には現われない。

連用形「に」は、下位に「あり」および同用法の他の動詞を伴なうことが普通である。この例はなはだ多い。

「なり」は、「奈利」と表記されることのほかに、「有」「在」をもって表記されることもある。

「ニアリ」の訓として用いているのである。未然形第二例「ものならず」（物不有）、終止形第一例「荒ぶる国なり」（荒国在利）など。

「ならし」について。

天皇の御霊たちの恵び賜ふ事に依りて、顕はし示し給ふ物ならしと念ほし召せば、受け賜はり畏び受賜はり貴び……。　宣命、一三詔

「ならし」は「なるらし」の「る」の脱落した語形ではなく、「なり」の形容詞化語形（なら―し）である。したがって「ならし」は一語形で、「デアルサマダ」という口語に当たる。

「物ならし」――物であるようだ。

ごと　ごとし

「ごと」はもと「事」、「ごとし」（如し）は、「事し」である。「事」の形容詞化語形。

（如・ごと）

天に日月在る如し、地に山川有る如（天尓日月在如、地尓山川有如）、並び坐して有るべしと言ふ事は、汝等王臣等明らけく見知れる所なり。　宣命、七詔
汝等も、今日詔ふ大命のごと（大命乃期等）君臣祖子の理を忘るる事無く、継ぎ坐さむ天皇が御世御世に、明き浄き心を以て、祖の名を戴き持ちて、天地と共に長く遠く仕へ奉れとして、冠位上げ賜ひ治め賜ふと救ふ大命を衆聞き食へと宣ふ。　宣命、一一詔

（ごとし）

THE UNIVERSITY OF MICHIGAN LIBRARIES

く活用形容詞型活用。祝詞・宣命には、連用形のみが現われる。

	連用形	終止形	連体形
ごとし	ごとく		

連用形

雑の物を横山の如く（如横山）置き高成して……。　祝詞、平野祭

四方の御門に、湯都磐村の如く（湯都磐村能如久）塞り坐して、朝には御門を開き奉り、夕には御門を閉て奉りて。　祝詞、六月月次

天の下四方の国には、罪と云ふ罪は在らじと、科戸の風の八重雲を吹き放つ事の如く（吹放事之如久）、朝の御霧夕の御霧を朝風夕風の吹き掃ふ事の如く（吹掃事之如久）、大津辺に居る大船を舳解き放ち、艫解き放ちて、大海原に押し放つ事の如く（押放事之如久）、彼方の繁木が本を焼鎌の敏鎌以ちて打掃ふ事の如く（打掃事之如久）、遺る罪は在らじと祓へ給ひ清め給ふ事を……。　祝詞、六月晦大祓

此の食国天下を撫で賜ひ慈び賜ふ事は、辞立つにあらず。人の祖のおのが弱児を養治す事の如く（養治事乃如久）、治め賜ひ慈び賜ひ来る業となも、神ながら念ほしめす。　宣命、三詔

大伴佐伯宿祢は、常も云ふ如く（常毋云如久）、天皇が朝守り仕へ奉る事顧みなき人等にあれば、汝たちの祖どもの云ひ来らく、海行かば、みづく屍（中略）と云ひ来る人等となも聞し召す。　宣命、一三詔

助詞「の」の下に添うものが多く、連体形に添うものが一例ある。

終止形・連体形の用例

世の中の　すべなきものは　年月は　流るるごとし（奈何流流其等斯）。　万五、八〇四

以二大伴宮屋大連一為二大連一、平群真鳥大臣為二大臣一。並如レ故。　清寧紀、元年正月

あしひきの山さへ光り咲く花の散りぬるごとき（散去如寸）わご王かも　万三、四七七

「ごと」は、前述のとおり、コト（事）で、「同じ事」「同じ事ニ」の意で、常に上接語と共に連用修飾句を構成する。

「ごとし」は、「同じ事のサマダ」「同じ事のヨウスダ」。そこで一般に比況の意といわれる。

「八桑枝の立ち栄え」について。

天皇が朝庭に茂し世に、八桑枝の（八桑枝乃）立ち栄え仕へ奉るべき禱を聞き食へと恐み恐みも申し給はくと申す。　祝詞、中臣寿詞

この「八桑枝の」は、「八桑枝のごと」と同じ意味であり、次にあげる「やくはえの如く」とも、意味上変わりがない。

天皇が朝廷に伊加志夜久波叡の如く（伊加志夜久波叡能如久）仕へ奉り佐賀叡志米賜へと称辞竟へ奉らくと白す。　祝詞、春日祭

天皇が朝廷に伊夜高に伊夜広に伊賀志夜具波江の如く（伊賀志夜具波江乃如久）立ち栄えしめ仕へ奉らしめ給へと称辞竟へ奉らくと申す。　祝詞、平野祭

天皇が朝廷に弥高に弥広に伊賀志夜具波江の如く（伊賀志夜具波江能如久）立ち栄えて仕へ奉らしめ給へと称辞竟へ奉らくと申す。　祝詞、久度古開

第一例「やくはえ」は、弥木生、弥孫生の義と言われる。「の」は「のごと」（のごと）で、「の」は「こと」の意を

吸収して比況を表わす。そこで「やくはえの」は、下位の「立ち栄え」の連用修飾句として用いられているのである。なお後説準体助詞参照。

第三編　助詞

助詞総説

助詞の分類は、人によって必ずしも同一でない。今これを関係助詞・添意助詞に二大別し、さらに八種類に細分する。

一　関係助詞
　格助詞　並列助詞　接続助詞
二　添意助詞
　副助詞　係助詞　準体助詞　終助詞　間投助詞

関係助詞とは、語と語との理論的関係を明確にする機能を有するものであり、時として省略される事もあるが、多くの場合、この助詞によって、理論的関係が明確に表わされるのである。

添意助詞は、その主なる機能は、意味を添えるものであり、これを欠くと、意味に変動を生じ、あるいは意味が完成されない。

個々の助詞の所属は、次の如くである。

関係助詞
格助詞　の　が　つ　を　に　と　とて　として　ゆり・ゆ・より　して　をして　を以て
並列助詞　と
接続助詞　ば　とも　ど・ども　ても　を　に　て　して　つつ　ながら
添意助詞
副助詞　だに　さへ　のみ　まで　ながら
係助詞　は　も　そ・ぞ　なも　や　か　かも　こそ　し　しも
準体助詞　しの　い
終助詞　しか　な（禁止）　な（志向）　そ　ものを
間投助詞　を

祝詞・宣命においては、格助詞に、「へ」が現われず、接続助詞に「とも」と同意の「と」が使われていない。副助詞に「すら」がなく、間投助詞は、「を」の一語のみ。

奈良時代語として、記紀万葉には現われるものが、祝詞・宣命に現われないということは、奇異にも感じられるが、祝詞・宣命だけでは、資料の量が少ない事も原因であろう。

以上八種類の分類は、助詞自体の断続性、直上語との承接関係、および助詞相互の重なり方等の特質に基づくので ある。このうち、助詞相互の重なり方は、個々の助詞の特質を定める上で、重要な点となる。よって、次に略述する。

格助詞
原則として、相互に重ならない。

並列助詞
最終の「と」のほかは、他の関係助詞と重ならない。

接続助詞
㈠接続助詞相互に重ならない。㈡他の関係助詞と重ならない。

副助詞
㈠副助詞相互に重なることがある。㈡格助詞の上位または下位に重なることがある。㈢係助詞と重なる時はその上位にある。

係助詞
㈠係助詞相互に重なることがある。㈡格助詞・接続助詞・副助詞と重なる時は、その下位にある。

準体助詞

㈠格助詞・係助詞と重なる時はその上位、㈡副助詞と重なる時はその上位または下位。

終助詞

㈠他の助詞と重なる時は下位、㈡間投助詞には上位。

間投助詞

㈠相互に重なることがある。㈡終助詞と重なる時は下位。

関係助詞

格助詞

の

連体格　一

「の」は、体言あるいは副詞などに添い、下位の体言あるいは体言に準ずる語、その他の語へ連続して、その修飾句を作る。この「の」を連体格助詞という。助詞のうち、用例数がもっとも多く、したがって、その意味的分類も複雑多岐にわたる。今、その主なるものについて述べる。

体言 の 体言

所有を表わす

天津神の御子　藤原大臣の家　祖（おや）の心　天地の御心

所在を表わす

青海原の物　陸奥国の小田郡　度会郡の等由気　春日の御笠山の下津石根　同じ国の益城郡の人

所属を表わす

百官司の人等　大神宮の禰宜　太政官の大臣　三宝（みほとけ）の奴　内の兵

材料を表わす
　銅の湯　金の麻笥
事物の状態を表わす
　赤丹の穂　豊葦原の水穂国　新城の大宮　間の人
基準点を表わす
　皇神等の前　等由気宮の上　食国中の東方　王等臣等の中
時を表わす
　今年六月晦の大祓　六月二十九日の夜　昨日の冬至日　今の間
数量を表わす
　四柱の皇神　一つ二つの国　一二の豎子
指示を表わす
　この天高御座　此の食国
同一を表わす
　親王の名　太政大臣の官　日高見の国　黒紀白紀の御酒　八束穂の伊加志穂　長御食の遠御食　足御世の茂御世
　安幣帛の足幣帛　焼鎌の敏鎌　伴男の八十伴男
連体格　二
体言　の　準体言
　新に造れる寺の（寺乃）官寺と成すべきは、官寺と成し賜ふ。　宣命、一三詔
　己が心に念ひ求むる事をし成し給ひてば、尊霊の子孫の（子孫乃）遠く流してあるをば、京都に召し上げて臣と成さむと云へり。　宣命、三四詔
「新に造れる寺」と「官寺と成すべき」、および「尊霊の子孫」と「遠く流してある」とは、ともに同一の関係を表わす。口語「――デシカモ」というに当たる。
連体格　三
副詞　の　体言
　暫くの間　如此の時
これは連用語を連体句としたもので、「暫く」は副詞であるが、「暫くノトキ」という名詞意識で「の」を加えたのである。「如此」も「此のヨウ」の意識であろう。
体言　の　副詞
　大神等の乞はし賜ひの任に（乞賜比能任尓）、春日の三笠山の下津石根に宮柱広知り立て、高天原に千木高知りて、天の御蔭日の御蔭と定め奉りて……。　祝詞、春日祭
　皇太御神の乞はし給ひの任に（乞志給乃任尓）、此の所の底津石根に宮柱広敷き立て、高天原に千木高知りて、天の御蔭日の御蔭と定め奉りて……。　祝詞、平野祭
　吾が孫の知らさむ食国天下と言依さし奉りの随に（言依奉乃随）、遠皇祖の御世を始めて、天皇が御世御世聞し看し来る食国の天つ日継高御座の業となも、神ながら念ほしめさくと敕ふ天皇が御命を、衆聞き食へと勅ふ。　宣命、一四詔
「乞はし賜ひ」「乞はし給ひ」「言依さし奉り」は、この場合、名詞同様の句であり、「の」が下接して連体句とな

る。「任に」「随に」は、副詞であるが、もと「まにま」は「まま」と同じく名詞であるために、連体句を受けるのである。

右の「給ひの」「奉りの」は、別に「給ひし」「奉りし」と記述されることもあった。

皇御神の乞ひ給ひし任に（乞比給万比之任尓）此の所の底津石根に宮柱広敷き立て……。　祝詞、久度古開

吾が孫の知らさむ食国天下とよさし奉りしまにまに（与佐志奉志麻尓麻尓）、高天原に事はじめて……。

宣命、五詔

以上の「乞はし給ひの任に」「言依さし奉りの随に」などは、祝詞・宣命の特殊句法の一つとも見られる。

体言　の　ごと・ごとく

汝等も、今日詔ふ大命のごと（大命乃期等）君臣祖子の理を忘るる事無く……。　宣命、一一詔

四方の御門に、湯都磐村の如く（湯都磐村能如久）寒り坐して……。　祝詞、六月月次

「ごと」も、もと名詞であるから、連体句を受けるのである。

の

主格

「の」は、文の主格に立つ体言には添わない。必ず「節」の主句の構成に参加する。

奥都御歳を、八束穂に皇神の成し幸はへ賜はば（皇神能成幸賜者）……。　祝詞、広瀬大忌祭

高天原に神留ります皇親神魯岐神魯美命の、吾が孫の知らさむ（吾孫将知）食国天下とよさし奉りし（与佐志奉志）まにまに、高天原に事はじめて……。　宣命、五詔

丈部姉女（中略）先朝の、過に依りて棄て給ひてし（先朝乃依過且棄給已之）廚真人厨女が許に竊かに往き乍、きたなく悪しき奴どもと相結びて謀りけらく……。　宣命、四三詔

右の例における主述関係は次のとおりである。

第一例、皇神の――成し幸はへ賜はば

第二例、皇親神魯岐神魯美命の――よさし奉りし

第二例、孫の――知らさむ

第三例、先朝の――棄て給ひてし

これらの部分は、それぞれ主述関係を構成し、しかも文の一部分をなす従属句で、すなわち「節」である。

が

連体格

体言　が　体言

必ず人は、父がかた母がかたの（父我可多、母我可多能）親ありて成るものにあり。　宣命、三九詔

逆に穢き奴仲麻呂い（中略）道祖が兄塩焼を（道祖我兄塩焼乎）皇位には定めつと云ひて……。　宣命、二八詔

仲麻呂が家の物（仲麻呂可家物）計ふるに、書の中に仲麻呂と通はしける謀の文有り。　宣命、三〇詔

人の祖の、おのが弱児を（意能賀弱児）養治す事の如く、治め賜ひ慈び来る業となも、神ながら念ほしめす。　宣命、三詔

輔治能真人清麻呂、其が姉法均と（其我姉法均止）、甚大きに悪しく奸める妄語を作りて……。　宣命、四四詔

明基は、広虫売と身は二つにあれども、心は一つにありと知しめしてなも、其が名も（其我名毛）取り給ひて、

同じく退け給ふと詔ふ御命を、衆諸聞き食へと宣ふ。　宣命、四四詔

此の遍は猶道鏡い、彼等が惑心をば（彼等我惑心乎方）教へ導きて、真しく浄き心を以て朝庭の御奴と仕へ奉らしめむと宣ぶに依りて、汝等が罪は（汝等我罪方）免し給ふ。　宣命、三五詔

去年の十一月に、威きかも、我が王（我王）、朕が子（朕子）天皇の詔はく……。　宣命、三詔

この例における「我子」「朕子」には「我」の仮名が表記されないが、詔詞解その他の本文により「我が子」「朕が子」と訓ずる。

天皇が朝廷（天皇我朝廷）に伊加志夜久波叡の如く仕へ奉り、佐加叡志米賜へと称辞意へ奉らくと白す。

祝詞、春日祭

大倭根子天皇が御前（天皇我御前）に、天神の寿詞を称辞定め奉らくと申す。　祝詞、中臣寿詞

高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世（天皇御世）を始めて中・今に至るまでに、天皇が御世御世（天皇御世御世）天つ日嗣高御座に坐して……。　宣命、一三詔

準体言 が 体言

王たちと藤原朝臣等とは、朕が親にあるが故に（在我故仁）、黒き白きの御酒賜ひ、御手物賜はくと宣ふ。

宣命、三九詔

四方の国を安国と平らけく知し食すが故に（知食須我故）、皇御孫命の宇豆の幣帛を称辞意へ奉らくと宣ふ。

祝詞、祈年祭

「が」が体言に付属する場合を見ると、普通一般の名詞には付属せず、㈠自己の親近者、㈡人名、㈢人代名詞、㈣天皇に付属する。したがって、「の」よりは、用法に制限がある。

準体言に付属する場合は、「あるが故」「知し食すが故」の如き例のみである。

また、「がごと」「がごとし」の例は、祝詞・宣命には現われない。

が

主格

奈良麻呂が（奈良麻呂我）我兵起すに雇はえたりし秦等をば、遠く流し賜ひつ。　宣命、二一詔

朕が（朕我）教へ給ふ御命に順はずして、王等は、己が（己我）得ましじき帝の尊き宝位を望み求め……。

宣命、四五詔

仕へ奉る人等の中に、しが（自何）仕へ奉る状に随ひて、二二人等冠位上げ賜ひ治め賜ふ。　宣命、六一詔

主格助詞「が」の付属する上位の体言は、連体格助詞「が」の場合に同じである。

主述関係は次のとおりである。

奈良麻呂が——起す

朕が——教へ給ふ

己が——得ましじき

しが——仕へ奉る

つ

連体格

天都御食　天津祝詞　天都神　天津日嗣　奥津御年　奥津藻菜　辺津藻菜　下津磐根　上津国

祝詞・宣命においては、上位の体言が、特殊の語に限られている。連体格助詞「の」とほぼ同じ用法であるが、前後に対して密着度が強い。

を

連用格

「を」は、体言・準体言を受けて動詞へ連続する。「を」の連続する動詞には、他動詞と自動詞とがあり、それぞれ異なる意味を表わす。

一　他動詞へ連続する用法

㈠　動作の働きかける対象を示す。

緩び怠る事無く務め結りて仕へ奉れと詔ふ大命を（大命乎）諸聞き食へと詔ふ。　宣命、一詔

奈良麻呂・古麻呂等い、逆なる党をいざなひ率ゐて（逆党乎伊射奈比率而）、先づ内相の家を囲みて（内相家乎囲而）、其を殺して（其乎殺而）、即ち大殿を囲みて（大殿乎囲而）、皇太子を退けて（皇太子乎退而）、次には皇太后の朝を傾け（皇太后朝乎傾）、鈴・印・契を取りて（鈴印契乎取而）、右大臣を召びて（召右大臣而）、天下に号令せしめむ、然る後に帝を廃けて（廃帝）、四王の中を簡びて（四王中乎簡而）、君と為むと謀りて……。　宣命、一九詔

令文に載せたるを（令文所載多流乎）跡として、令の随に長く遠く次次に賜はり往かむものそと、食封五千戸賜はくと勅ふ命を聞きたまへと宣ふ。　宣命、二詔

此の王は弱き時より朝夕と朕に従ひて、今に至るまで怠る事無く仕へ奉るを見れば（仕奉乎見波）、仁孝厚き王にありとなも神ながら知し食す。　宣命、五九詔

掛けまくも畏き天皇命の、汝の父藤原大臣の仕へ奉りける状をば（仕奉置流状乎婆）建内宿禰命の仕へ奉りける事と同じ事そと勅ひて、治め賜ひ慈び賜ひけり。　宣命、二詔

卿等の聞ひ来む政をば（政乎者）、かくや答へ賜はむ、かくや答へ賜はむと白し賜ひ、官にや治め賜はむと白し賜へば……。　宣命、六詔

右六例中、第五・六例の「状をば」「政をば」は、それぞれ下位の「勅ひて」「白し賜ひ」へ連続するのであるが、口語としては、「状に対しては」「政に対しては」ということが自然である。

㈡　作り出す対象を示す。

神伊佐奈伎伊佐奈美の命、妹妹二柱嫁継ぎ給ひて、国の八十国、嶋の八十嶋を生み給ひ（八十嶋乎生給比）、八百万の神等を生み給ひて（八百万神等乎生給比）……。　祝詞、鎮火祭

六月十七日に度会郡の等由気の宮の上に当りて、五色の瑞雲起ち覆ひてあり。此れに依りて彼の形を書き写して進ると奏せり（彼形乎書写以進奏利）。　宣命、四二詔

二　自動詞へ連続する用法

朕に救ひしく、天下の政事は慈を以て治めよ、また上は三宝の御法を隆えしめ、家を出でし道人を（出家道人乎）治めまつり……。　宣命、四五詔

一の㈡および二の「を」は、奈良時代の他の文献には多く見えるのであるが、祝詞・宣命には、きわめてまれである。

に

連用格

一　動作作用状態の時所を示す。

今年二月に（二月ホ）、御年初め賜はむとして……。　祝詞、祈年祭

去年の十一月に（十一月ホ）、威きかも、我が王、朕が子天皇の詔はく……。　宣命、三詔

皇御孫命の宇豆の幣帛を、朝日の豊逆登に（豊逆登ホ）称辞竟へ奉らくと宣ふ。　祝詞、祈年祭

朝日の豊栄登りに（豊栄登ホ）伊波比の返事の神賀の吉詞奏し賜はくと奏す。　祝詞、出雲国造神賀詞

「朝日の豊逆登に」は、朝日の花やかにさしさし登る時に」である。「豊」は盛の意、「逆」は「栄」の借字。「豊逆登に」は、時を示す。

天社国社と称辞竟へ奉る皇神等の前に（前ホ）白さく……。　祝詞、祈年祭

天皇が大命に坐せ、恐き鹿島に坐す（鹿島坐）健御賀豆智命、香取に坐す（香取坐）伊波比主命……、枚岡に坐す（枚岡坐）天之子八根命・比売神、四柱の皇神等の広前に（広前ホ）白さく……。　祝詞、春日祭

二　動作作用の出自を示す。

東の方武蔵国に（武蔵国ホ）自然に作成れる和銅出でたりと奏して献れり。　宣命、四詔

聞し食す食国の東の方、陸奥国の小田郡に（小田郡ホ）金出でたりと奏して進れり。　宣命、一三詔

口語「カラ」というに当たる。

三　動作作用の目標を示す。

天皇が朝廷に（朝廷ホ）、いかしやくはえの如く仕へ奉り、さかえしめ賜へと、称辞竟へ奉らくと白す。

祝詞、春日祭

みましの父と坐す天皇の、みましに賜ひし（美麻斯ホ賜志）天下の業と詔ふ大命を聞き食へ恐み、受け賜はり懼り坐す事を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、五詔

天つ日嗣高御座食国天下の業を、吾が子みまし王に（美麻斯王ホ）授け賜ひ譲り賜ふと詔ふ天皇が大命を、頂に受け賜はり恐み持ちて……。　宣命、五詔

今日行ひ賜ふ態を見そなはせば、天下の人に（天下人ホ）、君臣祖子の理を教へ賜ひ趣け賜ふとに有るらしとなも思ほしめす。　宣命、一〇詔

天皇が大命らまと、能登内親王に告げよと（能登内親王ホ告与止）詔ふ大命を宣ふ。　宣命、五八詔

天忍雲根神、天の浮雲に乗りて（天乃浮雲乎乗弖）天の二上に上り坐して（天乃二上仁上坐弖）神漏岐神漏美命の前に申せば……。　祝詞、中臣寿詞

四　動作作用の目的を示す。

皇神の辞教へ悟し奉りし処に、宮柱定め奉りて、此の皇神の前を称辞竟へ奉りに（称辞竟奉ホ）、皇御孫命の宇豆の幣帛を捧げ持たしめて、王臣等を使と為て、称辞竟へ奉らくと、皇神の前に白し賜ふ事を、神主祝部等諸聞き食へと宣ふ。　祝詞、竜田風神祭

出雲臣等が遠祖天穂比命を国体見に（国体見ホ）遣はしし時に、天の八重雲を押し別けて、天翔り国翔りて、返事申し給はく……。　祝詞、出雲国造神賀詞

天忍雲根神を天の二上に上せ奉りて、神漏岐神漏美命の前に受け給はり申しに（受賜波白申仁）「皇御孫尊の御膳都水は宇都志国の水に天都水を加へて奉らむと申せ」と事教へ給ひしに依りて……。　祝詞、中臣寿詞

陸奥国の荒びる蝦夷等を討ち治めに（討治ヵ）任け賜ひし紀古佐美朝臣等い、任け賜ひし元の謀には合ひ順はず、進み入るべき奥地も究め尽くさずして、軍を敗り粮を費して還り参る来つ。　宣命、六二詔

「――に」は、「――する目的で」「――するために」で、現代口語にも広く使われる。

五　状態を示す。

皇御孫命の御世を手長の御世と、堅磐に常磐に（堅磐ヵ常磐ヵ）斎ひ奉り……。　祝詞、祈年祭

皇神等の敷き坐す山山の口より、さくなだりに（狭久那多利ヵ）下し賜ふ水を甘き水と受けて……。

祝詞、広瀬大忌祭

高山の末、短山の末より、さくなだりに（佐久那太理ヵ）落ちたぎつ速川の瀬に……。　祝詞、六月晦大祓

「堅磐」は堅固な岩、「常磐」は、常に変わらぬ岩。ともに永久不変なさまにいう語。

「さくなだり」は、水の山から谷へ勢よく流れ落ちること。語源には諸説がある。

六　動作作用の結果を示す。

奥都御蔵を八束穂に（八束穂ヵ）皇神の成し幸はへ賜はば……。　祝詞、広瀬大忌祭

皇御孫命の朝御食夕御食の加牟加比に、長御食の遠御食と、赤丹の穂に（赤丹穂ヵ）聞し食すが故に……。

祝詞、祈年祭

皇御孫命の、遠御膳の長御膳と、赤丹の穂に（赤丹乃穂ヵ）聞し食す五穀物を始めて……。　祝詞、竜田風神祭

汝等も安らけくおだひに侍りて、由紀須伎二国の献れる黒き白きの御酒を赤丹のほに（赤丹乃保仁）たまへゐらぎ……。　宣命、三八詔

第一例「八束穂に成し」は、「成し」という動作の結果が「八束穂」である。

第二・三例は、「聞し食す」の結果が「赤丹の穂」である。「赤丹の穂になるほど」「赤丹の穂」は、竜顔の色が赤くうるわしく現われたことをいう。

第四例は、群臣が、顔色が赤く現われるほど御酒をいただいて、よろこび楽しみ……というのであり、やはり「たまへゐらぎ」の結果が「赤丹のほ」であると考えられる。

七　添加を示す。

御馬に（御馬ヵ）御鞍具へて、雑の幣帛奉りて……。　祝詞、竜田風神祭

一事物の上に、他の事物の加わるという意味である。

八　動作作用の基づく所を示す。

天下の公民の作れる物を、草の片葉に至るまで成したまはぬこと、一年二年に在らず、歳まねく傷へるが故に、百の物知人等の卜事に（卜事ヵ）出でむ神の御心は、此の神と白せと負ほせ賜ひき。　祝詞、竜田風神祭

九　受身作用、使役動作の対象を示す。

今の間は明かに浄き心を以て、人にもいざなはれず（人仁毛伊佐奈方礼須）、人をもともなはずして、おのもおのも貞かに明く、浄き心を以て仕へ奉れと詔ふ事を……。　宣命、三三詔

愚痴にある奴は、思ひわく事も無くして、人の不当礼無しと見咎むるをも知らずして、悪しき友に引率らるる（悪友ヵ所引率流）ものにあり。　宣命、三五詔

掛けまくも畏き二所の天皇が御命を、朕が頂に受け賜はりて、昼も夜も念ほし持ちてあれども、由無くして人に云ひ聞かしむる事（人ヵ云聞之事）得ず猶ありき。　宣命、四五詔

天下の公民の作りと作る物を、悪しき風荒き水に相はせ。賜はず（荒水ヵ不相賜）皇神の成し幸はへ賜はば……。

受身使役の助動詞を除いた動詞のみに対しては、「に」の上位体言は、事実上の主格となる。

第四例「相はせ」には、「せ」の仮名が欠けている。同じく竜田風神祭に、なお「天下の公民の作りと作る物を、悪しき風荒き水に相はせつつ（荒水尓相都都）においても同様であるが、祝詞講義・祝詞新講の訓に従う。

一〇　ある事がらを同趣の動作作用に重ね、その動作作用を強調する。

親王諸王諸臣百官人等を、己がむきむき在らしめず、邪意穢心無く、宮進めに進め、宮勤めに勤めしめて（宮進米尓進米、宮勤尓勤之来牟）、各過在らむをば、見直し聞直し坐して……。　祝詞、大殿祭

如此依さし奉りし国内に荒振る神等をば、神問はしに問はし賜ひ（神問志尓問志賜）神掃ひに掃ひ賜ひて（神掃掃賜比氐）……。　祝詞、六月晦大祓

天の八重雲を伊頭の千別きに千別きて（千別尓千別氐）天降し依さし奉りき。　祝詞、六月晦大祓

「に」の上位語は、動詞そのものではなく、連用形から転成した名詞である。「伊頭の」などの連体修飾句の連続する点から明らかである。

また、この「に」は、省略されることがある「神集へ集へ」「神議り議る」などの例がある。

「に」は「その上に」の意がもとである。動作作用の程度の強さを表わす。

と

連用格

一　ある特定の動作の内容を指示する。

ここに特定の動作というのは、「いふ」「思ふ」「知る」「聞く」「為」およびそれらの同意語である。

女と云はば（女止云波婆）等しみや我がかく云ふ。　宣命、七詔

「知る所も無く、怯く劣き押勝が、え仕へ奉るべき官にはあらず、恐し。」と申す。　宣命、二六詔

東の方武蔵国に、自然に作成れる和銅出でたりと奏して（出在止奏而）献れり。　宣命、四詔

黄金は人国より献ることは有れども、斯の地には無き物と念へるに（念都流仁）……。　宣命、一二詔

大命に坐せ宣はく、大保をばただに卿とのみは念はず（卿止能味波不念）、朕が父と、また藤原のいらつめをば、はとなも念ふ（婆婆止奈母念）。　宣命、二五詔

かく申すを皆人にしも、辞と申すに依りて此の官をば授け給はずと知らしむる事を得ず（此官乎婆授不給止令知流事不得）　宣命、二六詔

能登内親王（中略）此の月頃の間、身労らすと聞し食して（身労頂止聞食而）、いつしか病止みて参入りて朕が心も慰めまさむと、今日かあらむ明日かあらむと念ほしつつ待たひ賜ふ間に……。　宣命、五八詔

今年二月に、御年初め賜はむとして（初将賜登為而）、皇御孫命の宇豆の幣帛を、朝日の豊逆登に、称辞竟へ奉らくと宣ふ……。　祝詞、祈年祭

二　共同対立の相手を指示する。

仲麻呂が家の物計ふるに、書の中に、（船親王ガ）仲麻呂と通はしける（仲麻呂等通家流）謀の文有り。　宣命、三〇詔

丈部姉女（中略）厨真人厨女が許に竊かに往き来、きたなく悪しき奴どもと相結びて（岐多奈久悪奴止母止相結）謀りけらく……。　宣命、四三詔

大倭根子天皇の、天地と共に長く、日月と共に遠く（与天地共長、与日月共遠）改むまじき常典と立て賜ひ敷き賜へる法を受け賜はり坐して……。　宣命、三詔

三　動作作用の結果を指示する。

奈良麻呂、古麻呂等い、（中略）帝を廃けて、四王の中を簡びて君と為むと謀りて（為君卓止謀而）……。

宣命一九詔

四　比較の標準を指示する。

天皇命の、汝の父藤原大臣の仕へ奉りける状をば、建内宿禰命の仕へ奉りける事と同じ事ぞと（仕奉状事止同事叙止）救ひて、治め賜ひ慈び賜ひけり。　宣命、二詔

五　ある動詞の名詞法を状態語と指示して、これを同趣の動作作用に重ね、これを修飾する。

天下の公民の作りと作る物を（作作物乎）、成したまはず傷へる神等は、我が御心そと悟し奉れと宇気比賜ひき。

祝詞、竜田風神祭

天下の公民の作りと作る物は（作作物立）、五穀を始めて、草の片葉に至るまで、成し幸はへ奉らむと悟し奉りき。　祝詞、竜田風神祭

天下の公民の作りと作る物を（作作物乎）、成したまはず傷へる神等は、我が御心そと悟し奉れと宇気比賜ひき。

祝詞、竜田風神祭

天下の公民の作りと作る物を（作作物乎）、悪しき風、荒き水に相はせ賜はず、皇神の成し幸はへ賜はば……。

祝詞、竜田風神祭

右の「と」は、奈良時代としては珍しい用法である。前述の「千別きに千別き」などの「に」と対照をなすものであるが、「と」の場合は、被修飾の動詞が連体形で現われ、体言へ連続するのが普通である。意味から見ても、「と」は動作作用の関係する事物の総体を示す時に使われる。「作りと作る物」は、「作る物全部」ということになる。

六　「として」と同意の「と」

志貴島に大八島国知らしし皇御孫命の、遠御膳の長御膳と（長御膳止）赤丹の穂に聞し食す五穀物を始めて……。

祝詞、竜田風神祭

大倭日高見の国を安国と（安国止）定め奉りて、下津磐根に宮柱太敷き立て……。　祝詞、六月晦大祓

皇神等の敷き坐す山の口より狭久那多利に下し賜ふ水を甘き水と受けて（甘水登受而）、天下の公民の取作れる奥都御歳を悪しき風荒き水に相はせ賜はず、汝が命の成し幸はへ賜はば……。　祝詞、広瀬大忌祭

伊豆の真屋に麤草を伊豆の席と苅り敷きて（伊豆能席登苅敷支矢）、伊都閉黒益し……。　祝詞、出雲国造神賀詞

同じく「として」の意ながら、「と」の上位語が人物を表わす名詞である場合は、その人物の資格を指示する。

聖の君と坐して（聖君止坐而）、賢臣供へ奉り、天下平らけく、百姓安らけくしてし、天地の大瑞は顕はれ来となも、神ながら念ほしめさくと詔ふ命を……。　宣命、六詔

ある人は、淡路に侍り坐す人を率て来て、さらに帝と立てて（帝止立天）、天下を治めしめむと念ひてある人もあるらしとなも念ふ。　宣命、三三詔

上と居ます太政大臣禅師の、理の如く勧め行はしめ、教へ導き賜ふに依りてし、如此奇しく尊き験は顕はし賜へり。　宣命、四一詔

とて

連用格

「とて」は、もと前述の「と」の一と接続助詞との結合であるが、現象的には一語の意識で慣用される。奈良時代

に現われることはまれであり、祝詞に一例見える。

七日には足らずて隠り坐す事奇しとて（奇止氐）見そなはす時に、火を生み給ひて、御保止を焼かえ坐しき。

祝詞、鎮火祭

「とて」は、「と思ひて」の意。平安時代から多用されるようになった。

として

連用格

この「と」は格助詞「と」の一、「し」はもとさ行変格活用の動詞「す」の連用形、「て」は接続助詞。結合して一助詞として用いられる。「とありて」とほぼ同義。

先に奈良麻呂等が謀反の事起してありし時には、仲麻呂い、忠臣として侍りつ（忠臣止之天侍都）。宣命、三四詔

朕は、仏の御弟子として（仏能御弟子等之天）菩薩の戒を受け賜はりてあり。宣命、三八詔

由紀須伎二国守等に命はく、汝たちは貞かに明き心を以て、朝庭の護として（護等之天）関に供へ奉ればこそ（中略）大嘗の政事を取以ちて供へ奉るらしと念はしめしてなも、位冠賜はくと宣ふ。宣命、三七詔

これらは、資格あるいは職能を指示する。

ゆり　ゆ　より

連用格

（ゆり）

動作の起発点を示す。口語「から」に当たる。

皇朕、高御座に坐し初めしゆり（坐初由利）今年に至るまで六年になりぬ。宣命、七詔

大鷦鷯天皇、（中略）伊波乃比売命皇后と御相ひ坐して、食国天下の政治め賜ひ行ひ賜ひけり。今めづらかに新しき政にはあらず、本ゆり（本由利）行ひ来し迹事そと詔ふ敕を聞きたまへと宣ふ。宣命、七詔

（ゆ）

「ゆ」は「ゆり」の略体で、やはり動作の起発点を示す。

高天原ゆ（高天原由）天降り坐して天皇が御世を治めて、この天高御座に坐して天地八方を治め賜ひ調へ賜ふ事は……。宣命、六詔

（より）

一　動作作用の起発点を示す。

皇神等の敷き坐す山山の口より（山山乃自口）さくなだりに下し賜ふ水を甘き水と受けて……。

祝詞、広瀬大忌祭

天皇の御命に坐せ、今木より（今木与利）仕へ奉り来れる皇太御神の広前に白し給はく……。祝詞、平野祭

高天原より（高天原与利）天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまでに、天皇が御世御世天つ日嗣高御座に坐して……。宣命、四詔

また敕はく、神たちをば三室より離けて（三室与利離天）触れぬ物そとなも人の念ひて在り。宣命、三八詔

悔しかも、惜しかも。今日よりは（自今日者）、大臣の奏し政は聞し看さずやならむ、明日よりは（自明日者）、大臣の仕へ奉りし儀は看そなはさずやならむ。宣命、五一詔

今汝等二人を唐国に遣はすことは、今始めて遣はすものにはあらず、本より（本与利）朝の使其の国に遣はし、其の国より進し渡しけり。　宣命、五六詔

二　比較の標準を示す。

此のたび賜ふ位冠は、常よりは（常与利方）異にあり。　宣命、三二詔

今示現れ賜へる如来の尊き大御舎利は、常見奉るよりは（常奉見余利波）大御色も光り照りて甚美はしく、大御形も円満ひて……。　宣命、四一詔

三　移行的動作の経由する地点地域を示す。

陸より（自陸）往く道は、荷の緒縛ひ堅めて、磐根木根履みさくみて、馬の爪の至り留まる限、長道間無く立ちつづけて……。　祝詞、祈年祭

朝には御門を開き奉り、夕には御門を閉て奉りて、疎ぶる物の、下より往かば（自下往者）下を守り、上より往かば（自上往者）上を守り、夜の守日の守に守り奉るが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣ふ。　祝詞、祈年祭

「陸より」は、「陸地を経て」である。

「下より」「上より」は、「地上を通って」「空を経て」である。

四　動作作用の基づく所を示す。

黄金は人国より（人国用理）献ることは有れども、斯の地には無き物と念へるに……。　宣命、一二詔

伊予国より（伊予国与利）白き祥の鹿を献奉りてあれば、うれしよろこばしとなも見る。　宣命、四六詔

今汝等二人を唐国に遣はすことは、今始めて遣はすものにはあらず、本より朝の使其の国に遣はし、其の国より（其国与利）進し渡しけり。　宣命、五六詔

この「より」は、起発点を示すものから発展した用法である。したがって、口語では、やはり「カラ」という。しかし、これを区別するのは、右の場合は、その連続する動詞に対して、上位の名詞が事実上の主格に立つのである。平安時代以後も使われる。

して

連用格

「して」は、もと、さ行変格活用の動詞「す」の連用形「し」に助詞「て」を添えた形態で、それが体言に添い、格助詞として用いられるもの。「す」は元来さまざまの意味の動詞に代用され、したがって「す」そのものの意味ははなはだ漠然としており、場合により、具体的な意味は同一ではない。

太政の始めは、人の心未だ定まらずありしかば、吾子して（吾子為弖）皇太子と定めて、先づ君の位に昇げ奉り畢へて、諸の意静まり了てなむ後に、傍の上をば宣はむとしてなも、抑へてありつる。　宣命、二五詔

今の帝として侍る人を此の年ごろ見るに、其の位にも堪へず。是のみにあらず、今聞くに、仲麻呂と心を同じくして、（中略）六千の兵を発しととのひ、又七人のみして（七人乃味之天）闕に入れむとも謀りけり。　宣命、二九詔

「吾子して」は「吾子に命じて」。いいつける意味である。「七人のみして」は「七人だけに命じて」。

をして

連用格

精兵をして（精兵乎之天）押し排きて壊り乱りて、罰ち滅ぼさむと云ひけり。　宣命、二九詔

「精兵を使って」「精兵に命令して」である。

「をして」は、漢文訓読の用語であるが、奈良時代としては、珍らしい用例である。

にして

連用格

動作作用の場所を示す。口語「において」「で」。

真枚は、日上の湊にして（日上乃湊之曰）弱る軍を扶け拯へる労に縁りてなも、冠を取る罪は免し賜ひて、官をのみ解き賜ひ……。　宣命、六二詔

原文「湊之曰」は、続日本紀・詔詞解ともに同じ。「湊」を「ミナトニ」と訓じているに従う。

を以て

連用格

「以て」は、「モチテ」「モテ」と訓ずる。

「を以て」の用法に二種ある。㈠「心を以て」「慈を以て」「口を以て」、㈡「是を以て」である。

㈠は動作の手段方法を示し、㈡は理由を示す。

一　動作の手段方法を示す。

国法を過ち犯す事無く、明き浄き直き誠の心を以て（心以而）緩び怠る事無く務め結りて仕へ奉れ……。

宣命、一詔

今も又朕が卿として、明き浄き心を以て（以明浄心而）朕を助け奉り仕へ奉る事の重しき労しき事を念ほし坐す御意坐すに依りて……。　宣命、二詔

親王等を始めて王臣汝等、清き明き正しき直き心を以て（心以）皇朝をあなたひ扶け奉りて……。　宣命、五詔

君臣の理に従ひて、貞しく浄き心を以て（心乎以天）、助け侍へ奉らむし、帝とあることは得むと敕ひき。

宣命、二九詔

清麻呂等と相謀りけむ人ありとは知しめしてあれども、君は慈を以て（慈乎以曰）天下の政は行ひ給ふものにいませばなも慈び愍み給ひて、免し給ふ。　宣命、四四詔

天下の政事は慈を以て（慈乎以天）治めよ。　宣命、四五詔

我は能くつよく謀りて、必ず得てむと念ひて、種種に願ひ禱れども、猶諸聖、天神地祇の御霊の免し給はず、授け給はぬものにあれば、自然に人も申し顕はし、己が口を以ても（口乎以天毛）云ひつつ、変りて身を滅ぼし、災を蒙りて、終に罪を己も人も同じく致しつ。　宣命、四五詔

「を以て」は、宣命において、「心を以て」二十一例、「慈を以て」二例、「口を以て」一例ある。

右の「を以て」は、漢文訓読語で、「にて」の意味の一つに通じ、口語「デ」に相当する。もと「を用いて」の義である。

原文の表記法は、まちまちである。

二　理由を示す。

掛けまくも畏き天皇命の、汝の父藤原大臣の仕へ奉りける状をば、建内宿禰命の仕へ奉りける事と同じ事ぞと敕

ひて、治め賜ひ慈び賜ひけり。是を以て（是以）令文に載せたるを跡として、令の随に長く遠く、今を始めて次次に賜はり往かむものぞと、食封五千戸賜はくと敲ふ命を聞きたまへと宣ふ。　宣命、二詔

此の物は、天に坐す神、地に坐す祇の和うづなひ奉り、福はへ奉る事に依りて、顕しく出でたる宝にあるらしと、神ながら念ほしめす。是を以て（是以）天地の神の顕はし奉れる瑞宝に依りて、御世の年号改め賜ひ換へ賜はくと詔ふ命を衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、四詔

なも、年長く日多く此の座に坐せば、荷重く力弱くして負荷堪へず。しかのみにあらず、掛けまくも畏き朕がはは皇太后の朝にも、人の子の理にえ定省らねば、朕が情も日夜安からず。是を以て（是以）此の位避りて、間の人にありてし、理の如、ははには仕へ奉るべしと念ほして……。　宣命、二三詔

其れ、高御座天之日嗣の座は、吾一人の私の座に非ずとなも思ほしめす。故是を以て（是以）天之日嗣と定め賜ひ儲け賜へる皇太子の位に、謀反大逆の人の子を治め賜へれば、卿等百官人等天下の百姓の念へらまくも恥しかたじけなし。　宣命、五四詔

天津日嗣受け賜はれる事をさへ欲び奉出せれば、辱み畏しみなも聞しめす。故是を以て（是以）今も今も遠長く、平らけく恵び賜ひ安め賜はむと、彼の国の王には語らへと詔ふ天皇が大命を聞き食へと宣ふ。　宣命、五七詔

「是を以て」は、宣命に二十一例あるが、すべて「是以」の表記法に統一されている。やはり漢文訓読語で、「是の故に」の義である。

口語「それゆえ」「そんなわけだから」。

最後の二例「故是を以て」は、「そこで、かようなわけだから」（続日本紀宣命講）

「是を以て」は、一つの慣用句をなすもののように思われるから、この構造を接続句と見てよいと考える。

なお、「を以て」を「を持ちて」（心平持是）の如く表記される例がある。

其の父と侍る大臣の皇が朝をあななひ奉り輔け奉りて、頂き恐み供へ奉りつつ、夜半暁時と休息ふこと無く、浄き明き心を持ちて（心平持是）ははとひ供へ奉るを見し賜へば、其の人のうむがしき事、欺しき事を遂にえ忘れじ。　宣命、七詔

人人好からざる謀を懐ひて、天下をも乱り、己が氏門をも滅ぼす人等まねくあり。若し如此あらむ人をば、己が教へ正し訓へ直して、各各己が祖の門滅ぼさず、弥高に仕へ奉り、弥継に継がむと思ひ慎しみて、清き直き心を持ちて（心平持是）仕へ奉るべしとなも念ほす。　宣命、五九詔

「を持ちて」は「を以て」と同じ意識で使われたものであろう。

並列助詞

と

「と」はもと格助詞で、機能転化によって並列助詞となったものである。体言、体言に準ずる語を受け、指示する意味をもって、同趣の体言、体言に準ずる語を並列する。

上下を斉へ和らげて、動きなく静かにあらしむるには、礼と楽と（礼等楽等）二つ並べてし、平らけく長くあるべしと神ながらも思ほし坐して、此の舞を始め賜ひ造り賜ひきと聞き食へて……。　宣命、九詔

王たちと藤原朝臣等とは（王名知止藤原朝臣等止方）、朕が親にあるが故に、黒き白きの御酒賜ひ、御手物賜はくと宣ふ。　宣命、三九詔

「と」によって並列される部分は、一つの連句を構成し、あたかも一体言相当の構造となり、その構造において、一職能を表わすのである。

第一例、「礼と楽と」――連用修飾句

第二例、「王たちと藤原朝臣とは」――主句

接続助詞

ば

「ば」は、その承接方法から、活用語の未然形を受けるものと、已然形を受けるものとに区別される。

一　未然形を受ける「ば」

これは、仮定を表わし、意味上順当な後件へ接続する。順接仮定法という。

誰(いづれ)の神を先づ遣はさば（先遣波）、水穂国の荒振る神等を神攘ひ攘ひ平(むけ)むと、神議り議り給ふ時に……。

祝詞、遷却崇神

天皇が大命を頂に受け賜はり恐み持ちて、辞び啓さば（辞啓者）天皇が大命恐く、賜はり仕へ奉らば（被賜仕奉者）、拙く劣くて知る所無し。　宣命、五詔

女と云はば（女止云波婆）等しみや我がかく云ふ。　宣命、七詔

吾がかく申さず成りなば（不申成奈波）、敢へて申す人はあらじ。　宣命、二五詔

己が心に念ひ求むる事をし成し給ひてば（成給天波）、尊霊の子孫の遠く流してあるをば、京都(みやこ)に召し上げて臣と

成さむと云へり。　宣命、三四詔

二　已然形を受ける「ば」

この「ば」は、一般的既定条件、動作作用の起る特定の「場合」、および理由を示し、意味上、順当な後件へ接続する。これらを総称して、順接已然法という。

㈠　一般的既定条件

上無き仏の御法は、至誠心を以て拝(をろが)み尊び献れば（拝尊献礼波）、必ず異に奇(あや)しき験をあらはし授け賜ふものにいましけり。　宣命、四一詔

至誠心を以て拝み尊び献ると、イツデモ必ず験をあらわし授け賜うものであられるモノダ。簡単にいえば「――スルト、ソウナルモノダ」

㈡　動作作用の起る特定の「場合」

卿等の問ひ来む政をば、かくや答へ賜はむ、かくや答へ賜はむと白し賜ひ、官にや治め賜はむと白し賜へば（白賜倍婆）、教へ賜ひ、おもぶけ賜ひ、答へ賜ひ。　宣命、六詔

吉備朝臣は朕が太子と坐しし時より、師として教へ悟しける多(あまた)の年歴ぬ。今は身も敢へずあるらむものを、夜昼退らずして護り助け仕へ奉り侍るを見れば（護助奉侍遠見礼波）、かたじけなみなも念ほす。　宣命、四一詔

「――するトその場合」という心である。

㈠㈡ともに、「ば」は口語「ト」に当たる点は同じである。

㈢　理由を示す。

去にし辰年、河内国大県郡の智識寺に坐す盧舎那仏を礼み奉りて、則ち朕も造り奉らむと思へども得為さざりし

間に、大神の救はく、神我天神地祇を率ゐいざなひて必ず成し奉らむ。銅の湯を水と成し、我が身を草木土に交へて、障る事無くなさむと救り賜ひながら成りぬれば（成奴礼波）、歓しみ貴みなも念ひ食ふる。　宣命、一五詔

比来太皇太后の御命以て朕に語らひ宣はく、太政の始は、人の心未だ定まらずありしかば（未定在可波）、吾子して皇太子と定めて、先づ君の位に昇げ奉り畢へて、諸の意静まり了てなむ後に、傍の上をば宣はむとしてなも、抑へてありつる。　宣命、一二詔

口語「ノデ」に当たる。

とも

動詞・同型活用の助動詞の終止形、および形容詞の連用形を受ける。仮定を表わし、意味の背反する後件へ接続する。反接仮定法である。

如此宣ふ大命に従はずあらむ人は、朕一人極めて慈び賜ふとも（慈賜止母）国法已む事を得ず成りなむ。

宣命、一六詔

天下は朕が子いましに授け給ふ。事をし云はば、王を奴と成すとも（王乎奴止成止毛）奴を王と云ふとも（奴乎王止云止毛）汝の為むままに、仮令後に帝と立ちてある人い、立の後に汝のために礼無くして従はず、なめくあらむ人をば、帝位に置くことは得ざれ。　宣命、一九詔

此の帝の位との云ふものは、天の授け給はぬ人に授けては、保つことも得ず、亦変りて身も滅びぬるものそ。朕が立ててある人と云ふとも（朕乎立天在人止云止毛）、汝が心に能からずと知り、目に見てむ人をば改へて立てむ事は、心のままにませよと命ひき。　宣命、四五詔

東人は常に云はく、額には箭は立つとも（箭波立止毛）背は箭は立たじと云ひて、君を一つ心を以て護るものそ。

宣命、四五詔

口語「テモ」。「と仮定しても」の意。

形容詞に「とも」の添う例は見当たらない。めずらしい事であるが、奈良時代でも、他の文献には見える。

山川を中にへなりて遠くとも（等保久登母）心を近くおもほせわぎも　万十五、三七六四

ど　ども

活用語の已然形を受ける。一般的既定条件、特定の「場合」を示して、意味上背反する後件へ接続する。反接已然法である。

㈠　一般的既定条件

先の賢人云ひてあらく、体は灰と共に地に埋もりぬれど（地仁埋利奴礼止）、名は煙と共に天に昇ると云へり。

宣命、四五詔

人は奏さずあれども（人方不奏在等毛）、心の中悪しく垢く濁りてある人は、必ず天地現し示し給ひつるものそ。

宣命、四四詔

天高けども（天高止毛）、卑きに聴くものそ。　宣命、五九詔

第三例「高けども」の「高け」は特殊形容詞で無活用であるが、「ども」の添う点から、已然形相当の語形と見なす。

口語「テモ」。「――テモそういうものだ」という意。

(二)　特定の「場合」

御命に坐せ、宣はく、大保をばただに卿とのみは念はず、朕が父と、また藤原のいらつめをば、ははとなも念ふ。是を以て治め賜はむと救へど(救倍止)、遍重ねて辞び申すに依りて……。　宣命、二九詔

聖の天皇朝、太政大臣として仕へ奉れと救へれど(救部礼止)、数数辞び申したぶに依りて、受け賜はりたばず成りにし事も悔しと念ふが故に……。　宣命、二六詔

此を物知人等の卜事に出でむ神の御心は、此の神と白せと負ほせ賜ひき。此を物知人等の卜事を以てトへども(卜止毛)出づる神の御心も無しと白すと聞し看して、皇御孫命の詔りたまはく……。　祝詞、竜田風神祭

八十日日は在れども(在止毛)、今日の生日の足日に、出雲国の国造姓名、恐み恐みも申し賜はく……。

祝詞、出雲国造神賀詞

遍重ねて辞び申すに依りて、黙あらむとすれども(為礼止毛)止む事得ず。　宣命、二五詔

止む事得ずして、恐けれども(恐家礼登毛)御冠献る事を、恐み恐みも申し賜はくと申す。　宣命、一五詔

「ど」「ども」は、口語「ケレドモ」。「――ケレドモその場合」という意。

最後の例「恐けれども」は、「ども」がく活用形容詞の已然形を受けた例であるが、奈良時代としては、珍しい例である。

て　も

動詞・形容詞の連用形を受け、「とも」あるいは「ども」と同じ意を示す。

天の授けざる所を得てある人は、受けても(受天毛)全く坐すものにもあらず、後に壊れぬ。　宣命、三一詔

法に勘ふるに、足島も罪あるべし。然るを、年を度り月を経ても(経月毛)、臣ながら自ら首はし申せらくを、

勧め賜ひ、冠位上げ賜ひ……。　宣命、五三詔

第一・二例ともに「ども」の意に用いてある。第一例は一般的既定条件、第二例は特定の「場合」を示す。

「でも」は、奈良時代にはまれである。

を　に

活用語の連体形を受け、内容上種々の関係に立つ前後件を接続する。

(を)

前件の意味を受けて、これを背反的意味の後件へ接続する。

皇御孫命の詔りたまはく、神等をば天社国社と忘るる事無く、遺つる事無く、称辞竟へ奉ると思ほし行はすを(行波須乎)、誰の神そ、天下の公民の作りと作る物を成したまはず傷へる神等は、我が御心そと悟し奉れと宇気比賜ひき。　祝詞、竜田風神祭

伊佐奈美命(中略)火を生み給ひて、御保止を焼かえ坐しき。如是る時に、「吾が名妹の命の吾を見給ふなと申すを(申乎)吾を見あはたし給ひつ」と申し給ひて……。　祝詞、鎮火祭

汝等を皇朝は、ここだく高く治め賜ふを(治賜乎)、何を怨めしき所としてか然かせむ。有らじかとなも念ほしめず。　宣命、一八詔

生みの子の八十つぎにし仕へ奉り報ゆべくあるらしと、夜昼恐まり侍るを(恐利侍乎)、いや益す益すに朕が私の父母、はらからに至るまでに、あるべき状の任と、上げ賜ひ治め賜ふ事甚恐し。　宣命、二五詔

天下の政は、君の救に在るを（在乎）、己が心のひきひき、太子を立てむと念ひて、功を欲するものにはあらず。
宣命、三三詔

口語「ノニ」というに当たる。平安時代になると、なお別の用法をも生ずるが、奈良時代としては、右のような用法である。

（に）

㈠　後件の意味に対して理由となる前件の意味を受けて、後件へ接続する。

かく賜へる時に、みまし親王の齢の弱きに（齢乃弱尓）、荷重きは堪へじかと念ほし坐して、皇祖母と坐しし掛けまくも畏き我が皇天皇に授け奉りき。　宣命、五詔

藤原朝臣麻呂等い、図負へる亀一頭献らくと奏し賜ふに奏賜尓）、聞しめし驚き賜ひ怪しみ賜ひ、見そなはし歓び賜ひ嘉で賜ひて思はしめさくは……。　宣命、六詔

口語「ノデ」で接続する。

㈡　後件の事実の起る時・場合を示す前件の意味を受けて、後件へ接続する。

此に由りて勘へ問ひ賜ふに（問賜尓）、事毎に実と申して皆罪に伏しぬ。是を以て法を勘ふるに（勘法尓）皆死罪に当れり。如此あれども、慈び賜ふとして、一等軽め賜ひて、姓名易へて遠く流す罪に治め賜ひつ。
宣命、一九詔

此の禅師の昼夜朝廷を護り仕へ奉るを見るに（見流尓）、先祖の大臣として仕へ奉りし位名を継がむと念ひて在る人なりと云ひて、退け賜へと奏ししかども……。　宣命、二八詔

昨日の冬至の日に、天雨りて、地も潤ひ、万物も萌みもえ始めて、好くあらむと念ふに（念七）、伊予国より白き祥の鹿を献奉りてあれば、うれしよろこばしとなも見る。　宣命、四六詔

口語「――トその時」の心で接続する。

㈢　前件の意味を受けて、これを背反的意味の後件へ接続する。

此の大倭の国は、天地の開闢より以来に、黄金は人国より献ることは有れども、斯の地には無き物と念へるに（念部流七）、聞し看す食国の中の東の方、陸奥国小田郡に黄金出でたりと奏して献れり。　宣命、一二詔

「念へるに」は、思っているノニ。

て

「て」は活用語の連用形を受ける。もと助動詞「つ」の連用形から転成した助詞であるが、助動詞「て」と異なり、動詞、同型助動詞のみならず、形容詞その他の語をも受ける。

「て」は、それ自身の本来の意味としては、動作作用の完了実現を、あるいは現在存続の状態を表わすのであるが、接続助詞の用法としては、やはり前後件の内容に関係する。

㈠　完了実現した事実を原因理由として後件へ接続する。

伊佐奈美の命（中略）麻奈弟子に火結神を生み給ひて（生給氐）、美保止焼かえて（被焼氐）石隠り坐して……。
祝詞、鎮火祭

昨日の冬至の日に、天雨りて（天雨天）地も潤ひ、万物も萌みもえ始めて（萌毛延始天）好くあらむと念ふに……。　宣命、四六詔

口語「そのタメニ」「それニヨッテ」で、接続する。

(二)　実現した事実を背反的意味の後件へ接続する。

臣たちの子等、男は仕へ奉る状に随ひて種種治め賜ひつれども、女は治め賜はず。是を以て念はせば、男のみ父の名負ひて（父名負氐）、女はいはれぬものにあれや。立ち双び仕へ奉るし理なりとなも念ほす。　宣命、一三詔

口語「それにカカワラズ」の心で接続する。

(三)　完了した事実を示して、爾後の事実を示す後件へ接続する。

伊佐奈美の命（中略）美保止焼かえて石隠り坐して（石隠坐氐）、「夜は七夜、昼は七日吾をな見給ひそ、吾が奈妖の命」と申し給ひき。　祝詞、鎮火祭

去にし辰年、河内国大県郡の智識寺に坐す盧舎那仏を礼み奉りて（礼奉天）、即ち朕も造り奉らむと思へども得為さざりし間に……。　宣命、一五詔

口語「ソノノチ」「ソレカラ」の心で接続する。

(四)　動作作用の完了を順序に従って接続する。

皇太御神の乞はし給ひの任に、此の所の底津石根に宮柱広敷き立て、高天原に千木高知りて（高知氐）、天の御蔭日の御蔭と定め奉りて（定奉氐）、神主に神祇某官位姓名を定めて（姓名定氐）、進る神財は御弓、御太刀、御鏡、鈴、衣笠、御馬を引き並べて（引並氐）、御衣は明多閉・照多閉・和多閉・荒多閉に備へ奉りて（備奉利氐）、四方の国の進れる御調の荷前を取り並べて（取並氐）……。　祝詞、平野祭

この「て」を省略して、動詞の中止法として考えてもよい所である。

(五)　動作作用の完了を示して、「あり」「坐す」などに接続し、存続の状態を表わす。

六月十六日の申の時に、東南の角に当りて、甚奇しく異に麗はしき雲、七色相交りて立ち登りてあり（立登天在）

帝の位と云ふものは、天の授け給はぬ人に授けては、保つことも得ず、亦変りて身も滅びぬるものそ。朕が立てて（朕我立天在人）ある人と云ふとも、汝が心に能からずと知り、目に見てむ人をば改へて立てむ事は心のままにませよと命ひき。　宣命、四五詔

二所の天皇が御命を、朕が頂に受け賜はりて、昼も夜も念ほし持ちてあれども（念持天在乍毛）、由無くして人に云ひ聞かしむる事得ず猶ありき。　宣命、四五詔

如是治め賜ひ慈び賜ひ来る天つ日嗣の業と、今皇朕が御世に当りて坐せば（当面坐者）、天地の心を労しみ、重しみ、辱み、恐み坐すに……。　宣命、四詔

吉祥天の悔過を仕へしめ奉るに、諸の大法師等が理の如く勤めて坐さひ（勤天坐佐比）又諸の臣等の天下の政事を理に合へて仕へ奉るに依りてし……。　宣命、四二詔

「てあり」は、口語「テいる」。「て坐す」は「てあり」の尊敬体で、「テおられる」「テいらっしゃる」。

(六)　完了した事実を結果として、その原因理由である後件へ接続する。

この例は、祝詞・宣命には現われないが、奈良時代には万葉集などに見える。

ますらをと思へるわれもしきたへの衣の袖はとほりてぬれぬ（通而沾奴）　万二、一三五

水無月の地さへ割けて（地副割而）照る日にもわが袖乾めや君にあはずして　万十、一九九五

「とほりてぬれぬ」――「ぬれぬ」は原因、「とほりて」はその結果として現われた事実である。

「割けて照る」――「照る」は原因、「割けて」は、結果である。

口語では「とおるほどにぬれた」「地面まで割けるほど照る」という心持である。

して

形容詞、同型活用の助動詞の連用形、また助動詞「ず」の連用形を受け、「て」とほぼ同じ意味で後件へ接続する。形容動詞を受けることは、奈良時代に見えない。

慈びの政は行ふに安くして（安為豆）、此の事は天下の難事にあれば、狂れ迷へる頑なる奴の心をば慈び悟し正し賜ふべきものなりと念ほし看せばなも、如此宣ふ。　宣命、一六詔

大臣明日は参出来仕へむと待たひ賜ふ間に、休息安まりて参出ます事は無くして（無之岐）、天皇が朝をおきて罷退りますと聞し看しておもほさく……。　宣命、五一詔

朕寡く薄くして（寡薄）、宝位を受け賜はりて年久しく重なりぬ。　宣命、五九詔

子は祖の心なすいし、子にはあるべし。此の心失はずして（不失自氏）、明き浄き心を以て仕へ奉れとしてなも、男女并せて一二治め賜ふ。　宣命、一三詔

其人は天地のうべなみゆるして授け賜へる人にもあらず。何を以てか知るとならば、志愚かに心善からずして（心不善之天）、天下を治むるに足らず。　宣命、三三詔

是の位を授けまつらむと申さば、必ず敢へじいなと宣りたばむと念はしてなも、申さずして（不申之天）是の太政大臣禅師の御位授けまつると救ふ御命を……。　宣命、三八詔

此の寺を犯し穢し動かさむ人は、災被り後嗣絶えむと宣へる大命を、天地動きて応へにけるものを、をちなき奴覚らずして（不覚シテ）、此の大御願を動かし過てる事恐くあるが故に……。　宣命、逸文一

宣命には、形容詞および助動詞「ず」を受ける例のみである。

「して」は、もと「ありて」の意であるが、形式語化しているために、「して」を一語の接続助詞と認める。

つつ

動詞、同型助動詞の連用形を受け、動作作用の継続反復を示して、後件に接続する。

其の父と侍る大臣の、皇が朝をあなないひ奉り傾け奉りて、頂き恐み供へ奉りつつ（供奉乍）、夜半暁時と休息ふことと無く、浄き明き心を持ちて波波刀比供へ奉るを見し賜へば、其の人のうむがしき事歎しき事を、遂に忘れじ。　宣命、七詔

朕は金少けむと念ほし憂ひつつ在るに（憂都都在尓）、三宝の勝れて神しき大御言の験を蒙り、（中略）天皇の御霊たちの恵び賜ひ撫で賜ふ事に依りて、顕はし示し給ふ物ならしと念ほし召せば……。　宣命、一三詔

丈部姉女（中略）廚真人厨女が許に竊かに往きつつ（往乍）、きたなく悪しき奴どもと相結びて謀りけらく……。　宣命、四三詔

如此の時に当りつつ（当都都）、人人好からざる謀を懐ひて、天下をも乱り、己が氏門をも滅ぼす人等まねくあり。　宣命、五九詔

第一・二例は継続、第三例は反復、第四例は「て」に近い。

「供へ奉りつつ」お仕え申しつづけて。絶えずお仕え申しあげて。

「往きつつ」――往くことを繰り返して。たびたび往って。

「当りつつ」――当たって

ながら

「ながら」には、動詞の連用形を受けるものと、その他の受け方のものとがある。すべて同語源であるが、今、前

者を接続助詞と認める。

大唐に使遣はさむと為るに、船居無きに依りて、播磨国より船乗為て、使は遣はさむと念ほし行す間に、皇神の命以て、船居は吾作らむと教へ悟し給ひき。教へ悟し給ひながら（教悟給比那我良）船居作り給へれば、悦び嘉しみ、礼代の幣帛を官位姓名に捧げ持たしめて、進奉らくと申す。　祝詞、遣唐使時奉幣

今年の六月十五日に詔命は受け賜ふと白しながら（白奈賀羅）、此の重位に継ぎ坐す事をなも、天地の心を労しみ重しみ畏み坐さくと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、三詔

大神の教はく、神我天神地祇を率ゐいざなひて必ず成し奉らむ。事立つにあらず、銅の湯を水と成し、我が身を草木土に交へて、障る事無くなさむと教り賜ひながら（教賜奈我良）成りぬれば、欲しみ貴みなも念ひ食ふる。

宣命、一五詔

朕が大臣の仕へ奉る状も、労しみ重しみ、太政大臣の位に上げ賜ひ授け賜ふ時に、固く辞び申して受け賜はらず成りにき。然る後も賜はむと思ほし坐しながら（思富之坐之奈何良）、太政大臣の位に上げ賜ひ治め賜はくと詔ふ大命を宣ふ。　宣命、五二詔

「ながら」の語源は「のから」であるといわれる。「随」の文字を「ナガラ」と訓ずる例もあるように、奈良時代には、「ソノママ」の意として用いられる。転じては「ソノトオリ」の心持になる。平安時代になると、「ナガラモ」「モノノ」の意としても用いられる。

添意助詞

副助詞

だに

「だに」は、その意味用法から、二種に区別することができる。

第一種の「だに」

これは、ある一事物を特提して、他は一切不問に付するという意を示す。

此の寺を犯し穢し動かさむ人は、災被り後嗣絶えむと宣へる大命を、天地動きて応へにけるものを、をちなき奴覚らずして、災の大御願を動かし過てる事恐くあるが故に、今聞き給ふる時だにも（聞給時タニモ）、又此の辞に縁りて、過ぎにし方々の過は排ひ去りて、三宝の大き慈蒙りて聖の天皇が朝庭の大御願の沢被りて、天下平らけく国家安らけくあらまく欲すと、誓ひ願ひて仕へ奉る事を、恐みも白し賜はくと白す。　宣命、逸文一

天平勝宝九歳三月二十日に、天の賜へる大きなる瑞を頂に受け賜はり、貴み恐み、親王等王等臣等百官人等、天下の公民等、皆に受け賜はり貴ぶべきものにあれども、今の間は、仕へ奉る政の趣異しまにあるに、他しき事交へば恐み、供へ奉る政畢へて後に、趣は宣はむ。かくだにも（加久太爾母）宣り賜はねば、汝等いぶかしみおぼほしみ念はむかとなも念ほすと宣ふ大命を、諸聞き食へと宣ふ。　宣命、逸文二

宣命には、右の二例のみ、祝詞には使われない。

万葉集では、「太爾」「多爾」「谷」「弾」等の表音文字のみが用いられ、表意文字は一例も見当たらないが、安斎随筆十二に、「だにト云フハただにト云フヲ略シタルナリ。唯ノ字等ナリ」と見え、黒沢翁満の言霊のしるべにも、「だには直のたを略けるに、にの字の添たるなりと云り」とある。口語の「セメテーダケデモ」「セメテーナリト」に相当する。ここは「せめてこの位のことでも仰せくださらないと云々」というのである。

奈良時代平安時代を通じて用いられた。

第二種の「だに」は、第一種の「だに」の派生的用法で、一事物を提出して、他の重要な事物を類推させる意を示す。

朝には　門に出で立ち　夕には谷を見渡し　恋ふれども　一声だにも（比等已恵太尓母）いまだ聞えず
万十九、四二〇九

口語「サエ」「サエモ」などに当たる。

なお「だに」については、拙著日本語法史奈良平安時代編に詳説した。

さへ

一事物の上に、さらに他の事物の添加する意を示す。万葉集では、「左倍」「佐倍」「佐閇」「佐敞」「障」「塞」等のほかに、「共」「并」「兼」「副」等の表意文字を用いている。これらの表意文字の示すように、口語の「ソノウエーマデモ」というに当たる。

天津日嗣受け賜はれる事をさへ（事乎左閇）畏み畏しみなも聞しめす。　宣命、五七詔

宣命には、この一例のみ。祝詞にはない。

のみ

「のみ」は単一を示す。ある事物を一つに限っていう意味である。言霊のしるべにも、「のみは物を限りいふ詞」とある。口語の「ダケ」「バッカリ」に当たる。

汝藤原朝臣の仕へ奉る状は今のみにあらず（今乃未尓不在）。　宣命、二詔

男のみ（男能未）父の名負ひて、女はいはれぬものにあれや。　宣命、一三詔

日月累なり往くまにまに、悲しき事のみし（悲事乃未之）弥起るべきかも。歳時積り往くまにまに、さぶしき事のみし（佐夫之岐事乃味之）弥益るべきかも。　宣命、五一詔

墨縄は久しく辺成を歴て仕へ奉れる労あるに縁りてなも斬刑をば免し賜ひて、官冠をのみ（官冠乎乃未）取り賜ひ、真枚は日上の湊にして溺るる軍を扶け拯へる労に縁りてなも、冠を取る罪は免し賜ひて、官をのみ（官乎乃未）解き賜ひ……。　宣命、六二詔

今の帝として侍る人を此の年ごろ見るに、其の位にも堪へず。是のみにあらず（是乃味仁不在）、今聞くに、仲麻呂と心を同じくして、竊かに朕を掃はむと謀りけり。又竊かに六千の兵を発しととのひ、又七人のみして（七人乃味之夫）闕に入れむとも謀りけり。　宣命、二九詔

「のみ」は、また強勢の意に用いられることがある。万葉集にその例が見える。

白露のおかまく惜しみ秋萩を折りのみ折りて（折耳折而）おきや枯らさむ　万十、二〇九九

直にあひて見てばのみこそ（見而者耳社）たまきばる命に向かふあが恋やまめ　万四、六七八

万葉集では「耳」を「ノミ」と訓ずる。

まで

「まで」は、万葉集に「及」「至」の表意文字で表記されているように、㈠動作の至り着く極限（限度）、㈡その及ぶ範囲、㈢程度を表わす。

高天原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至るまでに（中今至麻氐尓）、天皇が御子のあれ坐さむ弥継ぎ継ぎに大八島国知さむ次と、天つ神の御子ながらも、天に坐す神の依さし奉りし随に……。　宣命、一詔

遠皇祖の御世を始めて、中・今に至るまで（中今尓至麻氐）天つ日嗣と高御座に坐して、此の食国天下を撫で賜ひ慈び賜はく……。　宣命、五詔

皇朕高御座に坐し初めしゆり、今年に至るまで（今年尓至麻弖）六年になりぬ。　宣命、七詔

高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまでに（中今尓至麻弖尓）天皇が御世御世天つ日嗣高御座に坐して治め賜ひ恵び賜ひ来る食国天下の業となも、神ながらも念はしめさくと宣ふ大命を……。

宣命、一三詔

天皇が朝庭の敷き賜ひ行ひ賜へる百官の人等、四方の食国を治め奉れと任け賜へる国国の宰等に至るまでに（宰等尓至麻氐尓）国法を過ち犯す事無く、務め結りて仕へ奉れと……。　宣命、一詔

以上の諸例みな「至るまで」の型の用法であるが、最後の例のみ、動作の及ぶ範囲を表わし、その他はすべて至り着く限度を示す。程度を示す例は、宣命には現われない。

ほととぎすまづ鳴く朝けいかにせばわが門過ぎじ語りつぐまで（可多利都具麻弖）　万二十、四四六三

「つぐまで」は「語りつぐホドニ」。奈良時代には、この例多くはない。

ながら

動詞の連用形を受ける接続助詞とは別に、奈良時代には名詞を受ける「ながら」があった。さらに平安時代になると、その他種々の語をも受けるものが生じたが、祝詞・宣命では、名詞を受けるもののみである。

山川の広く清き地に遷り出で坐して、神ながら（神奈我良）鎮まり坐せと、称辞竟へ奉らくと申す。

祝詞、遷却崇神

天皇が御子のあれ坐さむ弥継ぎ継ぎに大八島国知らさむ次と、天つ神の御子ながらも（御子随世）、天に坐す神の依さし奉りし随に……。　宣命、一詔

此の食国天下を調へ賜ひ、平らげ賜ひ、天下の公民を恵び賜ひ撫で賜はむとなも、神ながら（随神）思ほしめさくと詔ふ天皇が大命を諸聞き食へと詔ふ。　宣命、一詔

法に勘ふるに、足島も罪あるべし。然るを年を度り月を経ても、臣ながら（臣奈何良）自ら首はし申せらくを、勧め賜ひ、冠位上げ賜ひ……。　宣命、五三詔

意味上からは、接続助詞と一致することもあるが、副助詞の場合の方がやや複雑である。しかし右の場合は、「ソノママ」「ソノトオリ」の意から「神にふさわしく」「臣らしく」などの心である。なお接続助詞の条参照。

係助詞

は

「は」はもと fa であった。

強調を原義とする。もと強調の声であろう。それから、他を除外し、区別的意識をもって一事物を特示する。

用法に、係法と断止法とあるが、祝詞・宣命には、係法のみがある。結びは終止形。

此の天つ日嗣の位は（位者）、大命に坐せ、大坐し坐して治め賜ふべしと譲り賜ふ命を、受け賜はり坐して答へ曰しつらく、朕は（朕者）堪へじと辞び白して受け坐さず在る間に、遍多く日重ねて譲り賜へば……。

宣命、三詔

朕が教へ給ふ御命に順はずして、王等は（王等波）己が得ましじき帝の尊き宝位を望み求め、逆にある謀を起て、臣等は（臣等乎）是に託き彼に依りつつ、頑に礼無き心を念ひて横しまの謀を構ふ。　宣命、四五詔

先の賢人云ひてあらく、休は（休乎）灰と共に地に埋もりぬれど、名は（名波）煙と共に天に昇ると云へり。

宣命、四五詔

山野の物は（山野物波）甘菜辛菜、青海原の物は（青海原物波）鰭の広物鰭の狭物、奥津海菜辺津海菜に至るまでに雑物を横山の如く置き高成して献る……。　祝詞、鎮御魂斎戸祭

断止法は、祝詞・宣命には現われないが、他の文献には見える。

あづまはや（阿豆麻波夜）　記中、景行

さねさし　相武の小野に　燃ゆる火の　火中に立ちて　問ひし君はも（斗比斯岐美波母）　記中、景行

「はや」「はも」の結合形で用いられたものが多い。

「は」が格助詞「を」に下接する時は「をば」と濁音にいう。

も

「も」は、一事物をあげて他を包容し、あるいは同趣の事物を対比的に示す。また感動の意をも表わす。

「も」にも、「は」の場合と同じく係法と断止法がある。係法の場合、これを活用語で受けて文を断止する時は、活用語の形式に対する制約力は弱い。この点「は」の場合と同じであるが、「は」と同様、終止形で結ぶを原則とする。

係法

㈠　一事物をあげて他を包容する意。

天下の君と坐して、年の緒長く皇后坐さざる事も（皇后不坐事母）一つの善からぬ行にあり。　宣命、七詔

汝等も（汝等母）今日詔ふ大命のごと、君臣祖子の理を忘るる事無く（中略）天地と共に長く遠く仕へ奉れとして冠位上げ賜ひ治め賜ふと詔ふ大命を……。　宣命、一一詔

此の遍の政、明く浄く仕へ奉れるに依りて、治め賜ふ人もあり（人母在）。　宣命、二二詔

掛けまくも畏き朕がはは皇太后の朝にも、人の子の理にえ定省らねば、朕が情も（朕情母）日夜安からず。

宣命、二三詔

一事物をあげて他を包含するとは、一事物をあげ示して、このほかにも同趣の事物の存在するということを暗示する意味である。たとえば、「朕が情も安からず」というのは、自分のほかにも「情の安からぬ者」があるという心で

ある。

(二)　同趣の事物を対比的に示す意。

皇朕が御世に当りては、皇と坐す朕も(朕母)聞き持てる事乏しく見持てる行少み、朕が臣として供へ奉る人等も(人等母)一つ二つを漏らし落す事もあらむかと、辱み、愧かしみ思ほし坐して……。　宣命、六詔

今示現れ賜へる如来の尊き大御舎利は、常見奉るよりは(中略)別に好く大ましませば、意中に昼も夜も(昼毛夜毛)倦み怠ること無く謹み礼まひ仕へ奉りつつ侍り。　宣命、四一詔

諸の臣等の天下の政事を理に合へて仕へ奉るに依りてし、三宝も(三宝毛諸天毛天地乃神多知毛)、共に示現し賜へる奇しく貴き大瑞の雲にあるらしとなも念ほしめす。　宣命、四二詔

(三)　感動の意。

上下を斉へ和らげて動きなく静かにあらしむるには、礼と楽と二つ並べてし、平らけく長くあるべしと神ながらも(随神母)思ほし坐して、此の舞を始め賜ひ造り賜ひきと聞き食へて……。　宣命、九詔

藤原朝臣麻呂等い、図負へる亀一頭献らくと奏し賜ふに、見そなはし欲び賜ひ、嘉で賜ひて思ほしめさくは、うつしくも(宇都斯久母)皇朕が政の致せる物にあらめや、此は太上天皇の厚き広き徳を蒙りて、高き貴き行に依りて顕はれ来る大瑞の物をと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、六詔

断止法は、すべて感動を表わすが、宣命・祝詞にはない。万葉集などには見える。

ももしきの　大宮所　見れば悲しも(悲毛)　万一、二九

わがやどの梅の下枝に遊びつつうぐひす鳴くも(奈久毛)散らまく惜しみ　万五、八四二

さねさし　相武の小野に　燃ゆる火の　火中に立ちて　問ひし君はも(岐美波母)　記中、景行

そ　ぞ

「曽」「叙」二種類の表記がある。「曽」は清音、「叙」は濁音である。大部分は「曽」で、「叙」は少ない。この両者の比率は、万葉集に似ている。思うに、「叙」は新しい成立であろう。

「そ」はもと代名詞「其」であるといわれる。その原義の示すとおり、一つの事物をあげて、それと指し定めて強調する意味を示す。

係法と断止法とがある。

係法

人々己がひきひき、此の人を立てて我が功と成さむと念ひて、君の位を謀り、竊かに心を通はして人をいざなひすすむこと莫れ。己がえし成さぬ事を謀るとそ(謀止曽)、先祖の門も滅ぼし、継も絶ちぬる。　宣命、三一詔

汝等を召しつる事は、朝庭に侍へ奉らむ状教詔へたまはむとそ(教詔牟止曽)召しつる。　宣命、四五詔

朕は子二人といふことは無し。唯此の太子一人のみそ(一人乃味曽)朕が子はある。　宣命、四五詔

天下の人誰そ(誰曽)君の臣にあらずあらむ。　宣命、二八詔

「そ」を受ける下位の活用語が断止する場合は、連体形で表わされる。

断止法

如此の状を聞き食へ悟りて、敬しく仕へ奉らむ人は、其の仕へ奉れらむ状の随に、品品讃め賜ひ、上げ賜ひ、治め賜はむものそ(治将賜物曽)と詔ふ……。　宣命、一詔

大鷦鷯天皇、伊波乃比売命皇后と御相ひ坐して、食国天下の政治め賜ひ行ひ賜ひけり。今めづらかに新しき政にはあらず、本ゆり行ひ来し迹事そ(迹事曽)と詔ふ救を聞きたまへと宣ふ。　宣命、七詔

掛けまくも畏き天皇命の、汝の父藤原大臣の仕へ奉りける状をば、建内宿弥命の仕へ奉りける事と同じ事ぞ（同事叙）と敕ひて、治め賜ひ慈び賜ひけり。是を以て令文に載せたるを跡として今の随に長く遠く、今を始めて次次に賜はり往かむものぞ（被賜将往物叙）と、食封五千戸賜はくと勅ふ命を聞きたまへと宣ふ。　宣命、二詔

係法の場合の「そ」について、本居宣長の古今集遠鏡に、俗語の「サ」を当て、「花ぞ昔の香ににほひける」「うぐひすの鳴かぬかぎりはあらじとぞ思ふ」を「花がサ」「あるまいとサ思ふ」といっている。しかし現代口語では、適切なことばはない。「花がマア」「あるまいとソウ思う」ぐらいのところか。

断止法の場合は、口語「ダ」というべきだろう。

なも

語源は明らかでない。奈良時代にのみ使われた係助詞で、当時としては、係法と断止法があったが、宣命には、係法のみがある。

係法

武蔵国に、自然に作成れる和銅出でたりと奏して献れり。此の物は、天に坐す神、地に坐す祇の相うづなひ奉り福はへ奉る事に依りて顕しく出でたる宝にあるらしとなも（宝尓在麻之止奈母）神ながら念ほしめす。　宣命、四詔

夜日畏恐まり念ほせば、天下を撫で恵び賜ふ事、理に坐す君の御代に当りて在るべきものを、拙くたづがなき朕が時に顕はし示し給へれば、辱み愧しみなも（辱美愧美奈母）念ほす。　宣命、一三詔

此の大福を取り総べ持ちて、親王に送り奉れと教へ宣ふ御命を受け賜はりてなも（受給利弖奈母）かく為る。　宣命、二五詔

此に依りて、諸の人に聞かしめむとなも（令聞止奈毛）召しつる。　宣命、四五詔

伊予国より白き祥の鹿を献奉りてあれば、うれしよろこばしとなも（有礼志与呂許保志止奈毛）見る。　宣命、四六詔

万葉集には一例のみ用いられるに反し、宣命には約一〇〇例現われる。歌の用語ではなかったものと考えられる。日本文法大辞典には、「特に聞き手に対して、丁寧な態度で念を押すというのがこの語の特徴である」と記してある。

断止法については、万葉集にわずか四例見える。

三輪山をしかも隠すか雲だにも心あらなも（情有南畝）隠さふべしや　万一、一八

上毛野平度の多杼里が川路にも児らは逢はなも（安波奈毛）一人のみして　万十四、三四〇五

或本歌曰、上毛野小野の多杼里が安波路にも夫なは逢はなも（安波奈母）見る人なしに

われのみし聞けばさぶしもほととぎす丹生の山辺にい行き鳴かなも（鳴奈毛）　万十九、四一七八

断止法の「なも」は、動詞の未然形を受け、他に対して誂え望む意を示す。口語「――テクレ」に当たる。

付記

係助詞として「なむ」があるが、この係法は奈良時代に現われず、断止法が見える。

平安時代になると、「なも」は衰え、「なむ」が、係法・断止法として使われるようになる。しかしその係法は、平安時代でも和歌に現われない。新用法のために、伝統語尊重の和歌としては、あえて取り入れなかったのである。

や

宣命においては、問い、疑い、反語を表わし、係法・断止法として用いられる。

係法

我が皇太上天皇の大前に、白し賜ひ受け賜はらくは、卿等の問ひ来む政をば、かくや〳〵答へ賜はむ（加久耶答賜）、かくや〳〵答へ賜はむと白し賜ひ、官にや〳〵治め賜はむ（官尓耶治賜）と白し賜へば、教へ賜ひ、おもぶけ賜ひ、答へ賜ひ、宣り賜ふまにまに、此の食国天下の政を行ひ賜ひつつ供へ奉り賜ふ間に。　宣命、六詔

この文章は、聖武天皇が、年号を天平と改められた時に賜わった宣命の一節で、天皇が皇太上天皇（元正天皇）の御前に、いろいろな政事上の問題についてお尋ね申し上げたことを記したもの。したがって、ここの「や」は、問いを示す。

悔しかも、惜しかも。今日よりは、大臣の奏ひし政は聞し看さずやならむ（不聞看夜成牟）。明日よりは、大臣の仕へ奉りし儀は看そなはさずやならむ（不看行夜成牟）。　宣命、五一詔

この「や」は、疑いの意を示す。

辞別きて宣はく、朕一人のみや〳〵（朕一人乃味也）慶しき貴き御命を受け賜はらむ。　宣命、二五詔

我が王祖母天皇の、始め斯の皇后を朕に賜へる日に敕ひつらく、女と云はば等しみや〳〵我がかく云ふ（等美夜我加久云）。　宣命、七詔

天下を撫で恵び賜ふ事、理に坐す君の御代に当りて在るべきものを、拙くたづがなき朕が時に顕はし示し給へれば、辱み愧しみなも念ほす。是を以て朕一人やは〳〵貴き大瑞を受け賜はらむ（朕一人夜波貴大瑞乎受賜牟）。天下共に頂き受け賜はり、歓るし、理なるべしと神ながら念ほし坐して……。　宣命、一三詔

以上すべて反語を示す。

係法の場合、「や」を受ける活用語が断止する時は、連体形が使われる。この事は、「や」の意味のいかんにかかわらない。

断止法

塩焼王は（中略）道祖王に縁れれば遠流罪に配むべし。然るに其の父新田部親王は清き明き心を以て仕へ奉れる親王なり。其の家門絶つべしや〳〵（可絶其家門夜）と為てなも、此の般の罪免し給ふ。　宣命、二〇詔

藤原朝臣麻呂等い、図負へる亀一頭献らくと奏し賜ふに、聞しめし驚き賜ひ怪しみ賜ひ、見そなはし歓び賜ひ嘉し理なりとなも念ほす。　宣命、一三詔

大臣として仕へ奉らへる臣たちの子等、男は仕へ奉る状に随ひて、種種治め賜ひつれども、女は治め賜はず。是を以て念ほせば、男のみ父の名負ひて、女はいはれぬものにあれや〳〵（女波伊波礼奴物尓阿礼夜）。立ち双び仕へ奉る厚き広き徳を蒙りて、高き貴き行に依りて顕はれ来る大瑞の物そと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、六詔

断止法の「や」は、活用語には、終止形を受ける場合と已然形を受ける場合とがある。

第一例「絶つべしや」――「べし」は終止形。

第二例「ものにあれや」――「あれ」は已然形。

第三例「物にあらめや」――「め」は已然形。

右の断止法は、反語を表わす。

断止法が疑い・問いを表わすことがあるが、祝詞・宣命にはその例がない。万葉集には、

梅の花咲きて散りなば桜花つぎて咲くべくなりにてあらずや（奈利爾弖阿良受也）　万五、八二九

卯の花の咲き散る岳ゆほととぎす鳴きてさ渡る君は聞きつや（聞津八）　万十、一九七六

前例は、疑い、後例は、問い。

か

疑い、反語を表わす。やはり係法・断止法がある。

係法

能登内親王（中略）此の月頃の間、身労らすと聞し食して、いつしか（伊都之可）病止みて参入りて朕が心も慰めまさむと、今日かあらむ（今日加有牟）明日かあらむ（明日加有牟）と念ほしめしつつ待たひ賜ふ間に（中略）年も高く成りたる朕をおきて、罷りましぬと聞し食してなも、驚き賜ひ悔び賜ひ大坐します。　宣命、五八詔

塩焼等五人を、人訴反けむとすと告げたり。汝等は吾が近き人なり。一つも吾を思むべき事は念ほえず。汝等を皇朝は、ここだく高く治め賜ふを、何を怨めしき所としてか然かせむ（何乎怨志岐所止志弖加然将為）。是を以て汝等の罪は免し賜ふ。　宣命、一八詔

第一例「いつしか」「今日か」「明日か」の「か」は、いずれも疑いの意。第二例は反語。

断止法

みまし親王の齢の弱きに、荷重きは堪へじか（荷重波不堪自加）と念ほし坐して、皇祖母と坐しし我が皇天皇に授け奉りき。　宣命、五詔

皇朕が御世に当りては、皇と坐す朕も、聞き持てる事乏しく、見持てる行少み、朕が臣として供へ奉る人等も、一つ二つを漏らし落す事もあらむか（在牟加）と辱み愧かしみ思ほし坐して……。　宣命、六詔

食国天下の諸国に最勝王経を坐せ、盧舎那仏作り奉るとして、天に坐す神地に坐す祇を祈禱り奉り、（中略）衆人をいざなひ率ゐて仕へ奉る心は、禍息みて善くなり、危き変りて全く平がむと念ほして仕へ奉る間に、衆人は、成らじかと疑ひ（不成加疑ひ、朕は金少けむと念ほし憂ひつつ在るに……。　宣命、一三詔

右の「か」みな疑いの意。

「か」は、疑問語と対応することがある。以上の例でいえば、「いつしか」「何を怨めしき所としてか」などがそれである。この事は、次の「かも」に顕著に現われる。これに反して、「や」は疑問語と対応することがない。「や」「か」の相違点である。

かも

疑い、または感動を表わす。これにも係と断止法がある

係法

大臣、明日は参出来仕へむと待たひ賜ふ間に、休息安まりて参出ます事は無くして、天皇が朝をおきて罷退りますと聞し看しておもはさく、たはことをかも云ふ（多波許止乎加母云）。信にしあらば、仕へ奉りし太政官の政をば、誰に任さしかも罷りいます（誰任之加母罷伊麻須）、孰に授けかも罷りいます（孰授加母罷伊麻須）。

宣命、五一詔

朕が大臣、誰にかも我が語らひさけむ（誰尓加母我語比佐気牟）。孰にかも我が問ひさけむ（孰尓加母我問比佐気牟）。

「かも」の連続する語が活用語で、それが断止する時は、連体形が用いられる。

右の「かも」、いずれも疑いの意。

断止法

恨めしかも、悲しかも（恨加母、悲加母）。　宣命、五一詔

悔しかも、惜しかも（悔加母、惜加母）。今日よりは、大臣の奏ひし政は、聞し看さずやならむ。　宣命、五一詔

如此あらむと知らませば、心置きても語らひ賜ひ相見てましものを。悔しかも、哀しかも（悔加毛、哀加毛）。云は

むすべ知らにもしあるかも（不知毛之在加毛）。　宣命、五八詔

日月累なり往くまにまに、悲しき事のみし弥起るべきかも（弥可起加母）、歳時積り往くまにまに、さぶしき事の

みし弥益るべきかも（佐夫之岐事乃味之弥可益加母）。　宣命、五一詔

断止法の「かも」は感動を示す。奈良時代語で、平安時代以後の終助詞「かな」に類似する。

「かも」は、形容詞の終止形、動詞・助動詞の連体形を受けている。これが宣命の用法である。

こそ

「こそ」はもと「此其」の義といわれる。「そ」「ぞ」よりもさらに強く一事物を指示して、それと指定する意を表わす。

奈良時代としては、係法・断止法を見るが、宣命は係法のみが用いられ、祝詞には「こそ」が現われない。

係法

わずかに数例で、結び詞は動詞・助動詞の已然形が現われ、形容詞の結び詞は見えない。

天の授けざる所を得てある人は、受けても全く坐すものにもあらず。故是を以て念へば、人の授くるに依りても得ず、力を以て競ふべきものにもあらず。猶天のゆるして授くべき人はあらむと念ひて、定め賜はぬにこそあれ（定不賜奴已曽阿礼）。　宣命、三一詔

此は諸聖等、天神地祇の現し給ひ、悟し給ふにこそあれ（悟給尓已曽在礼）、誰か敢へて朕に奏し給はむ。

宣命、四四詔

清麻呂等は、侍へ奉る奴と念ほしてこそ姓も賜ひて治め給ひてしか（奉侍留奴止所念天已曽姓毛賜弖治給天之加）。今は

穢き奴として退け給ふに依りて……。　宣命、四四詔

汝たちは、貞かに明き心を以て、朝庭の護として関に供へ奉ればこそ（関仁奉供礼方已曽）、国は多くあれども、美

濃と越前と御占に合ひて、大嘗の故事を取以て供へ奉るらし（奉供良之）と念はしめしてなも、位冠賜はくと宣

ふ。　宣命、三七詔

第四例「こそ―らし」については、「らし」は無活用の助動詞であるが、「こそ」との対応関係から、平安時代以後の語法常識に従えば、已然形と考えられるが、しかし奈良時代に、「らし」を已然と認め得べき用例が他にない。したがって、「こそ―形容詞連体形」の慣用に準じて、この「らし」を連体形と認めておく。なお助動詞「らし」の条参照。

「こそ」に対して、形容詞は、連体形で応ずる。

ころもこそ（虚呂望虚曽）ふたへもよき。（赴多弊茂予吉）　仁徳紀、二十二年正月

難波人あし火焚く屋の煤してあれどおのが妻こそとこめづらしき。（己妻許曽常目頬次吉）　万十一、二六五一

野を広み　草こそしげき（久佐許曽之既吉）　万十七、四〇一一

断止法

断止法は宣命にはないが、万葉集にはしばしば見える。ただし奈良時代で衰滅した。

うぐひすの待ちかてにせし梅の花散らずありこそ（阿利許曽）思ふ子がため　万五、八四五

国遠みただには逢はず夢にだにわれに見えこそ（吾乎所見社）逢はむ日までに　万十二、三一四二

かくしつつ遊び飲みこそ（遊飲与）草木すら春は咲きつつ秋は散りゆく　万六、九九五

動詞の連用形を受け、一事を指定し、他に対してその実現をあつらえ望む意を示す。口語「テクレヨ」に相当する。この断止法が係法を派生したのである。

し

「し」は、もと代名詞「そ」（其）と同意の語である。この実質語から形式語に転成したもの。したがって、係助詞「そ」「ぞ」と同語源であり、意味もそれに近い。

ある事物を、それと指示する意から、強く力を加える意に用いられる。

用法は、係法のみである。

天つ日嗣高御座の業と坐す事は、進みては天皇が大御名を受け賜はり、退きてははは大御祖の御名を繋りてし（御名乎蒙之）、食国天下をば撫で賜ひ恵び賜ふ（恵賜夫）となも神ながら念ほし坐す。　宣命、一三詔

親王たちを始めて、王たち臣たち百官の人等の、浄き明き心を以て弥務めに弥結にあなひ奉り、輔佐け奉らむ事に依りてし（輔佐奉事依而志）、此の食国天下の政事は、平らけく長く在らむ（将在）となも念ほし坐す。

宣命、三詔

此しし実の朕が臣にはあらむ（此之実能朕臣乎方在武）。　宣命、二八詔

王たち大臣の子等治め賜ふいしし（治賜伊自）、天皇が朝に仕へ奉り、ははに仕へ奉るにはあるべし（仕奉乎波可在）。

宣命、一三詔

汝たちのよからぬに依りてし（不能乎依良志）、如此あるらし（在良志）。　宣命、一七詔

男のみ父の名負ひて、女はいはれぬものにあれや。立ち双び仕へ奉るし理なり（立双仕奉自理在）となも念ほす。

宣命、一三詔

天下は朕が子いましに授け給ふ。事をし云はば（事乎之云方）、王を奴と成すとも、奴を王と云ふとも、汝の為むまにまに……。　宣命、二九詔

己が心に念ひ求むる事をし成し給ひてば（念求流事乎之成給天波）、尊霊の子孫の遠く流してあるをば京都に召し上げて臣と成さむと云へり。　宣命、三四詔

悔しかも、哀しかも。云はむすべ知らにもし（不知毛之在加毛）　宣命、五八詔

日月累なり往くまにまに悲しき事のみし弥（比比）起るべきかも（悲事乃未之弥可起加母）、歳時積り往くまにまに、さぶしき事のみし弥益るべきかも（佐夫之岐事乃味之弥可益加母）。　宣命、五一詔

「し」の対応語としては、多くは活用語の終止形である。右の例、「賜ふ」「む」「べし」「らし」「なり」など。次に「云はば」「給ひてば」のように「――ば」の形、「――あるかも」「――べきかも」に見る連体形などである。

終止形との対応は、奈良時代としては普通の慣用であった。

赤玉は　緒さへ光れど　白玉の　君が装ひし　貴くありけり（岐美何余曽比斯、多布斗久阿理祁里）

頭椎い持ち　石椎い持ち　撃ちてしやまむ（宇知弖斯夜麻牟）。　記中、神武
たたなつく　青垣山に　こもれる　大和しうるはし（夜麻登志宇流波斯）　記中、景行

「ば」との対応も奈良時代からの慣用である。

大君し　よしと聞こさば（意富岐弥斯、与斯登岐許佐婆）　ひとり居りとも　記下、仁徳
あしひきの山来へなりて遠けども心しゆけば（許己呂之遊気婆）夢に見えけり　万十七、三九八一

平安時代以後は、対応語はすべて「――ば」に統一されたが、要するに、「し」の対応語は比較的自由で、この点「は」「も」と同様である。

「あるかも」「起るべきかも」の対応なども、自由な用法の一つと見られよう。

「し」は、山田文法では間投助詞といわれ、今日一般には副助詞とも考えられているが、係助詞であることは、次の用例から断言できる。

たまぼこの　道はし遠く（路波之騰保久）　関さへに　へなりてあれこそ　万十七、三九七八
悔しかも、哀しかも、云はむすべ知らにもしあるかも（不知毛之在加毛）　宣命、五八詔

「し」が、係助詞「は」「も」の下位に現われている。「し」が副助詞なら、係助詞の下位に来ることはないのである。

一、副助詞は係助詞の上位にある。
二、係助詞は相互に重なる事がある。

この原則によって、「し」を係助詞と定める。

「し」には断止法はない。古事記の「あなにやし」「はしけやし」、書紀の「はしきよし」、万葉集の「よしゑやし」の「し」は一種の断止法らしいが、これらはすでに固定的成語として用いられたもの、いはば化石的残存形で、他に生きた例はない。

しも

「しも」も副助詞として考えられているが、やはり係助詞と認める。しかし祝詞には現われず、宣命にも数少ない。

「知る所も無く、怯く劣き押勝がえ仕へ奉るべき官にはあらず、恐し。」と申す。かく申すを、皆人にしも（皆人仁之毛）、辞と申すに依りて此の官をば授け給はずと、知らしむる事を得ず（令知流事不得）。　宣命、二六詔

今の間、此の太子を定め賜はずある故は、人の能けむと念ひて定むるも、必ず能くしもあらず（必能之毛不在）。（中略）猶天のゆるして授くべき人はあらむと念ひて、定め賜はぬにこそあれ。　宣命、三一詔

前例は強勢、後例はそれと限らない意を示す。

「しも」の特徴は、強勢の意のものが多い。

宣命には二例のみで、副助詞でないことの証明はできないが、

天の下に　国はしも（国者波毛）　さはにあれども　万一、三六
時はしも（時者霜）いつもあらむを　心いたく去にし吾妹か　みどり子をおきて　万三、四六七

「しも」が、「は」即ち係助詞の下位にある。

副助詞は格助詞の上位にも下位にも用いられる――この原則から考えても、「しも」は常に格助詞の下位にあって、上位にあることはない。また係助詞が格助詞と重なる時は、係助詞は必ず格助詞の下位に来る。前例「皆人にしも」

はその一例である。

準体助詞

し

「そ」（其）とほぼ同義の語。体言相当の用法であるから、今準体助詞と認める。

誰しの奴か（誰奴加）朕が朝を背きて、然為る人の一人もあらむと念はせば……。　宣命、一六詔

平らけき時に侍へ奉ることは、誰しの人か（誰人可）侍へ奉らずあらむ。かくうちはやき時に、身命を惜しまずして、貞しく明く浄き心を以て朝庭を護り侍へ奉る人等をこそ、治め賜ひ哀み賜ふべきものにあれとなも念ほす。　宣命、三二詔

「誰しの奴」「誰しの人」の原文には「し」の仮名書きがないが、詔詞解には「誰奴加は、多礼志乃夜都古加と訓べし。万葉十一に、誰之能人毛と有……。」とあり、また「誰人可」についても「タレシノヒトカ」と訓じている。万葉集十一の「誰之能人」に準じたものと考えられる。

さて「し」が「の」の直上にある点から見ると、接尾素か。助詞なら副助詞、並列助詞、準体助詞のいずれかである。しかし、「し」を接尾素に用いる例はほかになく、副助詞でもないことは既述のとおりであり、また並列助詞でもない以上、準体助詞と認めざるを得ない。

「し」はもと代名詞で、「そ」（其）と共通の意味をもつ。平安時代の「何ぞの人」と「誰しの人」とは、時代の隔たりはあるが、同一類型の構造であり、意味もほぼ等しい。よって準体助詞と認める。

「何ぞの人」は、何モノという人、何という人、何人と解せられる。「誰しの人」も「誰という人、誰人」という意味、「誰しの奴」は「誰という奴」である。要するに、「し」は「ぞ」と同じく「モノ」の意の準体助詞である。

の

天皇が朝庭に茂し世に、八桑枝の（八桑枝乃）立ち栄え仕へ奉るべき禱を聞き食へと、恐み恐みも申し給はくと申す。　祝詞、中臣寿詞

この「の」は、「のごと」（のごと）の意で、比況の意を表わすものであることは、すでに助動詞「ごと・ごとし」の条に述べたが、「のごと」のように名詞を吸収している点から、準体助詞と認める。平安時代に、

この程の事、くだ〳〵しければ、例のもらしつ。　源氏、夕顔

女君、例のはひ隠れて、とみにも出で給はねば……。　源氏、若紫

これらの「例の」の「の」と全く同じである。

なお、準体助詞としては、万葉集に、

いなと言へど強ふる志斐のが（志斐能我）強語このごろ聞かずて朕恋ひにけり　万三、二三六

この「の」も、格助詞「が」の上位にあり、準体助詞である。「志斐の」は「志斐の嫗」の意で、「の」は「嫗」を吸収した助詞である。

奈良時代には、「の」が準体助詞として用いられることは、きわめて珍しい。これが多くなったのは、平安時代以後である。

い

「い」は奈良時代の用語で、その用法に三種あるが、その一用法に準体助詞と考えられるものがある。

是を以て王たち大臣の子等治め賜ふいし（治賜伊自）天皇が朝に仕へ奉り、ははに仕へ奉るにはあるべし。　宣命、一三詔

子は祖の心なすいし（祖・心成伊自）子にはあるべし。　宣命、一三詔

此を持ついは（此乎持伊波）称を致し、捨つるいは（捨伊波）誇を招きつ。　宣命、四五詔

古事記にいう。

いが（伊賀）作り仕へ奉れる大殿内には、おれ（意礼）先づ入りて……。　記中、神武

この「い」は代名詞であり、「し」と近似する。同語源だともいわれる。「し」が準体助詞の機能を有することは前述のとおり。したがって「い」も準体助詞「モノ」「コト」と解する。

「いし」「いは」の「し」「は」は係助詞である。

この場合は、動詞の連体形を受けているが、名詞を受ける場合もある。

百済王敬福いし（敬福伊）、部内の少田郡に黄金出でたりと奏して献れり。　宣命、一二詔

奈良麻呂・古麻呂等いし（古麻呂等伊）、逆なる党をいざなひ率ゐて、先づ内相の家を囲みて其を殺して……。　宣命、一九詔

仮令後に帝と立ちてある人いし（人伊）、立の後に汝のために礼無くして従はず、なめくあらむ人をば、帝の位に置くことは得ざれ。　宣命、二九詔

逆に穢き奴仲末呂いし（仲末呂伊）、詐り奸める心を以て兵を発し、朝庭を傾け動かさむとして……。　宣命、二八詔

此の遐は、猶道鏡いし（道鏡伊）、賜はりて、彼等が惑へる心をば教へ導きて、貞しく浄き心を以て朝庭の御奴と仕へ奉らしめむと宣ぶに依りて、汝等が罪は免し給ふ。　宣命、三五詔

名詞を受ける「い」も準体助詞の「い」と同一のものであろう。「敬福い」は、「敬福その者」「敬福という人」の意から、上位名詞を強調指定する接尾素として用いられたものと考られる。

さて、「い」については、従来諸説がある。㈠山田孝雄著奈良朝文法史には、主格助詞とある。これは賛成しかねる。古事記の「頭椎いし持ち」「石椎いし持ち」など他動詞「持ち」との対応から、主格助詞とはいえないのである。また万葉集の「花待つし間（花待伊間）」の「い」に至っては、主格助詞とは受取れない。㈡あらゆる用法を総括して間投助詞とする説がある。（日本古典文学大系万葉集、二三七・四八一・五三七・一三五九等の頭注）しかし、「子は祖の心なすいし。（成伊自）」「此を持ついは。（持伊波）」における「い」は、「し」「は」の上位にある。間投助詞は、あらゆる助詞の下位にある事が普通であるから、この説も妥当でない。㈢副助詞説もある。「いし」「いは」の重なり方から見れば、いちおう肯けるが、その対応語たる用言の意味に限定を加えるという副助詞の特徴が見られない。

終助詞

しか

ある事を実現したいと、わが心に願う意。

其の理に慈哀しみて、過なくも仕へ奉らしめてしか（奉仕之米天志可）と念ほしめして……。　宣命、三六詔

宣命には、この一例のみである。

「しか」は、正しくは、「か」は清音である。万葉集によると、思香、之可、師可、師香、之賀、之加など、数多い。宣命も「志可」である。

奈良時代には、別に「しかも」の形で用いられており、平安時代になると「しかな」と用いられた。

「しか」は、動詞の連用形を受ける場合（見しか）のほかに、助動詞「て」「に」を受けることが多い。宣命の場合は、「て」を受けている。

意味は口語「タイ」に当たる。

「仕へ奉らしめてしか」――仕え申させタイ。「しか」の語源については、今日まで諸説があるが、案ずるに、「し」は「き」の連体形で、回想以前の確述の意、「知りせば」「ありせば」などのせと同意。「か」は係助詞ではなく、副助詞と見る。奈良時代には副助詞としては十分に発達しなかったが、不確かさ、あるいは疑惑的推量の意と考えられる。たとえば、

仕へ奉らしめてしか――タンカニお仕え申させるカシラ――タシカニお仕え申させタイモノダガ。

なお「しか」については、拙著日本語法史奈良平安時代編五四三―五四八ページ参照。

な

動詞、同型助動詞の終止形を受け、禁止の意を表わす。

我が児、我が王、過無く罪無くあらば、捨てますな忘れますな（捨麻須奈忘麻須奈）と負せ賜ひ宣り賜ひし大命に依りて……。　宣命、七詔

大臣の御世重ねて明き浄き心を以て仕へ奉る事に依りてなも、天日嗣は平らけく安らけく聞し召し来る、此の辞忘れ給ふな棄て給ふな（忘給奈棄給奈）と宣ひし大命を受け賜はり恐まり、汝たちを恵び賜ひ治め賜はくと宣ふ大命を、諸聞き食へと宣ふ。　宣命、一三詔

過を知りては必ず改めよ、能きを得ては忘るな（莫忘）といふ。　宣命、四五詔

な

動詞の未然形を受け、志向、勧誘を表わす。

是を以て、教へ賜ひ趣け賜ひながら受け賜はり持ちて、忘れず失はず有るべき表（しるし）として一二人を治め賜はな（治賜波奈）となも思はしめすと奏し賜へと詔ふ大命を奏し賜はくと奏す。　宣命、一〇詔

一人二人の人に対して、適当に褒賞のお取計らいなさるようにしてくださいという意。

万葉集にも、

道の中国の御神は旅行きも為（し）知らぬ君を恵みたまはな（米具美多麻波奈）　万十七、三九三〇

この「たまはな」と同じである。

宣命には、右の一例のみ。

そ

ここにいう「そ」は、「な―そ」の形における「そ」である。「な」は禁止の意の副詞、「そ」は終助詞と見る。「な―そ」の関係は必然的なものではなく、奈良時代には、「そ」を用いないことがあった。

「そ」はもと係助詞と同語源のものであるが、係助詞の断止法は、活用語の連体形を受けるのに、この「そ」は連用形、か行変格用・さ行変格活用の動詞には未然形を受け、係助詞と用法を異にするので、今、語法上別種とし、終助詞と定める。

伊佐奈美の命（中略）麻奈弟子に火結神を生み給ひて、美保止焼かえて石隠り坐して、「夜は七夜、昼は七日、吾をな見給ひそ（奈見給比曽）、吾が奈妹の命と申し給ひき。　祝詞、鎮火祭

朕は汝の志をば、暫くの間も忘れ得ましじみなも、悲しび賜ひしのび賜ひ、大御泣哭かしつつ大坐します。子等をば二世の王に上げ賜ひ冶め賜ふ。労しくな思ひましそ（奈思麻志曽）。　宣命、五八詔

此の状悟りて、人の見咎むべき事わざなせそ（事和射奈世曽）。　宣命、一六詔

是を以て汝等の罪は免し賜ふ。今往く前然な為そ（然莫為）と宣ふ。　宣命、一八詔

「な来そ」の例は、祝詞・宣命にはない。

ものを

「もの」は形式語化しているので、「ものを」を複合一助詞と認める。文末に現われるので、今、終助詞とする。

朕も又念はく、前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて、天つ日嗣高御座の坐に昇げ賜ふものを（昇賜物乎）。いかにか恐く私の父母はらからに及ぶ事得む、いと恐し、進むも知らに退くも知らにといなび奏せり。　宣命、二五詔

吉備朝臣は朕が太子と坐しし時より、師として教へ悟しける多の年歴ぬ。今は身も政へずあるらむものを（不敢阿流良牟物乎）。夜昼退らずして護り助け仕へ奉るを見れば、かたじけなみなも念ほす。　宣命、四一詔

「ものを」は反転的余意を含む。口語「モノヲ」「ノニナア」に当たる。

奈良時代全体としては、なお多くの終助詞が存在するけれども、祝詞・宣命の範囲では、大体上述のとおりである。

間投助詞

を

感動を表わす。

そもそも百足の虫の死ぬるに至りても顧へらざる事は、輔を多み（輔乎多美）となも聞し食す。　宣命、五九詔

「輔を多みと」は、「輔が多いからであると」というに当たる。

この「何を何み」の形は、万葉集には、おびただしく現われ、大体歌語として使われるが、宣命には、この一例のみで、しかも散文に用いられたことも珍しい。

記紀万葉等には、間投助詞として、なお、「よ」「や」「な」が使われているが、これらは、宣命には用いられていない。

第四編　敬語法

敬語法総説

祝詞・宣命の敬語法は、奈良時代における諸文献のうち、もっとも完璧のものであり、複雑でもある。敬語法使用の場は、祝詞・宣命の性質上、神仏・天皇・皇族が主であり、敬語の格差も、比較的明らかである。

ここに敬語というのは、尊敬語（尊他語）、謙譲語、丁寧語であるが、いずれの場合も、動詞によって表わされる。後世のように、動詞以外の用言によって表わされることはない。

今、主なる敬語動詞をあげると、次のとおりである。

尊敬語

坐す（ます）　います　おほまします　ましま す　知しめす　聞しめす　見そなはす　おもほす・おもほしめす　おもほします　依さす・知らす・行はす　たぶ　たまふ

謙譲語

献る・進る・奉る　賜はる・給はる　食ふる

丁寧語

侍り

尊敬語

坐す

尊敬語のうち、もっとも広く使われ、祝詞にも宣命にも、しばしば見える。もと「います」の「い」の省略形で、「あり」「居り」「来る」「行く」の尊敬語として使われ、また動詞の連用形に添え尊敬の意を加える。

奈良時代語で、平安時代には、すでに古典語となった。

伊勢に坐す（伊勢尓坐）天照大御神の大前に白さく……。　祝詞、祈年祭

山口に坐す（山口坐）皇神等の前に白さく……。　祝詞、祈年祭

如此可可呑みてば、気吹戸に坐す（気吹戸坐須）気吹戸主と云ふ神、根国底之国に気吹き放ちてむ。如此気吹き放ちてば、根国底之国に坐す（底之国尓坐）速佐須良比咩と云ふ神持ち佐須良比失ひてむ。　祝詞、六月晦大祓

皇御孫之命を天津高御座に坐せて（高御座乎坐氐）、天津璽の鏡剣を捧げ持ち賜ひて、言寿ぎ宣りたまひしく……。　祝詞、大殿祭

汝藤原朝臣の仕へ奉る状は今のみにあらず、掛けまくも畏き天皇が御世御世仕へ奉りて、今も朕が卿として、明き浄き心を以て朕を助け奉り仕へ奉る事の、重しき労しき事を、念ほし坐す御意坐す（御意坐）に依りて……。　宣命、二詔

高天原より天降り坐して、天皇が御世御世を始めて、中今に至るまで、天皇が御世御世天つ日嗣高御座に坐して（高御座尓坐而）、治め賜ひ慈び賜ひ来る食国天下の業となも、神ながら念ほしめさくと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、四詔

此の食国天下は、掛けまくも畏き藤原宮に天下知しめししみましの父と坐す（父止坐）天皇の、みましに賜ひし天下の業と詔ふ大命を聞き食へ恐み、受け賜はり懼り坐す事を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、五詔

以上「ある」「居る」の尊敬語。「行く」「来る」の尊敬語として用いられた例は、祝詞・宣命には現われない。しかし万葉集には、次の例がある。

わが背子が国へましなば（麻之奈婆）ほととぎす鳴かむ五月はさぶしけむかも　万十七、三九九六

葎はふ賤しき屋戸も大君のまさむと知らば（座牟等知者）玉敷かましを　万十九、四二七〇

前例は行く、後例は「来る」の尊敬語である。

皇神の敷き坐す（敷坐）下都磐根に宮柱太知り立て、高天原に千木高知りて、皇御孫命の瑞の御舎を仕へ奉りて、天の御蔭日の御蔭と隠り坐して（隠坐氐）、四方の国を安国と平らけく知し食すが故に……。　祝詞、祈年祭

山川の広く清き地に遷り出で坐して（遷出坐氐）、神ながら鎮まり坐せ（鎮坐世）と称辞竟へ奉らくと申す。　祝詞、遷却崇神

大穴持命の申し給はく、皇御孫命の静まり坐さむ（静坐牟）大倭の国と申して……。　祝詞、出雲国造神賀詞

天皇の、みましに賜ひし天下の業と詔ふ大命を聞き食へ恐み、受け賜はり懼り坐す事を（懼理坐事乎）衆聞き食へと宣ふ。　宣命、五詔

高天原ゆ天降り坐しし（天降坐之）天皇が御世を始めて……。　宣命、六詔

我が児、我が王、過無く罪無くあらば、捨てますな忘れますなと（捨麻須奈忘麻須奈止）負せ賜ひ宣り賜ひし大命に

依りて、かにかくに年の六年を試み賜ひ使ひ賜ひて、此の皇后の位を授け給ふ。　宣命、七詔

常労しみ重しみ念ほし坐さく（所念坐久）と宣ふ。　宣命、二詔

以上、上接の動詞に尊敬の意を加えるもの。

います

「います」は、「ます」の原形であり、仮名書き以外は、「坐」を「マス」とも「イマス」とも訓じている。用例数からいえば、「ます」よりも少ないが、奈良時代尊敬語の代表的のものと言われる。

「ます」と同様に、「あり」「居り」「行く」「来る」の尊敬語として、また動詞の連用形に添えて尊敬の意を表わす。

諸の大法師等をひきゐて、上といます（上正伊麻須）太政大臣禅師の、理の如く勧め行はしめ、教へ導き賜ふに依りてし、如此奇しく尊き験は顕はし賜へり。　宣命、四一詔

諸の大法師が中にも、此の二禅師等い、同じ心を以て相従ひ、道を志して、世間の位冠をば楽はずいまさへども（不楽伊麻佐部止毛奈毛）猶止むことを得ずて、円興禅師に法臣の位授けまつる。　宣命、四一詔

今救はく、上無き仏の御法は、至誠心を以て拝み尊び献れば、必ず異に奇しき験をあらはし授け賜ふものにいましけり（伊末志家利）。　宣命、四一詔

皇朕高御座に坐（イマ）し初めしゆり（坐初由利）今年に至るまで六年になりぬ。　宣命、九詔

天下の君と坐して、年の緒長く皇后坐（イマ）さざる事も（皇后不坐事母）一つの善からぬ行にあり。

宣命、七詔

天の授けざる所を得てある人は、受けても全く坐（イマ）す物（坐物）にもあらず、後に壊れぬ。

宣命、三一詔

藤原左大臣、天皇が朝をおきて罷退りますと聞し看しておもほさく、信にしあらば、仕へ奉りて太政官の政をば、誰に任さしかも罷りいます（罷伊麻須）、孰に授けかも罷りいます（罷伊麻須）。　宣命、五一詔

最後の例は、連用形に下接して尊敬の意を表わすものであるが、この例は僅少である。

おほまします

天皇や神仏に対する最高尊敬語。「おはします」の古形である。

雑（くさぐさ）の物を横山の如く置き高成して、献る宇豆の大幣帛を平らけく聞しめして、天皇が御世を堅磐に常磐に斎ひ奉り、伊賀志御世に幸はへ奉りて、万世におほましまさしめ給へと（万世尓御坐令在米給登）称辞竟へ奉らくと申す。　祝詞、平野祭

祝詞久度古開には、「万世」以下を「万世尓御坐令坐米給登と表記し、これを「おほましまさしめ給へと」と訓む。

今進る斎内親王は、恒の例に依りて、三年斎ひ清まはりて、御杖代と定めて進り給ふ事は、皇御孫之尊を、天地月日と共に常磐に堅磐に平らけく安らけくおほましまさしめむと（御座坐氏米武止）、御杖代と進り給ふ御命を、大中臣茂し柃（いか）の中取り持ちて、恐み恐みも申し給はくと申す。　祝詞、斎内親王奉入時

祝詞新講には、「おほまします」の訓がない。今、右の諸例と同書とを比較すると、次のようになる。

祝詞講義	祝詞新講	祝詞新講訓読
御坐令在米	御坐令在米	おはしまさしめ
御坐令坐米	御令坐米	おはしまさしめ
御座坐氏米	御座氏米	おほまさしめ

「おはします」については、日本書紀通釈に「御」「居」「幸行」（巡行）「到行」を「オハシマス」と訓じた例が見えるが、祝詞・宣命には、「オハシマス」は一例もない。また「おはます」も他に用例が見当たらない。

此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ、大坐し坐して（大坐坐而）治め賜ふべしと譲り賜ふ命を、受賜はり坐して答へ曰しつらく……。　宣命、三詔

凡かくいはるべき朕にはあらず。別宮にに御坐し坐さむ時（御坐坐時）、しか得言はめや。　宣命、二七詔

今示現れ賜へる如来の尊き大御舎利は、常見奉るよりは、大御色も光り照りて、甚美はしく、大御形も円満ひて、別に好く大ましませば（大末之来世波）、特にくすしく奇しき事を思ひ議ること、極まりて難し。

宣命、四一詔

朕は御身つからしくおはましますに依りて（於保麻之麻須尓依天）、太子に天つ日嗣高御座の継は授けまつると命ひて、朕に救ひしく……。　宣命、四五詔

ましま す

「居る」の尊敬動詞「ます」の連用形に、さらに「ます」が加わって尊敬の意を表わす形。神仏貴人についていう。

悠紀主基の黒木白木の大御酒を、大倭根子天皇が天都御膳の長御膳の遠御膳と、汁にも実にも赤丹の穂にも聞し食して、豊明に明かりましまして（明御坐氐）……。　祝詞、中臣寿詞

康治元年より始めて、天地月日と共に照し明からしましまさむ事に（照志明良志御坐事乙）本末傾かず茂し槍の中執り持ちて仕へ奉る……。　祝詞、中臣寿詞

「ましま す」に「大」を加えると、「大ましま す」となる。宣命には現われない。

知しめす

「知しめす」は、国を治め給ふの意、また「知る」の尊敬語として用いられる。

遠山近山に生ひ立てる大木小木打切りて持ち参来て、皇御孫命の瑞の御舎仕へ奉りて、天の御蔭日の御蔭と隠り坐して、四方の国を安国と平らけく知し食すが故に（平久知食須我故）、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣ふ。　祝詞、祈年祭

宣りたまひしく、皇我宇都の御子皇御孫之命、此の天津高御座に坐して、天津日嗣を万千秋の長秋に、大八洲豊葦原の瑞穂之国を安国と平らけく知し食せと（所知食止）、言寄さし奉り賜ひて……。　祝詞、大殿祭

明つ御神の大八島国を、天地月日と共に安らけく平らけく知しめさむ事の（知行牟事能）志のために……。

祝詞、出雲国造神賀詞

掛けまくも畏き藤原宮に天下知しめしし（天下所知）みましの父と坐す天皇の、みましに賜ひし天下の業と詔ふ大命を聞き食へ恐み受け賜はり懼り坐す事を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、六詔

清麻呂等と相謀りけむ人ありとは知しめしてあれども（所知天在牟毛）、君は慈を以て天下の政は行ひ給ふものにいませばなも、慈び愍み給ひて免し給ふ。　宣命、四四詔

此の王は、弱き時より朝夕と朕に従ひて、今に至るまで怠る事無く仕へ奉るを見れば、仁孝厚き王にありとなも、神ながら知し食す（所知食）。　宣命、五九詔

終りの二例は、ともに「知る」の尊敬語である。お知りなされる。知っていらっしゃる。

聞しめす

国をお治めになる、支配なさる。また、飲み食うの尊敬語、召しあがる。聞くの尊敬語、お聞きになる。取り行われる意にもいう。

㈠　国をお治めになる、支配なさる。

聞し看す（聞看）食国の中の、東の方武蔵国に、自然に作成れる和銅出でたりと奏して献れり。　宣命、四詔

遠皇祖の御世を始めて、天皇が御世御世聞し看し来る（聞看来）食国の天つ日嗣高御座の業となも、神ながら念ほしめさくと救ふ天皇が御命を、衆聞き食へと救ふ。　宣命、一四詔

聞し食す（聞食）食国の東の方陸奥国の小田郡に金出でたりと奏して進れり。　宣命、一三詔

㈡　飲み食うの尊敬語、召しあがる。

遠き国は八十綱打挂けて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば、荷前は皇大御神の大前に横山の如く打積み置きて、残をば平らけく聞し看さむ（聞看）。　祝詞、祈年祭

遺をば皇御孫命の朝御食夕御食の加牟加比に、長御食の遠御食と、赤丹の穂に聞し食すが故に（聞食故）、皇御孫命の宇豆の幣帛を称辞竟へ奉らくを、諸聞き食へと宣ふ。　祝詞、祈年祭

如此奉る宇豆の幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に平らけく安らけく聞し食して、皇御孫命の長御膳の遠御膳と、赤丹の穂に聞し食さむ（聞食）皇神の御刀代を始めて……。　祝詞、広瀬大忌祭

㈢　聞くの尊敬語、お聞きになる。

藤原朝臣麻呂等い、図負へる亀一頭献らくと奏し賜ふに、聞しめし（所聞行）驚き賜ひ怪しみ賜ひ、見そなはし歓び賜ひ嘉で賜ひて思ほしめさくは……。　宣命、六詔

今救はく、今日は大新嘗のなほらひの豊明聞しめす日にあり（聞行日仁在）。　宣命、三八詔

今救はく、今日は新嘗のなほらひの豊の明聞しめす日にあり（聞食之豊日仁在）。　宣命、四六詔

取り行われる意とするのは、召しあがる意からの発展的意味といわれる。（続日本紀宣命講）

を坐せ、盧舎那仏作り奉るとして……。　宣命、一三詔

悔しかも、惜しかも。今日よりは、大臣の奏ひし政は、聞し看さずやならむ（不聞看夜成牟）。　宣命、五一詔

㈣　取り行われる

今救はく、今日は大新嘗のなほらひの豊明聞しめす日にあり（聞行日仁在）。　宣命、三八詔

今救はく、今日は新嘗のなほらひの豊の明聞しめす日にあり（聞食之豊日仁在）。　宣命、四六詔

取り行われる意とするのは、召しあがる意からの発展的意味といわれる。（続日本紀宣命講）

見そなはす

見るの尊敬語、ごらんあそばす。

（伊佐奈伎命）七日には足らずて隠り坐す事奇しとて見そなはす時に（見所行須時）、火を生み給ひて、御保止を焼かえ坐しき。　祝詞、鎮火祭

まそひの大御鏡の面を、おしはるかして見そなはす（見行）事のごとく……。　祝詞、出雲国造神賀詞

今年の六月十六日の申の時に、東南の角に当りて、甚奇しく異に麗はしき雲、七色相交りて立ち登りてあり。此を朕自らも見そなはし（見行之）、又侍ふ諸人等も共に見て、怪しび喜びつつある間に……。　宣命、四二詔

悔しかも、惜しかも。（中略）明日よりは、大臣の仕へ奉りし儀は、看そなはさずやならむ（不看行夜成牟）。（中略）朕が大臣、春秋の麗はしき色をば、誰と倶にかも見そなはし（見行）弄び賜はむ。山川の浄き所をば孰と倶にかも見そなはし（見行）あからへ賜はむと、歎き賜ひ憂ひ賜ひ大坐し坐すと詔ふ大命を宣ふ。　宣命、五一詔

神、天皇に対していう。

おもほす　おもほしめす

「おもふ」の尊敬語。

夜日畏恐まり念ほせば（所念波）、天下を撫で恵び賜ふ事理に坐す君の御代に当りて在るべきものを、拙くたづがなき朕が時に顕はし示し給へれば、辱み愧しみなも念ほす（念須）。　宣命、一三詔

天皇が御世御世、天つ日嗣と高御座に坐して、此の食国天下を撫で賜ひ慈び賜ふ事は、辞立つにあらず。人の祖のおのが弱児を養治す事の如く、治め賜ひ慈び賜ひ来る業となも、神ながら念ほしめす（所念行須）。

宣命、三詔

汝等を皇朝はここだく高く治め賜ふを、何を怨めしき所としてか然かせむ。有らじかとなも念ほしめす（所念）。足を以て汝等の罪は免し賜ふ。　宣命、一八詔

凡、かくいはるべき朕にはあらず。別宮に御坐し坐さむ時、しか得言はめや。此は朕が劣きに依りてし、かく言ふらしと念ほし召せば（念召波）、愧しみいとほしみなも念ほす（念須）。　宣命、二七詔

大唐に使遣はさむと為るに、船居無きに依りて、播磨国より、船乗為て使は遣はさむと念ほしめす間に（所念行間尓）皇神の命以て船居は吾作らむと教へ悟し給ひき。　祝詞、遣唐使時奉幣

伊佐奈美の命、（中略）吾は下津国を知らさむと白して石隠り給ひて、与美津枚坂に至り坐して思ほしめさく（所思食久）、吾が名妹命の知し食す上津国に、心悪しき子を生み置きて来ぬと宣りたまひて、返り坐して更に子を生み給ふ。　祝詞、鎮火祭

神・天皇についていう。

おもほします

「おもほしめす」と格差はない。

汝藤原朝臣、朕が卿として、明き浄き心を以て朕を助け奉り仕へ奉る事の、重しき労しき事を、思ほし坐す（所思坐）御意坐すに依りて……。　宣命、二詔

親王たちを始めて、王たち臣たち百官の人等の、浄き明き心を以て、輔佐け奉らむ事に依りてし、此の食国天下の政事は、平らけく長く在らむとなも念ほし坐す（所念坐）。　宣命、三詔

今大保は必ず仕へ奉るべしと念ほし坐せ（所念坐世）、多の遍重ねて敢へども、敢ふましじとしてなも辞び申しつらく……。　宣命、二六詔

たりまひてややみ賜へば、忌み忍ぶ事に似る事をしなも、常労しみ重しみ念ほし坐さく（所念坐久）と宣ふ。　宣命、二詔

「おもほします」は二単語の連続した形である。やはり天皇についていう。

依さす・知らす・行はす

「す」は尊敬の意の助動詞で、上位の動詞と合一して尊敬態となる。

天に坐す神の依さし奉りし随に（依之奉之随）、此の天つ日嗣高御座の業と、現つ御神と大八島国知しめす倭根子天皇命の授け賜ひ負せ給ふ貴き高き広き厚き大命を受け賜はり恐み坐して……。　宣命、一詔

皇神等の依さし奉らむ（依佐之奉牟）奥津御年を、手肱に水沫画垂り、向股に泥画寄せて、取作らむ奥津御年を、八束穂の伊加志穂に、皇神等の依さし奉らば（依佐志奉者）、初穂をば千頴八百頴に奉り置きて……。

志貴島に大八島国知らしし（知志）皇御孫命の、遠御膳の長御膳と、赤丹の穂に聞し食す五穀物を始めて……。

祝詞、祈年祭

皇御孫命の詔りたまはく、神等をば天社国社と忘るる事無く、遺つる事無く称辞竟へ奉ると思ほし行はすを（行波須乎）、誰の神そ、天下の公民の作りと作る物を成したまはず傷へる神等は、我が御心そと悟し奉れと宇気比賜ひき。

祝詞、竜田風神祭

「依さす」は「寄す」の尊敬語。御寄托なさるの意。

第二例「皇神等の依さし奉らむ奥津御年」は、皇神たちが、天皇に奥津御年を寄せ奉るの意。

第三例「知らし」は「知ろしめす」に同じ。

たぶ

「たぶ」は「たまふ」の転。ただし山田孝雄著奈良朝文法史には、「たぶ」は「たまふ」より古い動詞であるという。

「たぶ」は、「たまふ」よりも尊敬の度が低いといわれる。

祖父大臣の明く浄き心を以て、御世累ねて天下申し給ひ、朝廷助け仕へ奉りたぶ事を（助仕奉利多夫事乎）、うむがしみ、辱み念はしめして、掛けまくも畏き聖の天皇朝、太政大臣として仕へ奉れと敕へれど、数数辞び申したぶに依りて（辞備申多夫仁依弖）、受け賜はりたばず（受賜多婆受）成りにし事も悔しと念ふが故に、今此の藤原恵美朝臣の大保を、大師の官に仕へ奉れと授け賜ふ天皇が御命を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、二六詔

この文章は、藤原の仲麻呂を大師に任ぜられた時の宣命である。藤原恵美朝臣とは、恵美押勝で、仲麻呂に下さった名である。冒頭の祖父大臣は、藤原不比等、仲麻呂の祖父である。

朕が師大臣禅師の、朕を守りたび助けたぶを見れば（朕乎守多比助賜乎見礼方）、内外二種の人等におきて、其の理に慈哀しみて、過なくも仕へ奉らしめてしかと念ほしめして、かたらひのりたぶ言を（可多良比能利多布言乎）聞くに、是の太政大臣の官を授けまつるには敢へたび（敢多比）なむかとなも念ほす。故是を以て太政大臣禅師の位を授けまつると敕ふ御命を、諸聞き食へと宣ふ。　宣命、三六詔

ここにいう「大臣禅師」とは、道鏡である。

以上における「たぶ」は、藤原仲麻呂・道鏡について用いである。

たまふ

実質的用法としては、上より下へクダサル意として用いられる。形式的用法としては、尊敬の意を表わす。いずれの場合も、「賜」「給」を使う。

清麻呂等は、侍へ奉る奴と念はしてこそ、姓も賜ひて（姓毛賜弖）治め給ひてしか（治給天之加）。今は穢き奴として、退け給ふに依りてなも（退給尓依奈毛）、賜へりし（賜幣利之）姓は取りて、別部を成し給ひて、其が名は穢麻呂と給ひ（給比）、法均が名も広虫売と還し給ふと（還給止）詔ふ御命を、衆諸聞き食へと宣ふ。　宣命、四四詔

天皇が詔旨らまと今勅へるみことのりは、常の事にはあらず。むつ事と思ほし坐すが故に、なほあるべき物に有れやと思ほしめして、大御物賜はくと（賜久止）宣ふ。　宣命、八詔

天下を撫で恵び賜ふ事（恵備賜事）、理に坐す君の御代に当りて在るべきものを、掘くたづがなき朕が時に顕はし

示し賜へれば（顕白示賜礼波）、辱み、愧しみなも念はす。　宣命、一三詔

謙譲語

献る　進る　奉る

タテマツルと読む。下より上へさしあげる意の謙譲語である。

東の方武蔵国に、自然に作成れる和銅出でたりと奏して献れり（献焉）　宣命、四詔

此の大倭の国は、天地の開闢より以来に、黄金は人国より献る（人国用理）献ことは有れども、斯の地には無き物と念へるに……。　宣命、一二詔

由紀須伎二国の献れる（献礼留）黒き白きの御酒を赤丹のほにたまへゑらぎ、常も賜ふ酒幣の物を賜はり以て退れとしてなも、御物賜はくと宣ふ。　宣命、一二詔

聞し食す食国の東の方、陸奥国の小田郡に金出でたりと奏して進れり（進礼利）。　宣命、一三詔

天照坐皇太神の大前に申さく、服織麻績の人等の常も仕へ奉る和妙荒妙の織の御衣を、進る事を（進事乎）申し給はくと申す。　祝詞、四月神衣祭

九月の神嘗の大幣帛を、中臣の某官某位某姓名を使として、忌部の弱肩に太襁取り懸けて、持ち斎まはり捧げ持たしめて、進り給ふ（進給布）御命を申し給はくと申す。　祝詞、九月神嘗祭

幣帛を、神主祝部等受け賜はりて、事過たず捧げ持ちて奉れと宣ふ（奉宣）。　祝詞、祈年祭

奉る（奉流）宇豆の幣帛は、（中略）奥津藻菜辺津藻菜に至るまで置き足らはして奉らくと（奉久登）皇神の前に白し賜へと宣ふ。　祝詞、広瀬大忌祭

奥都御歳を、八束穂に皇神の成し幸はへ賜はば、初穂は汁にも穎にも、千稲八千稲に引居ゑて、横山の如く打積み置きて、秋の祭に奉らむと（奉牟登）皇神の前に白し賜へと宣ふ。　祝詞、広瀬大忌祭

「奉る」は、実質的用法としてはタテマツルと読むが、形式的用法としてはマツルと読む。祝詞・宣命においては、それが慣用である。

平安時代になると、タテマツルも、形式的に用いられる。

「マツル」の用例。

夜の守、日の守に守り奉るが故に（守奉故）、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣ふ（竟奉久登宣）。　祝詞、祈年祭

皇神等の寄さし奉らむ（寄志奉牟）奥都御年を、八束穂の伊加志穂に寄さし奉らば（寄志奉者）……。　祝詞、祈年祭

親王等を始めて、王臣汝等、清き明き正しき直き心を以て、皇朝をあなないひ扶け奉りて（扶奉而）、天下の公民を奏し賜へと詔ふ命を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、五詔

此大瑞の物は、天に坐す神、地に坐す神の相うづなひ奉り福はへ奉る事に依りて（相宇豆奈比奉、福奉事尓依而）顕はし奉れる（顕奉留）貴き瑞なるを以て、御世の年号を改め賜ひ換へ賜ふ。　宣命、六詔

去にし正月に一七日の間、諸の大寺の大法師等を請せ奉らへて（奉請良礼天）、最勝王経を講読せしめまつり（令講読末都利）、又吉祥天の悔過を仕へしめ奉るに（令仕奉流尓）、諸の大法師等が理の如く勤めて坐さひ、又諸の臣等の天下の政事を理に合へて仕へ奉るに（奉仕尓）依りて……。　宣命、四二詔

汝等を召しつる事は、朝庭に侍へ奉らむ状（奉侍良牟状）教詔へたまはむとそ召しつる。貧しく明かに浄き心を以て、朕が子天皇に侍へ奉り（奉侍利）護り助けまつれ（護助麻都礼）。　宣命、四五詔

動詞の連用形を受ける「奉る」を、マツルと読まなければならない必然性は、表記の上から見て決定的ではないが、右の例における「末都利」「麻都乱」などの仮名書きに準じて読んだものであろう。

「守り奉る」は、口語、お守り申しあげる。以下すべてこれに準ずる。

賜はる　給はる

上位者よりいただく意の謙譲動詞である。

諸臣等と共に、異に奇しく麗はしく白き形（白き祥の鹿）をなも見喜ぶる。故是を以て、黒き白きの御酒食へゐらき、常も賜ふ酒幣の物賜はれとして（賜礼止之天）御物給はくと宣ふ。　宣命、四六詔

「賜はれ」は、命令形。ここは、「ふだんの例として下さる酒幣（酒宴の時の贈物）の物をいただけといって」である。

近江の大津宮に御宇しめしし大倭根子天皇の、天地と共に長く、日月と共に遠く、改むまじき常典と立て賜ひ敷き賜へる法を、受け賜はり坐して（受被賜坐而）、行ひ賜ふ事と衆受け賜はりて（受被賜而）、恐み仕へ奉りつらくと詔ふ命を、衆聞きたまへと宣ふ。　宣命、二詔

朕一人やは貴き大瑞を受け賜はらむ（受賜牟）。天下共に頂き受け賜はり（受賜利）、歓ぶるし理なるべしと……。

宣命、一三詔

丈部姉女（中略）氷上塩焼が児、志計志麻呂を、天つ日嗣と為むと謀りて、掛けまくも畏き天皇の大御髪を盗み給はりて（盗給波利豆）、きたなき佐保川の濶縄に入れて、大宮の内に持ち参入り来て、厭魅為ること三度せり。

宣命、四三詔

幣帛を、神主祝部等受け賜はりて（受賜氐）事過たず捧げ持ちて奉れと宣る。　祝詞、祈年祭

幣帛を、神主祝部等請けたまはりて（請氐）事落ちず捧げ持ちて奉れと宣ふ。　祝詞、大嘗祭

第一例は形式的用法であるが、この類の用法は他に見えない。第二例以下は、大部分、「受け」を受け、「盗み」を受けたもの一例である。

「受け賜はり」は、受けさせていただきの意。

最後の例「請けたまはり」は祝詞新講の訓に拠る。祝詞講義は「ウケテ」と読む。

食ふる

は行下二段活用の謙譲語。

由紀須伎二国の献れる黒き白きの御酒を赤丹のほにたまへゐらぎ（多末倍恵良伎）、常も賜ふ酒幣の物を賜はり以ちて退れとしてなも、御物賜はくと宣ふ。　宣命、三八詔

黒き白きの御酒食へゐらき（食倍恵良伎）、常も賜ふ酒幣の物賜はれとして、御物給はくと宣ふ。　宣命、四六詔

これら二例の「多末倍」「食倍」は、実質的用法で、連用形、いただく意。

万葉集東歌における次の「たまへ」もこれと同じ用法意味である。

鈴が音の早馬駅家の堤井の水をたまへな（多麻倍奈）妹が直手よ　万十四、三四三九

水をいただきましょうというのである。

しかし宣命では「聞き食へ」の形で現われる形式的用法が多い。

故、如此の状を聞き食へ悟りて（聞食悟而）、慇しく仕へ奉らむ人は、其の仕へ奉れらむ状の随に、品品讃め賜ひ、上げ賜ひ、治め賜はむものそと詔ふ天皇が大命を、諸聞き食へと詔ふ（聞食止詔）。　宣命、一詔

みましの父と坐す天皇の、みましに賜ひし天下の業と詔ふ大命を聞き食へ恐み（聞食恐美）、受け賜はり懼り坐す事を、衆聞き食へと宣ふ（聞食宣）。　宣命、五詔

百済王敬福い、部内の小田郡に黄金出でたりと奏して献れり。此を聞き食へ（聞食）、驚き悦び貴び念はくは……。　宣命、一二詔

かくある御命を、朕又一二の賢子等と侍りて聞き食へてあり（聞食天在）。　宣命、二九詔

我が身を草木土に交へて障る事無くなさむと救り賜ひながら成りぬれば、欲ばしみ貴みなも念ひ食ふる（念食流）。　宣命、一五詔

諸諸集侍はりて、見食へ、尊み食へ、歓び食へ、聞き食へ（見食倍尊食倍歓食倍聞食倍）、天皇が朝庭に茂し世に、八桑枝の立ち栄え仕へ奉るべき禱を聞し食せと恐み恐みも申し給はくと申す。　祝詞、中臣寿詞

「聞き食へ」は「聞いていただき」「承り」。

「念ひ食ふる」は「お思い申す」。

「見食へ」「尊び食へ」は、「見ていただき」「尊んでいただく」。

最終の例「見食倍尊食倍」などは、祝詞講義・祝詞新講には「ミタベ、タフトミタベ」と訓じているが、「倍」の仮名により、「タマへ」と読み、連用形と見る。

「タベ」と読むと、四段活用、命令形となり、「倍」の仮名が不適当となる。

丁寧語

侍り

「はべり」は、「はひあり（逼ひ有り）」の約言といわれる。神仏・天皇・貴人の前につつしんでいるさまの語であるが、転じて「ある」「居る」の丁寧語として使われる。

また、「侍り」は、自分自身についても、また、他についても使われる。

今敕はく（中略）、今示現れ賜へる如来の尊き大御舎利は、常見るよりは（中略）別に好く大ましませば、意中に昼も夜も懈み怠ること無く、謹み礼まひ仕へ奉りつつ侍り（侍利）。　宣命、四一詔

これは、称徳天皇の下さった宣命である。「侍り」は天皇御自身の事である。如来の大御舎利に対して、御自ら謹み礼まいお仕へ申し上げておりますというのである。側近に奉仕しているという意味。

今和気に敕はく、先に奈良麻呂等が謀反の事起してありし時には、仲麻呂い、忠臣として侍りつ（侍都）。　宣命、三四詔

この場合は、天皇が臣に対して「侍り」を使ったのである。仲麻呂が忠臣として側近に奉仕していましたというのである。

ある人は、淡路に侍り坐す人を（侍坐須人乎）率て来て、さらに帝と立てて天下を治めしめむと念ひてある人もあるらしとなも念ふ。　宣命、三三詔

これは、称徳天皇が淡路の廃帝に対して「侍り」を使われたので、「侍り」の使用者とその相手とは、前例と同型

であるが、「侍り坐す」といったのは、相手が前帝であられたからである。

この「侍り」は、尊貴者の側近に奉仕しているというのでは、もちろんない、淡路に居られて天皇の支配下にあるという意である。

以上は、「侍り」の実質的用法であるが、別に、動詞の連用形を受ける形式的用法がある。

天下に立て賜ひ行ひ賜へる法は、絶ゆべき事は無くありけりと、見聞き喜び侍り（喜侍）と奏し賜へと詔ふ大命を奏す。　宣命、一〇詔

太上天皇（孝謙）教へたまひ宣はく、朕一人を昇げ賜ひ治め賜へる厚恩をも、朕が世には酬い尽し奉ること難し。生みの子の八十つぎにし仕へ奉り報ゆべくあるらしと、夜昼恐まり侍るを（恐麻利侍乎）いや益す益すに朕が私の父母はらからに至るまでに、あるべき状の任（まにま）と、上げ賜ひ治め賜ふ事甚恐し。受け賜はる事得じと奏せと宣ふ。　宣命、二五詔

第一例は元正太上天皇の宣命。天武天皇がお始めになった五節の舞を国の宝として保持なされれば、祖先の立て賜へる法は絶ゆべき事はないと、この舞楽を見聞きして、喜んでおりマスと天皇（聖武）に奏上せよ云々というである。

第二例は、淳仁天皇の宣命の一節で、太上天皇（孝謙）が天皇に仰せられたお言葉である。「夜昼恐まり侍るを」は、「夜昼かしこまっておりマスのに」という意。

第五編　特殊句法

特殊句法総説

いずれの時代、いかなる文献にも、特有の句法というものがある。その理由には種々あるであろうが、時代的環境、作者の性格教養による事が多いと思われる。要するに、その時代の言語、ならびにその文献における表現の特徴を表わすものであり、祝詞・宣命もその例にもれず、幾多の特殊句法によって、その言語的特質の一端を示している。

祝詞特殊句法

称辞竟へ奉る
朝日の豊逆登に

宣はく――宣ふ　申さく――申す
申し給はくと申す　奏し賜はくと奏す

御名を申さく――御名は白して
赤丹の穂に聞しめす

諸聞し食せと宣る（諸聞食登宣）
茂し榊の中取り持ちて
宣命特殊句法
豈障るべきものにあらず
進むも知らに退くも知らに
己がひきひき
聞食倍止宣　聞食止宣　聞食宣　聞宣　神ながら念ほしめす

祝詞特殊句法

称辞竟へ奉る

「称辞」（タタヘゴト）は、ほめことば。讃辞。「竟へ」は、祝詞新講によれば、讃辞の限りを尽くす意という。一句の意は、「神徳に対して讃辞の限りを尽くしてたたえる」意から、さまざまな意味が派生する。

㈠　お祭り申上げる意

献る宇豆の大幣帛を、安幣帛の足幣帛と平らけく安らけく聞し食せと、皇大御神等を称辞竟へ奉らくと白す。
（称辞竟奉久登白）　祝詞、春日祭

天皇が朝廷に伊加志夜久波叙の如く仕へ奉り、佐加叡志米賜へと、称辞竟へ奉らくと白す（称辞竟奉良久登白）
祝詞、春日祭

広瀬の川合に称辞竟へ奉る（広瀬能川合尓称辞竟奉流）皇神の御名を白さく……。　祝詞、広瀬大忌祭

此の皇神の前に辞竟へ奉らく、皇御孫命の宇豆の幣帛を捧げ持たしめて、王臣等を使として称辞竟へ奉らくを
（称辞竟奉久乎）神主祝部等諸聞き食へと宣ふ。　祝詞、広瀬大忌祭

第一例「皇大御神等を」の「を」は格助詞で、ここは、大御神たちを讃美してお祭り申しあげるの意。
第四例、第一行め「辞」は「称辞」と解す。ここの「辞竟へ奉らく」は、後の「称辞竟へ奉らく」で受ける。

㈡　献るの意

皇神等の前に白さく、（中略）皇御孫命のうづの幣帛を、朝日の豊逆登に称辞竟へ奉らくと宣ふ（称辞竟奉久登宣）。
祝詞、祈年祭

初穂をば千穎八百穎に奉り置きて（中略）汁にも穎にも称辞竟へ奉らむ（称辞竟奉牟）。　祝詞、祈年祭
宇事物頸根衝きて、皇御孫命の宇豆の幣帛を称辞竟へ奉らくと宣ふ（称辞竟奉久登宣）。　祝詞、祈年祭

㈢　仕へ奉るの意

大御巫の辞竟へ奉る（辞竟奉）皇神等の前に白さく……。　祝詞、祈年祭
御門の御巫の称辞竟へ奉る（称辞竟奉）皇神等の前に白さく……。　祝詞、祈年祭
生島の御巫の辞竟へ奉る（辞竟奉）皇神等の前に白さく……。　祝詞、祈年祭

㈢の意味は、㈠に近い。

㈣　称へ奉るの意

咎過在らむをば、見直し聞き直し坐して、平らけく安らけく仕へ奉らしめ坐すに依りて、大宮売命と御名を称辞竟へ奉らくと白す（御名乎称辞竟奉久登白）。　祝詞、大殿祭

咎過在らむをば、神直備大直備に見直し聞き直し坐して、平らけく安らけく仕へ奉らしめ賜ふが故に、豊磐間命
櫛磐間命と、御名を称辞竟へ奉らくと白す（御名乎称辞竟奉久登白）。　祝詞、御門祭

朝日の豊逆登に

朝日の美しくすがすがしく昇る時にの意。一日のうち早朝はもっともよい時であるからその時に――というのである。「豊逆」は「豊栄」の借字。

今年某月の某日諸参出で来て、皇神の前に宇事物頸根築き抜きて、朝日の豊逆登りに（朝日乃豊逆登尓）称辞竟へ奉らくを……。　祝詞、広瀬大忌祭

今年二月に、御年初め賜はむとして、皇御孫命の宇豆の幣帛を、朝日の豊逆登に（朝日能豊逆登尓）称辞竟へ奉らくと宣ふ。　祝詞、祈年祭

今日の朝日の豊逆登りに（今日能朝日能豊逆登尓）称辞竟へ奉る皇御孫命の宇豆の幣帛を、神主祝部等被賜りて惰る事無く奉れと宣りたまふ命を諸聞き食へと宣ふ。　祝詞、竜田風神祭

朝日の豊栄登りに（朝日乃豊栄登尓）伊波比の返事の神賀の吉詞奏し賜はくと奏す。　祝詞、出雲国造神賀詞

第一例は、朝日の豊逆登の時にお祭をし。第二・三例は、その時に幣帛を献ずるというのである。第四例は、寿詞を奏上する意。

宣はく―宣ふ

「宣はく」に対しては、後位に「宣ふ」で応じる。「奏さく」に対しては「奏す」で応じる。これが普通の国語表現である。漢文訓読と異なる点である。

今宣はく（宣久）、（中略）今遺れる奏等は、悪しき心無くして、清き明き心を持ちて仕へ奉れと宣ふ（宣）。
宣命、二一詔

豊子卿等は、天皇が大命以て、汝たちを召して慶詔ひしく（詔志久）、朕が後に大后に能く仕へ奉り助け奉れと詔ひき（詔支）。　宣命、一七詔

盧舎那仏の像の大前に奏し賜へと（天皇ガ使者ヲ通ジテ）奏さく（奏久）、（中略）百官の人等を率ゐて礼拝み仕へ奉る事を掛けまくも畏き三宝の大前に、恐み恐みも奏し賜はくと（天皇ガ）奏す（奏）。　宣命、一二詔

広幡の大神に申し賜へと（天皇ガ使者ヲ通ジテ）申さく（申久）、（中略）恐けれども御冠献る事を恐み恐みも申し賜はくと、（天皇が）申す（申）。　宣命、一五詔

太上天皇の御命以て、卿等諸に語らへと宣はく（宣久）、朕が御祖大皇后の御命以て朕に告ひしく、岡宮に御宇しめしし天皇の日継は、かくて絶えなむとす、女子の継には在れども嗣がしめむと宣ひて（宣弖）、此の政行ひ給ひき。　宣命、一七詔

部内の少田郡に黄金出でたりと奏して進れり。此を聞き食へ驚き悦び貴び念はくは（念久波）、盧舎那仏の慈び賜ひ福はへ賜ふものに有りと念へ（念閇）、受賜はり恐まり戴き持ち……。　宣命、一二詔

第五例の対応語は「宣ひて」とあり、第六例は「念へ」とある。「念へ」は「念へば」の意味、両者とも断止形ではない。こういう対応もあるのである。

申し給はくと申す　奏し賜はくと奏す

上位の「申し」は天皇、下位の「申す」は、遣わされた奉幣使が申すのである。

常も進る二月の祈年の大幣帛を某官位姓名を使として、捧げ持たしめて進り給ふ御命を申し給はくと申す（申給久止申）。　祝詞、伊勢大神宮祈年月次祭

天照坐皇太神の大前に申さく、服織麻績の人等の常も仕へ奉る和妙荒妙の織の御衣を、進る事を申し給はくと申す（申給止申）。　祝詞、四月神衣祭

弁官某位某姓名を差使はして、進り給ふ状を申し給はくと申す（申給久止申）。　祝詞、遷奉大神宮祝詞

朝日の豊栄登りに、伊波比の返事の神賀の吉詞奏し賜はくと奏す（奏賜波久登奏）。　祝詞、出雲国造神賀詞

御禱の神宝を挙げ持ちて、神の礼白臣の礼白と、恐み恐みも、天津次の神賀の吉詞白し賜はくと奏す（白賜久登奏）。　祝詞、出雲国造神賀詞

最後の二例に用いられた「奏し賜はくと奏す」は、第一・二・三例の「申し給はくと申す」とは意味が異なる。この神賀詞は、国造が天皇に奏す詞で、「奏上いたします」というほどの心で用いたものらしい。したがって、「賜はく」の用法に不審がある。祝詞新講に、恐らくこれは、「申し給はくと申す」の原義を忘れて、一の慣用語として用いられたものであろうといい、また、この語は、この寿詞の制作された当初から使用されていたものではなく、平安朝になってから、伊勢大神宮の祝詞の例に倣って改められたものであろう。なお同例が中臣寿詞にもあるという。

中臣寿詞の例

天皇が朝庭に茂し世に、八桑枝の立ち栄え仕へ奉るべき禱を聞し食せと、恐み恐みも申し給はくと申す（申給波久止申）。

「申」と「奏」とは、文字は異なるが、ここも同じである。

御名を白さく——御名は白して

広瀬の川合に称辞竟へ奉る皇神の御名を白さく（御名乎白久）、御膳持たする若宇加能売命と御名は白して（御名者白氐）、此の皇神の前に辞竟へ奉らく……。　祝詞、広瀬大忌祭

平らけく安らけく護り奉る神の御名を白さく（神御名乎白久）、屋船久久遅命屋船豊宇気姫命と御名をば称へ奉りて（御名乎波奉称利氐）、皇御孫命の御世を堅磐に常磐に護り奉り。　祝詞、大殿祭

皇御孫命の大御夢に悟し奉らく（悟奉久）、「天の下の公民の作りと作る物を、悪しき風荒き水に相はせつつ、成したまはず傷へるは、我が御名は天乃御柱乃命国乃御柱乃命」と、御名は悟し奉りて（御名者悟奉氐）……。　祝詞、竜田風神祭

これらの構造は、「いはく——いふ」「宣はく——宣へり」などの類型で、格別珍しいものではないが、国語表現の一つの特徴であるから取り上げた。

赤丹の穂に聞しめす

「赤丹の穂に」は、「聞しめす」という動作の後に現われる状態をいう。

皇神等に初穂はに穎も汁にも称辞竟へ奉りて、遺をば皇御孫命の朝御食夕御食の加牟加比に、長御食の遠御食と、赤丹の穂に（赤丹穂爾）聞し食すが故に……。　祝詞、祈年祭

志貴島に大八島国知らしし皇御孫命の、遠御膳の長御膳と、赤丹の穂に（赤丹・穂爾）聞し食す五穀物を始めて

……。　祝詞、竜田風神祭

なお、これについては、格助詞「に」の条参照。

諸聞し食せと宣る（諸聞食豆宣）

この訓について、祝詞講義は「モロモロキコシメセトノル」とし、祝詞新講もこれと同じである。用例も数多い。

集侍はれる神主祝部等諸聞し食せと宣る（諸聞食豆宣）　祝詞、祈年祭

王臣等を使として称辞竟へ奉らくを、神主祝部等諸聞し食せと宣る。　祝詞、広瀬大忌祭

朝日の豊逆登りに称辞竟へ奉らくを、神主祝部等諸聞し食せと宣る。　祝詞、広瀬大忌祭

皇御孫命の宇豆の幣帛を、神主祝部等被賜りて、脩る事無く奉れと宣りたまふ命を、諸聞し食せと宣る

祝詞、竜田風神祭

集侍はれる親王諸王諸臣百官人等諸聞し食せと宣る。　祝詞、六月晦大祓

この句法は宣命にも数多く現われる。詔詞解など、これと大部分は同訓であるが、続日本紀宣命講は、異なる訓である。この訓については、宣命特殊句法において述べる。

茂し桙の中取り持ちて

「茂し桙」は、厳矛の義。舒明天皇紀に、「大臣所遣（ノツカハセル）群卿者、従来如（モト　シテ）厳矛（ノ）厳矛、此云伊倭之保虚（ナカトリモチテルコトノ　モノマウス）取中事、而奏請　人等也。」とあり、日本書紀通釈に「如厳矛取中事而云々、これは君と臣との中間を、偏頗なく取持て、事行ふ人の譬に云り。釈私記に、凡取レ矛立レ地之時、必取二其中一故云とあるが如し」と釈している。

大命を、大中臣茂し桙の中取り持ちて、恐み恐みも申し給はくと申す。　祝詞、斎内親王奉入時

康治元年より始めて、天地月日と共に照らし明らし御坐（マシマ）さむ事に、本末傾かず、茂し槍の中執り持ちて仕へ奉る

中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親、寿詞を称辞定め奉らくと申す。　祝詞、中臣寿詞

ほこは、その柄の中間を握るものであるから、君と臣との間を取り持つという意をもって、「中取り持ちて」に冠したので、「茂し桙の」は、修辞上、序詞と見られる。

宣命特殊句法

豈障るべきものにあらず

ここにいう「豈」は、普通にいう反語誘導の叙述副詞ではなく、否定あるいは否定的推量誘導の叙述副詞である。口語「ケッシテ」「オソラク」などに当たる。

仏も経に敷はく、国王い、王位に坐す時は、菩薩の浄戒を受けよと敷ひてあり、此に依りて念へば、家を出でても政を行ふに、豈障るべきものにはあらず（豈障倍岐物仁方不在）。　宣命、二八詔

家を出でし人も白衣も相雑りて供へ奉るに、豈障る事はあらじ（豈障事波不在）と念ほしてなも……。

宣命、三八詔

是豈敢へて朕が徳い、天地の御心を感動しまつるべき事は無し（是豈敢朕徳伊、天地乃御心乎令感動支都流倍岐事波無）となも念ほしめす。　宣命、四二詔

漢文訓読の影響を受けた表現である。

進むも知らに退くも知らに

進むこともできず、退くこともならず、全く身の措置に惑うさまをいう。「知らに」は「知らず」の意。語法的には、「に」は「ぬ」の連用形、打消を表わす。奈良時代語。

天皇が大命を頂に受け賜はり恐み持ちて、辞び啓さば天皇が大命恐く、賜はり仕へ奉らば拙く劣くて知る所無し。進むも知らに退くも知らに（進母不知退母不知）、天地の心も労ほしく重しく、百官の情も辱み愧かしみなも神ながら念ほし坐す。　宣命、五詔

受け賜はり畏び、受け賜はり貴び、進むも知らに退くも知らに（原文同前）、夜日畏恐まり念ほせば……。

宣命、一三詔

朕も又念はく、前の聖武天皇の皇太子と定め賜ひて、天つ日嗣高御座の坐に昇げ賜ふものを、いかにか恐く私の父母はらからに及ぶ事得む、いと恐し、進むも知らに退くも知らに（原文同前）といなび奏せり。

宣命、二五詔

倭根子天皇我が皇、此の天つ日嗣高御座の業を、拙く劣き朕に、賜はりて仕へ奉れと仰せ賜ひ授け賜へ、頂に受け賜はり恐み、受け賜はり懼ぢ、進むも知らに退くも知らに（進母不知退母不知）、恐み坐さくと宣ふ。天皇が敕を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、二四詔

天皇が詔旨を、頂に受け賜はり恐み、受け賜はり懼ぢ、進むも知らに退くも知らに（原文右に同じ）恐み坐さくと敕ふ命を、衆聞き食へと宣ふ。　宣命、四八詔

朕劣く弱き身に、萬業を承りて、恐まり畏ぢ、進むも知らに退くも知らに（原文右に同じ）念はせば……。

宣命、四九詔

己がひきひき

己のひいきひいきによっての意。「ひきひき」は名詞であるが、連用修飾句となる。

己のひいきひいきによっての意。「ひきひき」は名詞であるが、連用修飾句となる。

また敕はく、人々己がひきひき（己比岐比岐）此の人を立てて我が功と成さむと念ひて、君の位を謀り、竊かに心を通はして人をいざなひすすむこと莫れ。　宣命、三一詔

天下の政は君の敕に在るを、己が心のひきひき（己可心乃比岐比岐）、太子を立てむと念ひて、功を欲するものにはあらず。　宣命、三三詔

臣等は、己がひきひき（己我比伎婢企）、是に託き彼に依りつつ、頑に礼無き心を念ひて、槌しまの謀を構ふ。如是あらむ人等をば、朕必ず天翔り給ひて見そなはし、退け給ひ捨て給ひ、きらひ給はむものそ。　宣命、四四詔

すべて連用修飾句となる。

聞食倍止宣・聞食止詔・聞食宣・聞聞

続日本紀宣命講は、「キキタマヘト、ノタマフ」と訓じ、「皆々承れとて述べ聞かせる」と解する。

汝等が罪は免し給ふ。但し官は解き給ふ。散位として仕へ奉れと敕ふ御命を聞き食へと宣ふ（聞食倍止宣）。

宣命、三五詔

今より往く前に、小けき過もあらむ人に引率らるとし聞しめさば、必ず法のまにまに罪なひ給ひきらひ給はむと敕ふ御命を聞き食へと宣ふ（聞食倍止宣）。　宣命、三五詔

天皇が大命らまと宣ふ大命を、衆聞き食へと宣ふ（衆聞食倍止宣）。

集侍はれる皇子等王たち百官の人等、天下の公民、諸聞き食へと詔ふ（諸聞食止詔）。　宣命、一詔

此の食国天下を調へ賜ひ、平らげ賜ひ、天下の公民を恵び賜ひ撫で賜はむとなも神ながら思ほしめさくと詔ふ天皇が大命を、諸聞き食へと詔ふ（聞食止詔）。　宣命、一詔

皇太子宮の官人に冠一階上げ賜ふ。此の中に博士と任し賜へる下道朝臣真備には、冠二階上げ賜ひ治め賜はくと救ふ天皇が大命を、衆聞き食へと宣ふ（聞食宣）。　宣命、一一詔

百官司の人等、諸国の兵士、鎮兵、伝駅戸等、今年の田租免し賜はくと宣ふ天皇が救を、衆聞き食へと宣ふ（聞食宣）。　宣命、二四詔

親王たち諸王諸臣、百官の人等、天下の公民、衆聞きたまへと宣ふ（聞宣）。　宣命、三詔

武蔵国の今年の庸、当郡の調庸免したまふと詔ふ天皇が命を、衆聞きたまへと宣ふ（聞宣）。　宣命、四詔

詔詞解は、「聞食悉宣」およびその他の表記を、すべて「キコシメサヘトノル」と訓ずる。

しかし、「食悉」を「メサヘ」と訓ずることは、いかがかと考える。「メサヘ」は、「メサフ」（四段活用）の命令形であるから、乙類の仮名「悉」を用いることはないはずである。

続日本紀宣命講は、「キキタマヘ」と訓じ、「タマヘ」は下二段活用の命令形としている。

この時代、四段活用、か行変格活用、な行変格活用、ら行変格活用以外の動詞は、命令形に「よ」を添えるのが普通であるから、本来ならば「タマヘヨ」とあるべきであるが、さ行変格活用の命令形「セヨ」を、ただ「セ」というように、「タマヘヨ」も「ヨ」を省いた語形であると、同書は説明している。

今この説を支持するとして考えるに、「タマヘ」（タマヘヨ）は、「タマハシ」（タマハレヨ）で、「いただけ」という意になり、「聞き食へ」は、「聞きいただけ」「お聞き申せ」で、つまり「承れ」となる。

また、「食」を「メス」と訓ずるほかに、下二段活用の「タマヘ」に使う例は、次のとおりである。

由紀須伎二国の献れる黒き白きの御酒を赤丹のほにたまへゑらぎ（多米倍恵良伎）、常も賜ふ酒幣の物を賜ほり以て退れとしてなも、御物賜はくと宣ふ。　宣命、三八詔

故是を以て黒き白きの御酒食へゑらぎ（食倍恵良伎）常も賜ふ酒幣の物賜はれとしてなも、御物給はくと宣ふ。　宣命、三八詔

銅の湯を水と成し、我が身を草木土に交へて、障る事無くなさむと救り賜ひながら成りぬれば、歓しみ貴みなも念ひ食ふる（念食施）。　宣命、一五詔

「御酒食へゑらぎ」は、「御酒をいただいてよろこび楽しみ」という意、「念ひ食ふる」は、「思い申す」である。

「如此之状・聞食悉而」（一詔）、「大命・聞食恐・」（五詔）、「此遠聞食驚悦而」（一二詔）などの「聞食」は、「キキタマヘ」と訓ずる。

ついでに言う。祝詞にも「諸聞食登宣」の用例がある。

集侍はれる神主祝部等諸聞食登宣。　祝詞、祈年祭

皇御孫命の宇豆の幣帛を称辞竟へ奉らくを、諸聞食登宣。　祝詞、祈年祭

皇御孫命の宇豆の幣帛を称辞竟へ奉らくを、神主祝部等諸聞食登宣。　祝詞、広瀬大忌祭

祝詞講義は、これらを「キコシメセトノル」と訓じ、「聞食」について、「聞食とは、今俗に承れ杯云むが如し。先神主祝部を呼立て天皇の詔詞を承はれと中臣の云ひ聞かしむる也」ある。

また「宣ふ」については、詔詞解、祝詞講義、祝詞新講など、ひとしく「ノル」と訓じているが、続日本紀宣命講

は、「ノタマフ」と訓じている。同書は有坂秀世氏の説に従って、「ノル」と訓ずることを示す積極的な証拠は一つもないとし、また「ノタマフ」という語は決して普通の意味の敬語ではなく、宣命使が自ら宣読することを「ノタマフ」と言ったものとしている。祝詞の訓も、今宣命同様に取扱うこととする。

神ながら念ほしめす

「神ながら」は、神そのままに。神にふさわしく。神として。ここは、神としておぼしめすというので、天皇は神として日本国を統治なさるという古代思想から出た詞で、宣命には、なおこれと同一の精神から成る、次の句がある。

神ながら念ほし坐す
神ながら知しめす

此の物（和銅）は、天に坐す神、地に坐す祇の相うづなひ奉り福へ奉る事に依りて、顕しく出でたる宝にあるらしとなも、神ながら念ほしめす（神随所念行須）。　宣命、四詔

今神亀の二字を御世の年名と定めて、養老八年を改めて神亀元年として、天つ日嗣高御座食国天下の業を、吾が子みまし王に授け賜ひ譲り賜ふと詔ふ天皇が大命を頂に受け賜はり恐み持ちて、辞び啓さば天皇が大命恐く、賜はり仕へ奉らば労く劣くて知る所無し。進むも知らに、退くも知らに、天地の心も労しく重しく、百官の情も辱み愧かしみなも、神ながら念ほし坐す（神随所念坐）。　宣命、五詔

此の王は、弱き時より朝夕と膝に従ひて、今に至るまで怠る事無く仕へ奉るを見れば、仁孝厚き王にありとなも、神ながら知し食す（神奈我良所知食）。　宣命、五九詔

これらの句法は宣命にはなはだ多い。

神ながら念ほしめす　一四例
神ながら念ほし坐す　四例
神ながら知しめす　一例

なお、祝詞にも二例見える。

皇御孫之命の、天の御舎の内に坐す皇神等は、荒び給ひ健び給ふ事無くして、高天之原に始めし事を神ながらも知し食して（神奈我良毛所知食氐）……。　祝詞、遷却崇神

安幣帛の足幣帛と平らけく聞し食して、祟り給ひ健び給ふ事無くして、山川の広く清き地に遷り出で坐して、神ながら鎮まり坐せと（神奈我良鎮坐世止）称辞竟へ奉らくと申す。　祝詞、遷却崇神

右二例における「神ながら」は、神そのものについていう。第二例は、神にふさわしく。神らしく。ここは祟りの神に対して言っているのである。

索引

あ

明き……九三
赤丹の穂に聞しめす……二五五
あからふ……七〇
明かに……一〇六
明らけき……九四
朝日の照逆登に……二五三
あたらし……九七
あななふ……四六
豊障るべきものにあらず……二五七
あはたす……四四
問む……四四
敢ふ……七〇
怪しぶ……六〇
あらたしき……九七
改む……四四
荒びる……七八
あらぶ……六四
有(在)り……八四

い

い(準体助)……三三
いかし穂……九九
茂し枠の中取り持ちて……二五六
生く……三三
小けき……八四
いすろこふ……九六
已然形……二六
已然法……二七
いそしき……九八
いそしく……九五
歎しみ……一〇三
いちはやぶ……六五
いつつしき……九八
いなぶ……六五
徃ぬ……八三
いはふ……四六
家じく……九五
いまさふ……三六
います……三六
います(尊敬)……二三三
いや高に……九三
いや広に……九三

う

得……六七
うけふ……五〇
うごなはる……五七
うじ物……九九
うすはく……三三
慈(うつく)しぶ……六一
うつしく……九六
うづな(の)ふ……五一
うとぶ……六五
うべなむ……五四
うむかしき……九八
埋もる……五七
うやうやしく……九六
うるはしく……九六
うれし……九七

お

おそる……七七
おだひしみ……一〇三
おだひにあり……一〇八
己がむきむき……三五
オハシマス(尊敬)……三四
大きなる……一〇七
おほまします……三六
おほまします(尊敬)……三三
おもじき……九八
おもぶく……六七
おもほしめす……四〇
おもほします(尊敬)……三五
おもほしめす(尊敬)……三八
おもほす……三五

か

か(係助)……三三
が(連体格)……一六五
が(主格)……一六七
が(連体格)の付属方法……一六六
か行動詞……三三
か行変格活用……七九
格助詞……一六一
隠る……五七
かしこき……九三
恐く……九〇
恐けれ……九三
かしこじもの……一〇〇
恐まる……五六
かしこむ……五四
かそふ……五一
かたくなにあり……一〇八
かたじけなし……九一・九七
かたじけなみ……一〇三
かたむ……五四
悲しぶ……六一
かまく……六六
上一段活用……七七
神ながら念ほしめす……二六二
上二段活用……六三
かも(係助)……三三
かり活用……一〇〇
関係助詞……一五七

き

き……一三三
聞食倍止宣……三五九
聞食止宣……三五九
聞食・聞宣……三五九

き・けりの意味……一七
きこしめす（尊敬）……一四
聞しめす（尊敬）……三三
磯き……九三
きたむ……一四
清き……九三
浄く……九三
清まはる……六八
きらふ……三三

く

来（く）……六九
く活用……九四
く活用二……九三
くすしく……九六
悔しぶ……六二
黒ます……四三

け

形式的用法……八
けむ……一六
けらく……一六
来（け）り……三〇・八〇
けり……一三

こ

語幹の用法……九三
こきだしき……九六
こそ……二四
如・ごとし……一三
媚ぶ……六六

さ

道なる……一〇七
さきはふ……七〇
さ行変格活用……八一
さ行動詞……二四
さく……六八
さくむ……三三
さすらふ……三三
さだかに……〇六
さへ……一〇〇
さもらふ……三三
さやけし……四四
さやる……九六
ざり……一三

し

し（係助）……二六
し（連体助）……三〇
じ……二四
しか（終助）……三三
然り……八八
しく……二四
しく活用……九五
してづ……六三
しじまふ……三三
して（連用格）……八一
して（接続助）……九六
静かに……〇六
実質的用法……八
死ぬ……八三
しむ……二〇
しも（係助）……三九
下二段活用……六〇
重語法……三〇・三三
終止形……三三
終止形に添う助動詞……三九
準体法……六六
諸語に添う助動詞……三五
助詞の重なり方……三九
助動詞の付属方法……〇九
知しめす……四一
知しめす（尊敬）……三五

す

す……八一
す（使役助動）……三三
す（尊敬助動）……二〇
ず……二〇
居（す）う……七五
少け……七五
少み……〇三
勝（すぐ）る……六五
すすむ……三五
進むも知らに……六々
そ

そ・ぞ……二〇七
そ（なーそ）……三五
尊敬語……三〇

た

たぎつ……四七
た行動詞……四七
たけぶ……六五
称辞竟へ春る……三〇
たづがなき……九二
献る・進る・奉る（謙譲）……二四二
たてまたす……四三
だに……一九四
たのもしみ……〇三
平らけく……九四
堪ふ……七一
たぶ……六一
食（たぶ）……七六
たぶ（尊敬）……二四〇
尊ぶ・貴ぶ……六三
貴む……五六
賜はる……五九
賜はる・給はる（謙譲）……二四四
食（たま）ふ……七一
たまふ（尊敬）……二四一
食ふる（謙譲）……二四三
足らはす……四三
たり……一三
乗る……五九
断止法……三・六・八

ち

中止法……九
千別き……四四

つ

つ……二五
つ（連体格）……六七
遣はす……四三
つからしく……九六
つつ……七七
集ふ……三三
つらく……二六

て

て（接続助）……九三
ても……一四〇
添意助詞……一七

と

と（連用格）……一四
と（並列助）……二五

に

に（連用格）……七〇
に（接続助）……九二
にして（連用格）……八二
にはかにある……〇八

ぬ

ぬ（打消）……三三
ぬ（完了）……一九

の

の（連体格一）……六一
の（連体格二）……六三
の（連体格三）……六四
の（主格）……六四
宣はく―宣ふ……三二
のみ……〇一

は

は（係助）……二四
ば（仮定法）……八六
ば（已然法）……八七
は行動詞……四九
ば行動詞……六〇
恥し……九一
侍り……八六
丁寧（侍り）……四七
はらふ……三三
遥けし……九五

ひ

ひそかに……〇六
ひたす……四四
率ゐる……七八
広み……一〇三
広らに……一〇六

ふ

歴（ふ）……七四
複合法……二〇

へ

べし……一九
べしの意味……一四一

ほ

補助的用法……八

ま

ま行動詞……五三
まし……一八
ましじ……四一
ましじの意味……四三
ましじみ……四三
ましまし……八八
ましまします（尊敬）……二四
まじ……四三
ます……六六
坐す・詣す……六九
坐す（尊敬）……三三

索引

連体法……二四
連用形……一八
連用法……一八
連用形に添う助動詞……一三五

わ

別く……六七

ゐ

ゐやぶ……六二

を

を(連用格)……一六八
を(接続助)……一九八
を(間投助)……三七
をして……一八一
をちなけ……一〇二
をちなく……九一
をづ……四
を以て……一八三
居り……八六
をろがむ……五六

り

り……一四七

ら

ら行動詞……五六
ら行変格活用……四
らし……一四五
らむ……一四四
らゆ……一四四
らる……一二六

る

る(助動)……一二五

れ

連体形……二四

命令形……二八
命令形に添う助動詞……一四七
恵ぶ・慈ぶ……六二
恵まふ……一三五
恵む……五六
めづ……七六
めり……一四七

も

も……二〇五
用ゐる……七八
持つ・以て……四七
もとほる……六〇
ものを(終助)……三五
諸開し食せと宣る……三五六

よ

善から……一〇〇
能(よ)け……一〇二
よさす……四六
依さす・知らす・行はす(尊敬)……三六
四段活用……三二
より……一九七
よろこばし……九七
よろこぶ……五六

ま

まうす……四五
まで……二〇二
任(まにま)に・随に……一六三
まねく……七一
まねくあり……一〇一
申さく—申す……三五
奏し賜はくと奏す……三五四
申し給はくと申す……三五四
まをす……四四

み

未然形……七
未然形に添う助動詞……二〇
見そなはす……四五
見そなはす(尊敬)……三七
御名を白さく—御名は白して……三五
見はるかす……四六
見る……七七

む

む……二七
むくさかに……一〇六

め

名詞形……三
名詞形の語形……一三五
名詞法……一九

ゆ

ゆ(助動)……二四
ゆ(連用格)……一七九
ゆまはる……五六
ゆり……一六

や

や(係助)……二一〇
やすもふ……三三
安らけく……九四
やはす……四六

著者略歴

岩井良雄(いわい・よしお)

明治24年10月生。
大正7年東京高等師範学校国語漢文部。同8年研究科卒業。東京高等師範学校教授，東京教育大学教授，都留文科大学教授歴任。現在国士舘大学教授。
著書，日本語法史奈良平安時代編，日本語法史鎌倉時代編，日本語法史室町時代編，日本語法史江戸時代編，源氏物語語法考，流布本平家物語語法考，今昔物語集語法考，宇津保物語法考，国語学要説，標準語の語法，新標準語法，新国文法精説口語編，新国文法精説文語編，指導のための古典文法，教師のための口語法等。
現住所　東京都練馬区東大泉5-23-5
(TEL　03-922-2970)

祝詞宣命語法考　笠間叢書158

昭和五十六年四月十五日発行

定価　七〇〇〇円

著者　岩井良雄

東京都江東区毛利二—七—五—八一三
発行者　池田つや子

東京都荒川区西日暮里五—九—八
印刷者　山岡景恭

東京都文京区音羽一—二二—一九
製本者　手塚勝

発行所　有限会社　笠間書院
東京都千代田区猿楽町二—二—五
電話東京(〇三)二九五—一三三一
振替口座　東京一—五六〇〇二

三美印刷・手塚製本所

3381-851158-0924